

楊樹浦地方即ち東部工業地区の各工場が二十日迄に罷工の渦中に捲込まれて居たことは前記の三表に見て明らかであるが、併し中には之れを免れたものゝあつたことを我々は右の記事に依つて確か得るわけである。未だ此外に紡績以外の諸工業や大商店などの罷工が租界内に起つたのであるが、筆者の集め得た資料の中からは其の進行状況を知らることが出来ない。

二十一日の『北支那日報』は二十日迄の總罷工状態に對して左の如き總評を下して居る。

工場の多くは日曜日(二十日)に休業の例であるから、現在幾何のものが罷工して居るかに就いては其の概数さへも見積ることが困難である。今朝の出勤状態に徴して我々は初めて稍々明確な数字を得ることが出来る。但し前記の数字を基礎として計算すれば、約五萬五千人と云ふことが出来る。之れは重大な状態に相違ないが、併し現状を以て總同盟罷工と見做すことは出来まい。何となれば大上海に於ける五萬五千の労働者は其の總數の一割に過ぎないからである。加ふるに罷工に依る被害の最大なるものが支那人自身であることは注意に値する。現状では日本關係に約二萬三千三百人、支那關係に一萬九千二百三十二人、英國關係に一萬四千百人の罷工者がある見積りである。

上海の労働者總數が約五六十萬人あらうといふことは一般に承認されるところで、二十日迄の罷工者數がその一割にしか當らないと云ふ『北支那日報』記者の判断を假に正しいとしても、單に此の比率のみを根據として總罷工でないと断定することは明かに偏見である。之れは矢張り二十日のチャイナ・プレスが云つた様に、市内の重要な交通及び産業機關が上海總工會の意志に依つて麻痺せしめられたと云ふ事實から、之れを總罷工だと

素直に承認した方が正しからう。『北支那日報』は英人の經營である爲に、總罷工なる言葉から彼等は自然に労働運動の祖國たる英吉利のそれを聯想し勝ちであると思ふ。昨年五月に世界を震撼せしめた全國的總罷工に上海のそれを比較するときは規模・結束・秩序等凡ゆる點で比較にもならぬ程見劣りされることは申す迄もない。殊に上海總工會の名に依る結束の力の案外微弱であることは此度の事件で遺憾なく暴露された様である。此の缺陷の特に著しかつたのは共同租界電車工會及び碼頭總工會である。前者は青幫組織網の中心なる倪天生を殺して後漸く最近に生れ出したものに過ぎないから無理はないとしても、五卅事件直後に出来て二年近い歴史を有する碼頭總工會が、所屬労働者を結束する能力を殆んど全く缺いて居るのは正に醜態と云ふべきであらう。埠頭労働者に常備と日傭の二種がある。日傭苦力の結束が殆んど不可能であることを別とし、常備苦力の仲間には青幫及び同郷關係の繩張りがあつて複雑を極めて居る。尤も埠頭労働者の約八割迄は青幫仲間であると云はれ、従つて郷土的繩張りの頭目は同時に各々其の範圍内に於ける青幫の頭目を兼ねる場合が多い。故に彼等は青幫の最高頭目の命令なら直に結束するであらうが、新たに起つて利害關係の尙ほ不明瞭なる上海總工會の節制には無條件に服従することが出来ないであらう。若し此の推測に幾分の眞理があるとすれば、茲にも又左傾労働勢力と青幫勢力との半自覺的な闘争が行はれて居るわけである。左傾労働運動の指導者達は今度の總罷工の初期に起つた種々なる故障から學ぶところ定めし多からうと思ふ。

二十一日の『北支那日報』から我々は今一つ學び得るものがある。それは上海の英吉利人社會の識者が如何に此の事件の性質を解釋したかと云ふことである。同日の論説欄に「共產主義者の最初の運動」と題して總罷工の

評論を試み、其の中に「我等は現在の罷工が一層大規模な計畫に對する序曲であり準備であるに過ぎないことを疑はぬ。即ち問題は、工部局が如何にして共產黨のかくれた勢力に對抗し且つ之れを打破すべきかと云ふことにある」と述べて居る。此の二箇年以來「支那赤化」の悪夢に魘され通して居る英人としては當然の取越し苦勞であるかも知れない。轉じて雜報欄の項を見ると、同紙記者は十九日午後上海總工會の一幹部を訪ひ、大約次の如き問答を試みた。今度の總罷工の目的に關する質問に對して總工會の幹部は

一、英國の帝國主義的態度殊に支那出兵の強壓政策に反對すること

二、孫傳芳に反對すること

三、南方勢力の増大及び勝誇つた南軍の歡迎に對する労働階級の好意を表示すること

記者が「若し此の運動の目的の一つが英國に反抗することであるとしても、罷工の結果は支那人自身の方が一層大きな損害を受けることになりはしないか」との質問に對し、總工會幹部は次の如く答へた。

それは事實かも知れない。併し英吉利も亦大きな打撃を受ける。我々の目的は、英人が自覺して其の強壓政策と帝國主義的手段とを捨てない限り、彼等の支那に於ける事業を覆へすにある。時勢は變化し、今日の支那は最早五十年前の支那ではない。ナショナリズムの潮が捲き起つて之れを阻止することは出来ない。而して我々は我等の經濟的武器なる罷工が英國の全海陸軍よりも遙かに有効であることを確信する。之れに反し英人が若し我等の意志をよく了解して其の政策の變更に勇敢であるならば、彼等は支那國民から永久に親愛せられ、而して一層大きな經濟利益を享受し得ることとなるであらう。

總工會首領の英人記者に向つて掲げた三項の目的なるものは必ずしも事實でなく、少くも其の第一項及び英國の對支政策に對する非難は嘲弄又は威嚇の意味で述べられたものであるらしい。

支那街の状況は明かでないが、唯恐怖政策は益々其の暴威を振ひ、三十日午後迄に切捨御免に遭つて路傍に鼻首されたものが二十人に達したと報ぜられた。之れに反し、同日迄に共同租界警察に拘禁された罷工煽動者は三名に過ぎなかつた(N.C.D.N. 22, Feb.)。

(10)

二月二十一日

二十二日附『北支那日報』に記された二十一日の概況は左の如くである。

昨日の罷工状態は相變らず險惡であり、殊に罷工者の數は二十日の五萬五千人から二十一日の夕刻の約十萬八千人に激増したとは云へ、消息通の意見では運動の氣配がだれ氣味を帯び、大體底が見えて來たと云ふことである。

總數に於いては前記の如き激増を見たが、二十一日には一部の復職も行はれた様である。即ち復職したもの

英國

英米煙草浦東工場 五、〇〇〇人

第四章 支那労働者の特殊性

Shanghai Dock and Engineering Co. 11,000人

支那

南洋煙草公司浦東工場 一四、〇〇〇人

永安公司 八〇〇人

先施公司 六〇〇人

新々公司 六〇〇人

開北二十五製絲工場 一、二五〇人

新たに罷工したもの

英國

British Cigaret Co. 七〇〇人

Aquarius Co. 1,000人

C.N.S. (招商局?) 所屬汽船順天乘組員 二五人

日本

上海紗廠第一、二、三工場 七、五六八人

Toongwo Cotton Mill. (同和?) 一、五五四人

内外棉紗廠第十四及び第十五工場 二、〇一九人

豊田紗廠 一、〇〇〇人

支那

申新紗廠 二、〇一六人

鴻章紡織染廠 一、九七五人

溥益紡織廠第一及び第二工場 二、四九九人

統益紗廠 四、一七〇人

大有餘機器榨油公司 四〇〇人

信大麵粉廠 二〇〇人

三新紗廠 二、〇〇〇人

六漢字新聞工場 七五〇人

右の中漢字新聞印刷工場の罷工に關しては該紙に次の如き記事がある。

孫傳芳氏を支持すると云はるゝ『時事新報』及び『新申報』を除く總ての漢字紙は、労働者の罷工の爲に昨日から發行されなくなつた。

又開北の製絲工復職に關しては曰く

昨日の開北は極めて靜かで、商店の閉鎖されたのはあるが、併し萬事全く平常通りに見える。このことは南市及び城内も同一で、民衆は頗る落着いて居る様である。開北の食糧品市場は平常通り營業して居るが、南

市市場は半分通りしか出荷を見ない。開北に於ける八十三の製絲工場は昨朝から復活し、男女工共充分に供給された。それは上海生絲ギルドの會長なる沈聯芳氏から防守總司令李寶章氏に訴へた結果、同氏から各警察官憲に對して労働者等の即時出勤を警告する様訓諭が發せられたからである。工場の閉鎖が永引けば、製絲業者は引渡しの約定を期限通り果し得ぬことから生ずる重大な損失に苦むであらうし、一方労働者達は若し此の命令に背いたら忽ち逮捕せられ、甚だしきは斬首される恐れがあつた爲に、防守司令部の計畫が故障なく成功したものであらう。

此の記事に依れば支那街に於ける罷工運動は二十一日迄に防守司令部の恐怖政策に依つて略々完全に征服されたと見るべきであらう。

二十二日の『北支那日報』に看取される對罷工意見の激變は、此の新聞紙が上海の英人社會の態度を的確に反映すると云ふ事實に顧みて、吾人の興味を唆るものでなくてはならない。一日前の同紙が總罷工を共產主義者の排英運動の前提であるとして頗る狼狽の態であつたに反し、彼等は二十一日の罷工經過を見てすっかり安心して了つた様である。曰く

上海總工會は其の會員が租界警察と事を構へるのを極度に憂慮し、此の目的を以て凡ゆる所屬組合に對し次の如き詳細なる訓令を發した。

- 一、各工場及び商店に於いて怠業を行はざること
- 二、外國人を襲撃せざること

三、金錢を強要すべからざること

四、凡ゆる労働者は彼等の屬する各組合の命令に服従すべきこと

五、上海總工會の同意なしに労働組合を設立すべからざること

六、最も嚴格に平和及び秩序を維持すべきこと

七、以上の規律が行はれて居るか否かを視察する爲に武装糾察隊を派遣すること

今日迄の此の方針は充分よく遵守され、罷工者達は如何なる種類の紛争をも起さうとする傾向を殆んど或ひは全く示さなかつた。街頭の群衆に現はれた其の一般的態度は實際無意識なものに過ぎなかつた。

所謂總工會の命令條項は十九日附で發せられたものと漢字紙に記されたものと大同小異であり、恐らく同一物に外ならぬと思ふ。果して然らば英人と雖も二十日の朝迄にはこのことを知つて居なくてはならず、従つて彼等は其の夕刻迄に前記の如き正しい觀察と安心とを得て居なければならなかつた筈である。實際今度の總罷工が英人を目標として行はれたものでないことは昨年十一月頃から判りきつたことである。併し『北支那日報』が安心のあまりに「被害は日本人が最も大きく支那人之れに次ぎ、英人は最小である」と數字を擧げて斷定する態度は聊か輕率を免れない。何となれば此種の比較を正確に行ふ爲には絶對數を看察すると同時に比較數字をも併せ考慮する必要があるからである。茲に比較數とは各國籍別雇傭者の總數と罷業者數との比較を意味するものである。

(11)

二月二十二日

労働者側の緊張が二十一日を峠として二十二日から下り坂に向つたことは略々『北支那日報』の所謂消息通の観測通りであつた。同紙の記事に依つて二十二日に於ける一般状況を記せば次の如くである。

昨日の罷工状態に於いて最も奇異なる現象の一つは、過去二日間の経過に照して英人企業に於ける罷工労働者数の著しき減少及び日支企業に於ける罷工労働者数の大なる増加といふことであつた。罷工労働者の總數は前日の十萬八千人に對して約十一萬二千人となつた。其の中日本人企業四八、八七〇人、支那人企業四三、〇三〇人、英人企業一八、四六四人、佛人企業四〇〇人、工部局九八九人、葡萄牙人企業一〇〇人である。而して英人企業なる Dock and Engineering Works の八、四〇〇人以上が復工し、英米煙草浦東工場の五千人も復歸した。然るに其他の企業にあつては南洋煙草浦東工場の千四百人、工部局電氣部の百十人及び日華紡績浦東工場の三千八百人が復歸したに過ぎない。二十二日に新たに罷工に加はつたものは左の如くである。

日本	一、二二〇人
東亞製麻會社	五、一四四人
喜和紡績	(合計 一〇、三七六人)
支那	三、〇〇〇人
開北の各製絲工場	

英吉利

プライス蠟燭製造所

二二四人

The Chinese Feather Factory

三〇〇人

此の數字に依りて知らるゝ通り、英人側に於ける罷工者數の増加は日支のそれに比して著しく少く、差引に於いて一層英人側は有利な地位に立つわけである (N.Y. C. D.N. Feb. 23)。

二十一日以來冷靜に立ちかへつて總罷工に對し比較的公平な觀察を下し得る様になつた『北支那日報』は、二十二日に示された前記の如き成績に依り一層穩やかな態度で彼等の環境を眺めることが出来る様になつた。而して二十三日の紙上に前日の一般状態を總括し「總工會の政策に従つて罷工者達は此の日を通じて甚だ靜かに行動し、此の記事を書く迄に何等の事件も起らなかつた」と述べてゐる。支那街方面での例の斬捨御免は著しく減少したらしい。尤も總工會や學生や所謂煽動者達が其の活動を弛めたと云ふのではないらしく、總工會は開北方面に於いて孫傳芳勢力の顛覆運動を續け、學生や煽動者達も亦支那街及び租界を通じて活動した。「孫傳芳は五卅事件を惹起した英國の帝國主義者よりも一層悪い。彼は北伐軍の爲に致命傷を負はされたとは云へ尙ほ上海に於いて無辜の市民を殺戮しつゝある。故に我々は彼を倒す爲に一層の努力を要する」と云ふ意味の傳單が播き散らされた。孫傳芳及び李寶章氏が執つた恐怖政策は労働者及び學生の憤恨の的となつたに相違ない。従つて英國よりも一層恨めしいと云ふ言葉は彼等の衷心から迸り出た最も悲痛且つ眞摯なる叫びでなくてはならぬ。それにも拘らず彼等の運動は銃劍の力に押へられて、支那街は表面靜肅に保たれた。租界及び租界内の各工場が何等の脅

威をも受けなかつたことは前に述べた通りである。

二十二日に起つた注意すべき出来事は上海總工會が各路商界聯合會に對して共同動作を申込んだことである。抑々國民黨員及び總工會幹部の豫定計畫に依れば、彼等は労働者・學生及び中流以下の商人を糾合して上海市民公會なるものを設け、其の力に依つて上海に一つの革命を起し、彼等の所謂市民政府を建設することにあつた。然るに十八日午後總工會が總同盟罷工の命令を發した際には、恐らく其の餘裕を持たなかつた爲に、事前に市民公會との聯絡を固めることが出来なかつた。従つて労働者と學生とは協同することが出来たが、商界聯合會は全く傍觀者の地位に立つた。そして遅くも二十二日迄には總同盟罷工の失敗に終ることが明白となつた。彼等は此の悲觀すべき形勢を盛返す唯一の方法として商人側を動かさうと試みるに至つたものであらう。

二十三日附『北支那日報』の報ずるところに依れば、

總工會は昨日楊樹浦で市民大會を開き北伐軍の成功を祝賀する爲の市民大會を開かうと企てたが、租界官憲の妨害に會つて失敗した。且つ總工會は閩北で講演を試みる爲に十組の宣傳者を派出したが、之れ又支那官憲の爲に爲阻止された。

此の日二名の講演者が斬捨御免の犠牲になつたと云ふことである。労働者及び學生の一般市民に對する接觸運動は斯くの如くにして目的を達することが出来なかつたが、商人側に對する運動はどうであつたかと思ふに、

總工會は商人達に向つて罷市を行つて罷工運動と結附くことを勸告する書面を發したが、彼等は損害の重大なることを理由として之れを拒絶し、商賣は此儘繼續されるものと思はれるが、労働者側では商人達が後日

彼等と協働することを希望してゐる。尙ほ總工會は商界聯合會を通じて商人達と結附かうとして居るが、同會が之れを承諾するか否かはまだ決定を見ない。但し商界聯合會は米商及び食料品商に對して、假令罷市が行はれても彼等は市民の生活を維持する爲に商賣を續けて貰ひたいと申し出た。總工會も亦食料の不足を避ける見地から之れに同意した。

二月二十三日

二十四日附『北支那日報』に曰く、

罷工の形勢は昨日に至つて著しく緩和され、各紡績工場では三萬人内外の労働者が復歸し、其の中には晝間作業の全工程を行ひ得たものすらある。多くの工場では夜間作業を復活する見込がついたので、此等を合せたら約五萬人に上るであらう。紡績のみならず郵便局にも追々労働者の復歸を生じ、勿論例外はあるが下級職員以上の雇傭者は大體仕事に就くことゝなつた。租界の交通事業及び支那街の各企業も大體恢復せられ、此等は引續き就業するものゝ如くである。殊に乗合自動車會社の雇傭者は全部復歸して其の作業は既に殆んど平常通りとなつた。同日中に電車従業者も復歸し、重要線路の總てが夕刻迄に運轉さるゝに至つた。次の表は紡績工場の平常人員と昨日復歸した労働者數との比較である。

工場名	平常人員	復歸人員
日華紡績	三、五〇〇	一、一八七
内外綿第九	二、〇二〇	六三〇

鴻章紗廠	二、〇七五	二、〇七五
紡益紗廠	四、七一〇	一、二〇〇
喜和紗廠	一〇、三七五	三、〇五〇
内外綿第三	一、〇〇六	三〇〇
同 第四	一、五〇七	三九三
上海紗廠第一	二、一三六	二、一三六
同 第二	五、四四二	五、四四二
Yue Fong	二、七八九	二、七八九
Dong Shing	三、一四六	二、一四八
Dah Kong	三、九四二	三、九四二

船會社の罷工も著しく緩和せられ Butterfield & Swire 所屬汽船新北京及び順天、寧紹所屬の新寧紹は船員全部が復歸した。楊樹浦發電所労働者の大部分及び Aquarius Co. の百人中二十人も亦復歸した。尤も發電所は罷工に依つて著しい障害を受けてゐなかつた。

之れに依れば上海に於ける産業及び市内交通の最も重要な部門を通じて總罷工は二十三日から既に終熄に近づいたと云へる。一方上海總工會の復工命令はまだ發せられず、總罷工の收穫としては殆んど全く數へ得べきものがないのに、多數の勇敢なる戰士は斬捨御免の犠牲となり或ひは牢獄に投ぜられた。斯くの如き形勢に於いて左傾運動者が極度の焦躁に陥つたことは想像に難からぬ。彼等の爲に残された唯一の活路は商界聯合會の好意の

下に罷市を實現させることのみであり、之れに失敗したら愈々引込みがつかなくなる。然るに前日から開始した此の方面の運動は幸ひにも二十三日に至つて或る程度効果を齎した。それは商界聯合會に依る一日の罷市が宣言されたことである。之れに關する二十四日附「北支那日報」の記事を左に紹介する。

共同租界・佛蘭西租界及び支那街に於ける支那商人の一日間の總罷市が上海各路商界聯合會に依つて宣言された。此の罷市は昨日起るべきであり、通告は各商店主に向つて發せられたのであるが、併し郵便機關の麻痺した爲に豫定の時刻迄に此の通告を受取らなかつた商店が多く、従つて此の計畫は中止されることとなつた。總工會幹部では今夜から始まるだらうと云つて居るが、併し彼等は之れに關して聯合會側に交渉するところがなかつた。此の罷工計畫は後に記すところに依りて明かなる如く外人會社に對して行はれたものでなく、單に滬滬防守司令李寶章氏の執つた最近の處刑に對する抗議としてあつた。

聯合會通告文の内容は次の如くであつた。

我々の同胞の多くが聯合軍當局者から審判なしに慘殺された事實に鑑み、吾人は一日間の總罷市を宣言することに決した。それは二十三日に行はるべきもので、軍閥の行爲に對する我等の非難と不當に屠殺された人々に對する我等の最深なる同情を表示するものである。このことは全社會に關係するものであるから、諸君は我等と行動を共にされんことを要求する。尙ほ各商店は同封せるポスターを各門戸に張出して頂きたい。同時に我等は各路組合及び各團體から特別代表者を選出して各町内の平和及び秩序を維持する爲に官憲を援助せられんことを望む。

二月二十一日

上海各路商界聯合會

ポスターには赤インキで左の意味の言葉が刷込まれてあつた。

軍閥は我等同胞を虐殺した。故に我等は彼等に反対し且つ労働者に對する我等の同情と援助とを表示する爲に聯合して此の罷市を行ふものである。

此の計畫が交通機關杜絶の爲に市中に徹底せずして失敗に終つたことは『北支那日報』の説く通りであつた。聯合會の通告及びポスターには軍事當局に對する鋭い非難の意志が現はれて居り、此の事實から見ると各路商界聯合會が公然總工會に味方して軍事當局に反抗したものの様にも考へられるが、併し通告の末尾に町内の治安維持に關して官憲との協力を勧めた事實及び總罷市計畫に關して總工會との間に表面上の接觸を避けた事實に鑑み、聯合會側が此のクライマックスに際しても軍事當局と微妙な關係を保持して居たことが推測されると思ふ。

二月二十四日

此の日は第一回上海總罷工の最終日である。總工會の復工命令に曰く、

總罷工は五日間繼續され、我々労働者の犠牲的努力の結果著しい成功を收むることが出來た。茲に商人團體の屢次の要請に鑑み、總工會は一時罷工を停止することとした。但し之れは必ずしも此の運動の終結を意味するものでなく、我々は更に引續き我々の理想を實現する努力を繼續すべきである。

此度の總罷工が「著しき成功」を收め得たものでないことは前に述べたところに依りて明かであると思ふ。彼等の總罷工には彼等自身の告白する如く一つの「理想」があつた。それは前々項以來指摘したところの所謂革命

的市民政府の建設と云ふことである。總工會が特に罷工の「一時中止」を宣言したのは彼等の失敗を自ら認めて居る證據であらう。何故罷工が斯くも慘憺たる失敗に終つたかに就いては別に關説することとし、此の罷工中止命令が各工場に如何なる影響を與へたかを數字によりて説明すれば左の如くであつた。これは二十四日に各工場に復歸した労働者數と平時人員とを比較した『北支那日報』の報道によるものである。

工場名	平常人員	復歸人員
Chinese Post Office	二、〇〇〇	一、〇〇〇
Kiwa Cotton Mill	一、〇〇〇	七六〇
Electric Power Station	一〇、三七六	一〇、三七六
Toong Wo	二、五五四	二、五五四
Sung Sing	二、〇一六	五〇〇
Hou Sung	四、〇〇〇	四、〇〇〇
Wei Tung	一、七五二	四〇〇
Heng Foong	四、二二五	四、二二五
Dong Shing	三、一四六	三、一四六
Dah Foong	二、〇〇〇	二、〇〇〇
Naigai Wata Kaisha		
Mills No. 3, 4, 7, 5E 5W 12, 8, 13, and 14		
	二、〇五四	七、一三八

Dong Shing No. 2	1,709	九八〇
Jao Jute Mill	1,110	九〇八
Tung Yih	4,170	三,300
Poo Yih No. 1	1,360	六九五
Poo Yih No. 2	1,129	六一二
Sung Sing	2,173	1,039
Sieg Dah Flour Mill	1,100	1,100
Dah Yue Oil Mill	500	400
Tsung Hua Weaving Mill	1,130	1,130
Sung Sing	11,000	11,000
Nantao Tramways	300	300
Ning Shao Steam Ship Co. Sir. Yang-Shing	111	111
Aquarius Co.	100	100

因に二十五日附『時事新報』に依れば總工會の復工命令は二十四日午前九時に産業別及び地方別の各高級労働團體に交付せられ、同日午後一時から一齊に復工すべき旨を含んで居たことである。又上海市民公會の同志にして總罷工を通じて好意を寄せて居た上海各路商界總聯合會は、同日附を以て「諸君は愛國運動の爲に同盟罷工を行ひ五日間に亙つてよく秩序を保ち得たことは感服の至りである。敝會は労働者の生活上復工を祝する爲、

明日一齊に國旗を掲げて敬意を表する」といふ意味の書面を總工會に與へたとのことである。

(111)

各企業者の復工は必ずしも總工會の命令と同時にに行はれたわけではないが、併し其の状況をこゝに詳説する必要を認めない。第一回總罷工の失敗に終つたことは前に記した如くであるが、其の原因はどこにあつたか。私の所見によれば、第一は時機の選定に關して總工會は重大なる錯誤に陥つたことである。第二は其の同志なる上海市民公會中の商人團體に渡りをつけることを怠つたにある。第三は罷工會内部の組織の不完全に基くものである。南軍の杭州占領は二月十七日で、其の翌日午後には早くも罷工命令が發せられたのであるから、總工會の行動の敏速であつたことは充分認められるが、併しそれは不必要な敏速に過ぎなかつた様である。總罷工の意義は種々に宣傳されたが、「北伐軍は今や勝利を得て孫傳芳軍閥の運命は滅亡に近づいて居る。故に民衆が反軍閥運動を援助し得る機會の到達したことは明かである。我上海總工會は總罷工を宣言することに依つて北伐軍を援助することに決した」といふ總罷工命令を其の根本目的としたものであることは疑ひない。此の字面だけでは所謂北伐軍の援助が單に精神的のものに止まるか(例へば祝賀とか歓迎とかの意志表示の如き)或ひは一步を進めて實質的の計畫をも含んで居たかを推測することは出来ないが、併し其後に開展した事實例へば閩北に於ける労働團體の數回に亙る暴動や北伐軍のエージェントなる鈕永建氏の指揮の下に起つた上海艦隊の高昌廟砲撃事件などに徴し、我々は第一回總罷工が精神的と同時に實質的にも北伐軍の援助を意圖したものであることを論斷し得ると思

ふ。加ふるに第二回總罷工に依つて證據立てられたごとく、第一回總罷工の最後の目標は北伐軍の實力を背景とした所謂革命的市民政府を建設するにあつたのだから、此等の點を綜合して批判するならば、杭州占領を總罷工の機會に選んだことはあまりに焦り過ぎたと云はなくてはならない。それは杭州上海間の距離及び其の當時に於ける嘉興上海間の北軍の防備状態及び其の實力から見て素人の目にすら明白に看取せらるゝところである。三月十七日附で上海方面に於ける北伐軍の最高首領たる國民革命軍東路總指揮白崇禧氏が發表した「上海民衆に告ぐる書」中に

最近上海の市民は我等の革命軍が杭州を占領したに就いて全體的の大罷工大罷學を行つて我等を援助した。其の當時我等は戰略上の關係から直ちに上海に入ることの出来なかつた爲に、多數の革命的労働者や學生を軍閥の犠牲に供するに至つたことを遺憾至極に思ふ。我々は之れに對して無限の悲憤と感銘とを抱き同時に此上なく氣の毒に感じて居る（三月二十三日「商報」）。

以上は總罷工失敗の第一原因に對する説明であるが、其の第二原因即ち同志なる商人側との聯絡を缺いて居たと云ふことに就いては昨年十二月十日の上海市民公會緊急會議まで溯る必要がある。詳細は本章（一）の記述を参照されたいのであるが、該會議席上に於いて上海各路商界聯合會の代表者は「總工會執行委員會の總罷工決議は事態あまりに重大だから暫く保留せられたい」旨を總工會代表者に要求した。商界聯合會の此の態度は總工會が上海市民政府の建設を最後の目標とする總罷工であるに拘らず、其の實行決議を同志なる商人團體を抜いて行つたものであることを示すと思ふ。同月十二日に總工會は此の件に關して執行委員會及び高級労働團體代表者の

聯合會議を召集したが、上海市民公會の代表者は此の會合に出席して「市民公會は政治的總同盟罷工の實行を暫く延期せんことを主張する」と述べ、労働者側も亦商會聯合會並びに市民公會の意志を尊重して之れに従ふことに一致した。斯くの如き経緯があるのだから總工會が罷工を行ふ以前に市民公會の同意を求めるとは彼等の義務でもあり利益でもあつた筈である。然るに其後世間に洩れたところ及び罷工後に於ける各路商界聯合會との關係の事實から察するに、總工會は此の義務を怠り、従つて其の利益をも自ら拋棄したものと、如くである。總罷工失敗の第三の原因即ち労働組織の不完全と云ふことに關しては前にも罷工中に起つた各實例に依つて指摘して置いたところであるが、茲には或筋の報告に基いて一層具體的な説明を試みることにしよう。それは同時に總工會が罷工後約一箇月間に互つて決行した恐怖政策の理由をも説明するに足るものである。該報告中に「小沙渡日本人工場罷工の經過と教訓」と題する中國共產黨又は上海總工會の起草した文書が收められてある。小沙渡日本人工場罷工とは共同祖界の西部工場區に於ける紡績工場に對し昨年八月二十日から九月十六日迄の二十八日間互り十二箇工場二萬二千六百餘人の大罷工で、其の理由は陳阿堂殺害事件なる純政治的のものである。企業者側の策略として記された三項中の第二項に曰く

巧妙なる方法にて督促（職工監督の意）の利用

彼等是一部の有能督促を利用した。例へば内外綿第九工場は其の督促の利用に依つて遂に罷工しなかつた。其他の信頼し得ざる督促は寧ろ之れを利用せず、彼等が工會に赴いて金儲けに従事するに放任した。此の法は勞少くして效力の大なるものである。何となれば九工場の罷工不参加は全體の罷工の士氣に大に影響し

たからである。

此の罷工は全敗に終つたのであるが、該文書の指摘した失敗原因中の注意事項第三項に曰く
督促問題

今回の経験に依つて督促が全然信頼すべからざるものとなつた。我等が彼等を利用する反面には彼等も亦我等を利用せんとする考へがあり、殊に資本家も彼等を利用しつゝあるからである。

右に依れば工場に従事する支那人の雇傭者中、左傾労働運動者が此の大罷工の経験に依つて絶対的の敵であると認識したものは所謂督促であることが判る。報告者は之れを工場監督と約してあるが、字義及び其の職分から推測すれば俗に所謂「包探偵」を意味するものではないかと思ふ。私が上海で調べたところに依れば包探偵は雇主の爲に目付の役を勤めるものであり、労働者からは一般に憎まれて居るが、併し其の殆んど凡てが青帮組織内の首領株であるから、彼等は此の勢力を利用して一方には雇主他方には労働者及び労働運動者に忠義顔を示しつつ搾取の凡ゆる機会を漁る油蟲的な生活を営むものである。右文書を読むと左傾労働運動者達は意外に此の油蟲を頼みとして居たものゝ様であるが、私の會見した企業者中の聰明な仲間では早くも其の本性を看破し、廢止の必要を説くものすらあつた。左傾労働勢力が多少とも督促の身上に托せられて居たとすれば、それは労働運動の幼稚と認識の不足とを物語るものであり、従つて彼等の組織の不完全な度合を推定するに足るものである。此の缺陷に醒めた左傾者流は先づ第一に共同租界電車會社の偉大なる督促倪天生を血祭に擧げ、引續いて第一回罷工終熄後の二月二十六日を手始めに二十餘名に上る督促及び工頭の暗殺を行つた。左傾労働組織の第二の缺陷は所

謂「領袖」に頼りすぎて労働群衆の把握を怠つて居たことにある。此の方面の缺點に關して前掲文書の告白するところは次の如くである。

眞の群衆の組織に注意しなかつたこと

今回の群衆の態度は大部分面白くなかつた。内外綿第七工場の群衆は最初は態度良好であつたが、後に至つて悪化した。不良分子は盛んに面白からざる言動に出た。要するに今回我等は餘りに領袖の號召に頼り過ぎて眞の群衆の聲を知らず、換言すれば組織ある群衆の基礎がなかつたのである。

茲に群衆とは労働群衆の意味である。不良分子とは多分企業者側の所謂穩健分子と同意語なのであらう。果して然りとすれば、内外綿の如き放任的工場に於いてすらも企業者側の懷柔策が案外大きな効果を現すものと見える。五卅事件以來一年數箇月を経た後に左傾運動者が今更「組織ある群衆の基礎がなかつた」との歎聲を發することは一寸滑稽にも思はれるが、併し正直且つ大膽な告白であるだけに第三者をして後世恐るべしの感を抱かしめるものがある。所謂領袖及び後出の幹部は多分主として當該工場労働者中の指揮者即ち所謂工人代表を意味するものと思ふ。領袖達は如何なる行動に依つて左傾労働運動の期待に背いたか。曰く

「五卅」の時に醸された悪習慣の發露

小沙渡工人群衆の性質は概括的に見て良好である爲、同時に重大な缺點のあることを見逃して仕舞ひ、之れに對する組織上の注意を怠つた。加之昨年五卅後の爭議續出の爲に甚しく疲勞を増大しつゝあつたのである。即ち五卅の時の良い経験が働かず、悪い習慣のみが跋扈した。誤魔化し及び救済金の要求が之れである。

幾多の領袖は罷工を以て彼等の誤魔化しの機至るとなした。之れ今回失敗の重大な原因である。今回女工群衆は些の缺點をも暴露せず終始勇敢に行動したことは一般罷工の現象に見ざる特異の現象であつた。

所謂五卅事件の悪い習慣とは、俄か作りの労働組織を以てして重大な民族運動を擔任せねばならなかつた必要上、指導者等は極度に組織の量的擴大を急ぎ、質の方面に注意をする暇がなかつた。そこで彼等は半ば無意識的に在來の青帮勢力に沿うて一夜作りの粗奔な労働組織を捏上げたのである。一般労働者は申す迄もなく、指導者から領袖とか幹部とか云ふ名を授けられた人々にも、労働組合乃至労働運動が何を意味するかを理解し得るものは極めて少數であつたらう。單に理解し得ないばかりでなく、彼等は理解しようと云ふ要求をすら感ずることなく、只管に自身の利益と勢力とを收穫することに没頭した。「誤魔化し乃至救済金の要求」は所謂領袖達が利益獲得の手段であるが、八月の紡績罷工に際して特に目立つた搾取方法は「幽霊糾察隊」を作つて其の手當金を許取したことであつた。甚だしきは八百人の糾察隊を作つたと稱して其實五、六十人しか使はなかつたなどの例もある。そこで該文書中には「幹部と群衆との關係」を悲觀して

全然原始的の状況である宗法社會の首領と部下との關係さへもなく、哥老會や青帮・紅帮にも及ばない。彼等自身が既に領袖とは上級機關の接合者である位の觀念で群衆との關係なんか一向御存知でない。

とまで極言してゐる。此の憤激から考へれば總工會の恐怖政策の犠牲となつた人々の中には單に企業者の味方なる督促や工頭ばかりでなく、少數ではあらうが、左傾労働組織中に巢喰ふ悪質の領袖乃至幹部達も含まれて居たことと思ふ。

(三)

上海總工會は二月二十四日に恨を吞んで總罷工の終熄を宣言すると同時に、其の仇敵なる各工場の督促及び工頭に對し驚くべき恐怖政策の實行を開始した。此の政策の第一の犠牲者に選ばれたものは共同租界電車公司の總稽查倪天生で、それは一月十二日の出來事であつた。此の暗殺が五卅事件以來の總工會側の宿志たる電車罷工の成功を容易ならしめた事實は、前に掲げた左傾労働運動者の督促觀の正確なることを裏書きするものであつた。而して總罷工後に連続的に行はれた暗殺の火蓋の切られたのは二月二十六日午前五時であつた。今此の連続した暗殺事件を手元に集つた上海漢英字紙から摘出表記すれば次の如くである。

一、二月二十六日内外綿第九工場の小工頭朱阿三が四、五人の労働者風の群から狙撃されて即死した(二十七日『時事新報』)。但し同日の『上海日報』には工人監督とある。後者が事實だらう。

二、三月一日永安紗廠の女工頭施王氏が夕刻に労働者朱仁なる者に短銃で射殺された。此種の事件には珍らしく加害者が縛に就いたが、其の供述に依れば、労働組合書記が銀十元と短銃とを彼に渡して暗殺を命じたとのことである(三月三日『時事新報』)。

三、三月六日夕刻祥生鐵廠 (Shanghai Dock & Engineering Co.) の浦東機械工場所屬工頭寧波人忻禮高は彼の部下らしい二名の労働者に拳銃で射殺された。家族の陳述に依れば金を借りに來て斷はられ兇行に及んだとのことであるが、官憲其他の見込は矢張總工會の命令に依るものとされてゐる(九日『時事新報』及び八日

『北支那日報』。

- 四、三月七日早朝日華紗廠の工頭 Yuen Shouning は工場からの歸途を四人の兇徒に襲はれ銃弾を受けたが死に至らず、兇徒は逃亡した(八日『北支那日報』)。
- 五、同日申新紗廠に兇徒が入込んで監督工頭及び支配人を銃殺すると威嚇し辛うじて取鎮めたが、其の爲二千十六人の男女職工を退場せしむるに至つた(同上)。
- 六、同日夕刻 Hou Sung Cotton Mill の工頭 Yu Tsung Foh が三發の銃弾を受けた。但し生命の憂なし。加害者は逃亡した(三月九日『北支那日報』)。
- 七、三月十一日午前上海紗廠第二及び第三工場の總稽查なる江蘇省常州人戴金生は三人の暴徒に襲はれ間もなく死亡、加害者は遁走。戴金生は労働者を苛酷に取扱ひ、殊に昨年三月上海紗廠第三工場の罷工に際して工會側から深い恨を受けた。それで常に數名の用心棒を身邊に備へて居たが、襲撃を受けた時には彼等は皆逃げ去つたと云ふことである(十二日『時事新報』)。
- 八、三月十一日夕刻共同租界電車會社の會計は勤務先からの歸途を一兇徒に擁撃されて三彈を浴せられ重傷を受けた。原因は倪天生の忠實な乾分であつたことにあるらしい(十四日『北支那日報』)。
- 九、同日の夜一郵便労働者は二名の兇徒に襲はれて射殺された(同上)。「北支那日報」は此の二つの事件で被害者總數が二十件に上つたと報じてゐる。
- 十、同日早朝同興紗廠常州人蔣鳳翔は出勤の途中兇徒に襲はれて銃弾を受け即死(同上)。

十一、三月十三日午後内外綿第九工場の職工揚州人馮寶如は浴場内で兇徒に襲はれ五發の拳銃弾を受けて即死した。後に彼の私室内で次の意味の書狀が発見された。「昨年陳阿堂事件に關聯して罷工を爲した時吾々はお前の爲に色々な侮辱を受けたものである。當時實に痛苦に堪へなかつたが空しく今日に及んだ。今工會の要求に依り最後の手段を取るべし」云々(十五日『上海日報』)。

十二、三月十五日夜内外綿第九工場の食堂内で加油工會福根の屍體が発見された。漢字及び英字紙に依れば彼は同日待遇條件に關する労働者側の要求を提げて雇主側と交渉する委員の一人に選ばれた。従つて加害者は日本人であると疑ひ、全部の職工が即時罷工に入つた旨を報じて居るが、『上海日報』に依ると「曾福根は以前總工會と密接な關係ありたる男なるが、最近はその不利なるを知り漸次會社側に接近しつゝあつた男である。之れが爲に會社に於いても見廻り代理として彼を遇して居たるが爲或ひは工會派の反感を買ひ此の慘事を見たるものなるべしと思惟せられて居ることである。後者の方が事實ではないかと思はれる。

十三、十七日朝二名の兇徒が上海電車公司總監督 Wang Anfoh 住宅に闖入して其の妻を射殺した。加害者は江北訛を帯びて居た。被害者は倪天生の後を繼いで最近總監督の地位に進められたものである(十八日『北支那日報』)。

十四、十九日夕刻 Tobacco Product Co. の職工 Zan Zung Yui は勤務先からの歸途を三名の兇徒に擁撃されて即死した(十九日『北支那日報』)。

十五、同日怡和紗廠の一職工が襲撃されて負傷した(同上)。尙ほ同紙の報ずるところに依れば、租界警察は上

海市街から此の恐るべき罪惡の陰影を取除く爲に懸命の努力を注ぎ、之迄に起つた八個の事件に對しても二千元、其他の事件に對しては百元乃至千元の懸賞を發表し、其の額は合計約二萬弗に上るとのことである。私が地方新聞紙中から拾ひ出し得たのは右の十五件に過ぎないが、併し之れ以上に尙ほ多くの暗殺が行はれたであらうことは想像に難くない。従つて二十餘名の督促や工頭や不良領袖達が總工會の恐怖政策の血祭りにあげられたと云ふ風評は恐らく事實に近いものであらう。總工會がかくも思切つた恐怖政策を敢行した第一の理由が前に詳説した點にあることは疑ひないが、之れと同時に彼等は來るべき第二回總罷工に對する總工會の統制力を權威づける爲の一方法として意識的に此の非常手段を擇んだものであらう。此の見地からすれば恐怖政策は第二回總罷工の最も重要な豫備行爲として取られたものであつたに相違ない。而して彼等の執つた豫備行爲の第二は労働者組織の擴大及び整理と云ふことであつた。私の手元にある資料に依つて總工會の此の方面に於ける努力のあとを辿つて見よう。三月四日の『時事新報』に依れば「上海には英美・南洋・華商等十餘の煙草工場と二萬餘の労働者とがありそれらの労働組合は出來てゐるが、之れを總括する産業別的總工會の組織がない。そこで南洋煙草職工會等の發起で烟廠總工會設立の準備が進められ、昨日五名の準備委員を選定し、上海工商會の援助の下に遠からず第一次準備委員會議が開かれる筈である」とのことである。九日の同紙に依れば水電郵務工人聯合會は八日擴大代表大會を開き、それには共同租界電車老廠・同新廠・華商電汽・法租界電汽水道電車・郵務工會・英工部局電汽老廠・同新廠・楊樹浦水道・江西路水道・共同租界バスの十個の労働組合代表者が集まつたのとことである。水電郵務聯合會は會ても述べた様にそれ自體至つて微力な各企業別組合の粗糲なる綜合團體に過ぎな

かつたが、一月十三日に起つた共同租界電車の大罷工から引續き第一回總罷工と云ふ深刻な試練を得て著しく其の基礎を固めることが出來た。後に説く如く水電郵務工人聯合會は遂に上海市政總工會と改名されて其の組織を完成するに至つたのであるが、前記の擴大會議は組織完成に向ふ爲の準備の第一歩であつたと見ることが出來よう。三月八日の滬寧鐵道吳淞工場職工全部八百餘人が罷工を行ひ、該鐵道の車掌及び火夫二十名も之れに参加した。之れは後に成立した滬寧杭鐵路總工會組織の第一歩となつたものである。十二日には滬寧鐵道罷工團の大會が催され、滬寧鐵路總工會の設立が宣言せられたが、其日の報告に依れば滬杭鐵道労働者の罷工に参加したものが二百餘人に上つて居るとのこと、其の代表者も亦該大會に参加した。新たに生れ出た滬寧鐵路總工會が十六日附で鐵路當局に與へた書面は罷工の目的及びそれと上海總工會との關係を明かにしたものであるが、其の一節に「軍閥は我等を脅迫して軍事輸送に従事せしめ、單に我等が酷使されると云ふことばかりでなく、一般交通は阻止せられ鐵道や車輛は破損し、地方の之れが爲に受ける損害は實に甚しいものがある。本會は此の状態を改善する目的の下に上海總工會の命令に従つて罷工を行ひ、革命労働者たる本分を盡して軍閥討滅の道に進みつつあるものである」とある。以上は第一回總罷工と第二回總罷工との中間時期に行はれた高級労働機關の擴大整理及び新設に關する行動の概要であるが、此外各職業又は各企業内の労働組合が新設せられそれらが店員總工會や手工業總工會を初めとしてそれらの高級機關に結附いたものは算へ切れぬ程の多數に上り、而して此等の運動には多くの場合に雇主に對する經濟條件の改善要求が提出され、其の結果罷工に入つたものゝ數も決して少いものではなかつた。斯様な次第で、第一次の政治的總罷工は大體二月二十四日に終熄したとは云ふものゝ、労働

界の極度の混乱が三月二十日即ち第二回總罷工の起る前日まで打続いたのである。上海總工會は斯くまで混乱せる労働界に向つて、それを統一し整理し且つ激勵する爲に三月十五日附で三個の文書を發表した。

一、全上海労働者の總要求（各工場主宛）

労働者が工場側の從來の待遇を不當なりとし、殊に近來物價の騰貴から生活の壓迫を感じて、工場側に對し待遇の改良と勞銀の増加とを要求するのは無理ならぬことである。貴下も亦充分此點を諒察して居られると思ふ。從來工場主達は労働者が罷工の開始以前に條件を提出しないことを遺憾とせられたのであるが、今や貴工場の労働者は事前に條件を提出して工場側に交渉の餘地を與へて居ることだから、どうか熱意を以て之れを受け入れ、切實なる回答を與へて頂きたい。若し故意に延引したり曖昧にしたりする様なことがあると、労働者側は憤激の餘りに罷工を行ふことにも立至るであらう。罷工後に爭議が解決されても、それは單に労働者の反感を無益に煽ることゝなるばかりでなく、貴工場の面子と利益とを損ふことも大きいであらう。本會は昨今の状態に鑑み茲に全上海労働者の爲に最低限度の總要求十四箇條を提出し、特に之れを貴下の手元に差出して參考に供する。

- 一、工會の労働者代表權の承認。
- 二、労働者の勞銀を増加し、最低勞銀を規定すること。
- 三、物價騰貴を制限して労働者の生活を保證すること。
- 四、八時間労働制の要求。

五、包工制（企業者の爲に労働者の雇入を請負ふ工頭制度の意味であらう）の排除。

六、工場規則及び雇傭契約の改善。

七、日曜及び節日を休ませて勞銀を與へること。但し休まない場合は二倍の勞銀を與へること。

八、失業者の労働を恢復すること、且つ雇主は罷工を口實として工場を封鎖し労働者を壓迫するを得ないこと。

九、労働者を打ち罵り又は濫りに勞銀の差引を許さないこと。

十、勝手に労働者を解雇することを得ず、解雇には必ず工會の同意を得べきこと。

十一、職務に依る死傷者の撫恤金を規定すること。

十二、労働者が病氣をした場合には工場主は醫療の責を負ひ且つ半額以上の勞銀を支給すること。

十三、同一労働に對しては男女とも同一の報酬を支拂ひ、女工及び幼年工の待遇を改良し、女工には産前産後に六週間の休暇を與へて勞銀を支給し、幼年工には過重の労働を強ふるを得ざること。

十四、工場の設備を改良すること、例へば窓や入口や便所を増設する如し。（十六日「商報」）

二、總工會加入條件（各労働組合宛）

本總工會は上海に於ける各産業及び各工場労働組合の最高機關であつて、全上海の労働者を指導しつゝ階級利益の爲に奮闘する使命を負ひ、同時に労働者の組織を援助して國民革命政府を擁護する爲に努力するものである。故に今後本總工會に加入する各労働者に對し特に左記三個の先決條件を規定する。

- 一、上海總工會に服従して労働運動の統一を維持すること。

- 二、政治上には國民政府及び上海市政府を擁護して労働及び農民政策の實現を促すこと。
- 三、絶對的に階級利益を擁護すること。

先決條件公布の後に本總工會に加入せんとする各工會は、必ず完全に此の條件を承認して初めて之れを許される(十六日『時事新報』)。

三、労働組合規律(同上)。

全上海労働者は左記各條に一致服従すべく、之れに違反するを許さない。

- 一、絶對に工會の命令及び決議に服従すること。
- 二、會議に出席し且つ規定通りに會費を納めること。
- 三、高級工會の命令あるに非ざれば罷工及び復工を許さない。
- 四、總工會の認可あるに非ざれば工會を設立することを許さない。
- 五、衆を集めて人を打つことを許さず、且つ武器を以て内輪喧嘩することを許さない。
- 六、商店及び工場を襲撃することを許さない。
- 七、金錢を強要することを許さない。
- 八、工會の名譽を破壊してはならない。(同上)

翌十六日には上海總工會に依りて臨時工人代表大會が開かれたが、之れに關する十七日附『商報』の報道の一節に曰く、

北伐軍東路軍總政治部の代表者二名が上海占領の軍事行動に關して報告するところあり、之れに對し總工會執行委員長汪壽華氏は先づ北伐軍と民衆との緊密なる結合に依りて軍閥其他の反動勢力を掃蕩し、上海民衆の政權を擁護されんことを乞ふ旨の挨拶をなし、引續き大會に對して次の二項を提議し滿場一致で可決された。

一、必要の場合には上海總工會の命令次第六時間内に全上海労働者は一致して罷工し、北伐軍に響應すべきこと。

二、各工會はすべて慰安隊を設け、北伐軍が上海に到着した際之れを慰勞すべく参加人數は多ければ多い程宜しい。

越えて十八日に國民黨中央政治會議上海分會の例會が開かれ、其の席上汪壽華氏は總工會を代表して前記の決議を報告した。此の政治機關は大體に於いて武漢の左傾氣分を代表するものと見て差支へない。此の機關から同日附で總工會に對し次の如き通告があつた。

罷工の目的が北伐軍に對する響應と歓迎とにある以上、本會が之れに賛成することは改めて申す迄もない。

但し社會の安寧秩序を保持して内外人の疑惑を避ける必要から、特に左の四箇條の意見を申し述べたい。

- 一、此度の罷工の目的は北伐軍の歡迎及び響應を本旨とするものである。
- 二、此度の罷工は對外的意味を含まないことであるから、外人の生命財産に對しては充分に之れを尊重せられたい。

三、此度の罷工は経済的のものではないから、凡ゆる雇主及び店主に對しては何等の要求なかるべきである。

四、罷工労働者は極力社會の秩序を維持し、敗兵及び無頼漢の略奪を制止することに努力して頂きたい。(二)

十日『商報』

上海總工會は更に十九日に至り前記の代表大會を通過した「罷工進行方針」と題する長篇の宣言を發表した。所謂進行方針は(一)政治及び経済的主張と要求、(二)労働者の文化程度向上に關する意見、(三)労働者の生活負擔を軽減する爲の建設事業の三部に分れて居るが、其の内容は別項に詳記されてあるから此處には省略に従ふこととする。因に云ふ、第一罷工から第二罷工に至る約一箇月間の労働界は前に記した様に波瀾の連続であり、各労働組合は既存と新設とに論なく争うて雇主に對し要求條件を提出したものである。彼等の要求條件は十五日附總工會の全上海労働者總要求なる文書の發表以來大體に於いて統一さるゝに至つたのであるが、それにしても各組合にはそれ〴〵に特殊の事情があるから、彼等の要求内容も亦従つて千差萬態ならざるを得ない。此の中から重要なもの數條を選んで次に採録し、支那労働運動の研究者及び當該企業者の参考に供することゝしたい。

(一四)

前に第一次政治的總罷工が失敗した原因の一つとして總工會が上海市民公會特に其の同志なる商人團體との聯絡を怠つたことを説いたが、彼等は第二次罷工の準備に當つて勿論此の方面の失策を繰返さないことに懸命の努力を拂つた。殊に政治的總罷工の最高目的が上海市民政府を建設するにある以上、此の方面の努力が各種の準備

行動中最も重要なものであると見ることが出来る。上海總工會は三月三日に所屬各労働組合の「市民代表會議」に参加する手續に關して左の如き通告を發した。市民代表會議とは第一次總罷工の失敗後上海市民公會の決議に基き、市民政府を創造する爲の基本的機關として計畫されたものである。

本會は全労働者の利益の爲に彼等の代表者が市民代表會議に参加することの必要を認め、特に各級工會に對し市民代表會議代表選舉方法及び其他の重要事項を通告すること下の如し。

一、代表の選舉 各工會は所屬工場労働者を召集して正式代表一名及び候補代表一名を選出する。

二、代表の責任

A、各區の工會を代表して當該區代表會議に参加すること。

B、工會を代表して市民代表會議に参加すること。

C、全労働者の要求と意志とを代表し且つ他の市民と聯絡を取るべきこと。

D、其の言論行動は全上海労働者と一致の態度を取るべきこと。

三、報告手續 各工會は當選代表の姓名・年齢・性別・原籍・職業及び工會内に於ける其の職務等を記載して本會に報告すること。

四、代表の選出を終つた後に労働群衆に對して普遍的宣傳を行ふこと。

五、各區内の各工場の代表が選出された後に區代表會議を成立させること(三月四日『時事新報』)。

今右の命令に従つて組織された各區の代表會議を其の成立順に記せば左の如くである。

- 一、浦東區 五日成立大會を開き七名の臨時執行委員を選出した(六日『時事新報』)。
 - 二、佛租界區 之れは「法界各工會聯合會」と名付けられ、五日に成立したものであるが、其の宣言書に「本會の任務は本區域内の各工會を聯合して一致行動をとり、本區域内労働者の利益を増進し、區民會議を召集して本區民衆の一切の苦痛を解除し、全上海労働者と聯合して十七箇條の總要求を實現し、全上海市民と協力奮闘して永久に軍閥の統治を廢止し、眞正なる民主的市政府を建設するにある」とあるに徴し、市民代表會議の一組織と解釋して差支へあるまい(同上)。
 - 三、南市區 六日成立(十二日『時事新報』)。
 - 四、楊樹浦區 八日成立(九日『時事新報』)。
 - 五、共同租界區 十四日成立。労働者・商人・學生・政黨及び自由職業者の團體代表が参加した。
 - 六、滬西區 十六日成立。労働團體の外に教育會・商會・農民協會・保衛團等の代表も参加した(十七日『時事新報』)。
 - 七、閘北區 二十日成立。大會を開き商人・學生・労働者及び自由職業者の各代表が列席した(二十一日『時事新報』)。
- 今一つ吳淞區があるのだが、位置及び労働者組織の關係から第二次總罷業の勃發迄に區代表會議を成立せしめ得なかつた様である。前にも記した様に區民代表會議の上に市民代表會議が組織せられ、所謂上海市政府はそれの一手で創造されるものである。而して市民代表會議の組織法は去る三月九日の上海市民公會の緊急會議で議決

されたものであるから、茲に其の顛末を記すこととする。此の緊急會議には市民公會の全構成者即ち閘北商會・各路商界聯合會・全國學生總會・上海學生聯合會・上海總工會・三省聯合會の六團體の代表者が列席し(一)臨時市民代表會議の召集、(二)臨時執行委員會の組織を決議した。其の方法は職業團體即ち各商會・各學生會・各工會・各政黨・各農會・中小學教職員聯合會・新聞記者團體・會計士公會・醫師公會・著作人公會等は總て各一名の代表を選出して臨時市民代表會議に参加し得る。而して正式市民代表會議組織法案は臨時市民代表會議が起草し、國民黨上海特別市黨部と協議の上で決定する。上海市民公會は市政府を建設して民主政治の實現を計る目的を以て市民代表大會の召集を計畫し、其の準備として緊急會議が議決した臨時代表會議組織法は左の如きものであつた(十日『商報』)。

- 一、市民代表會議を全市代表會議及び各區代表會議の二級に分つ。
 - 二、上海市を閘北・南市・滬西(小沙渡及び曹家渡)・滬東(楊樹浦及び引翔港)・浦東・共同租界・佛租界・吳淞の八區に分つ。
 - 三、各區代表會議及び全市代表會議の代表は各工場・各手工業工會・各店員工會・各農會・各商會・各學校・各自由職業團體(例へば新聞記者聯合會・律師公會・醫師公會・會計士公會等)の全體群衆が會合して直接に選出する。慈善團體其他一切の非職業團體は之れに参加することを得ない。
 - 四、代表會議の代表者は各職業團體の所屬人員に比例して之れを定むる。
- 甲、區代表會議の代表は五百人毎に一人、但し五百人未滿のものも一人を選出し得る。

- 乙、市代表會議の代表は千人に付一人とし、千人未滿のものも一人を選出し得る。
 - 五、市代表會議の職權は左の如し。
 - 甲、特別市制の決定
 - 乙、市執行委員の選出
 - 丙、市税・市豫算及び決算の議決
 - 丁、市立法・勞銀・穀物・家賃・失業救濟・教育事項の議決
 - 戊、執行委員會の提案及び市民の請願事項の議決
 - 六、區代表會議の職權左の如し。
 - 甲、區執行委員の選舉
 - 乙、當該區に於ける一切の新設及び改革事項の議決
 - 丙、市執行委員會及び當該區執行委員會の提議事項の議決
 - 丁、市民請願事項の議決
 - 七、市民代表會議は執行委員五十人を選出して市執行委員會を組織する。市執行委員會は常務委員十五人を選出して常務委員會を組織し、全市の政務を總攬し、市代表會議の議決を執行し、並びに部局を分けて事務を取扱ふ。
- 區代表會議は執行委員十人乃至三十人を選出して區執行委員會を組織し、區執行委員會は更に常務委員五人

乃至九人を選出して常務委員會を組織し、全區の事務を處理せしむる。

- 八、各級代表會議は代表總員の三分の一以上の出席ありて初めて開會し、出席代表過半数の同意ありて初めて決議し得る。

九、各級代表會議の議事及び執務細則は、各代表會議自ら之れを定むる。

- 十、各級代表の辭職する場合は、當該選舉團體の大會を開いて其の許否を決し、別に代表を選舉する(同上)。
- 之れに依れば臨時代表會議は市民代表大會を召集し、それに依りて市政府なる執行機關を建設する爲の臨時機關であり、立法と同時に行政の權能を兼ね備ふるものゝ如くである(第五條戊)。又此の組織法は三月三日附上海總工會通告の内容と牴觸する點が多い。そこで上海總工會は所屬高級勞働機關に命令を傳へて前の命令を訂正し、總て新規定に依り處理せしむることゝした。其の一例として店員總工會の所屬各工會に發した通告文が十日の『時事新報』に報道されてある。前に引用した十日附『商報』の記事に依れば臨時市民代表會議の組織は職業比例代表の主義に基き商人・學生・勞働者・政黨員・農民・教員・新聞記者・會計士・醫師・辯護士・著作家の十一種の團體が之れに参加することゝなつて居るが、前記各區代表會議の實際の組織は、少くとも新聞紙の報ずる限り勞働團體獨占のもの及び勞働者・學生のみの協働にかゝるものが寧ろ多數を占め、従つて單に此の運動の指導者達が多く共產系に屬するばかりでなく、各級代表會議の實質も亦著しく左傾的なるを免れない。それかと云つて市民會議がマルクスの解釋した巴里コムミュンや十月革命に依りてロシアに現出した所謂無産階級獨裁のソヴェートではなくして、矢張り三民主義的の機關であることに變りはない。唯それが著しい程度に左傾した

存在であることだけは注意に價する。越えて十二日即ち孫文の二週忌に上海臨時市民代表大會なるものが召集せられ、既成各區代表會議及び市民公會所屬の二百餘團體が之れに代表者を送つた。司會者の演説に依れば此の會合から執行委員を選出し、「市民の總要求」を執行委員に交付し、之れを彼等の努力の目標たらしむると云ふのが大會の大體の主旨である。選舉の結果左記三十一名の執行委員が決定された。

鈕永建 虞洽卿 羅亦農 徐 緯 王曉籟 王景雲 王根英 章隋愈 汪企張 鄭毓秀 王亞漳
顧馨一 陸文韶 程祝孫 候紹菱 楊端六 陳家謨 謝福生 朱英如 顧順章 汪壽華 林 鈞 王延松
劉榮簡 丁曉先 熊天荊 王承偉 朱慰椿 孟心史 陳芝壽

茲に所謂執行委員とは、前掲臨時市民代表會議組織法第五條乙に該當するもので、従つて之れを選出した所謂臨時市民代表大會は同時に臨時市民代表會議の第一回會合であると解釋して差支へあるまい。尙ほ此の大會では正式市民代表會議組織法を起草することを決議し、孟心史、汪壽華、林鈞の三氏を起草委員にあげ且つ組織法の四原則なるものを決定した。即ち

- 一、代表は職業團體を單位とする。但し革命的政黨團體も亦之れに参加し得る。
 - 二、千人以下の團體は代表一人、それ以上の團體は二人を選出し得る。
 - 三、上海市の範圍を確定する。
 - 四、市民公會組織法を精神とする。
- なほ選舉及び被選舉權は貪官・汚吏・土豪・劣紳・工賊・學閥・洋奴・阿片販賣者・帝國主義に味方するもの

及び一切の反革命者に與へられない旨の注意が附せられた。

大會の上海市民に宛てた宣言は左の如くである。

我上海の革命民衆は主權在民の原則に基き全市の農工商學軍警各職業團體から代表を選出して市民代表會議を組織し、國民政府の節制の下に民選市政府を建設して全市民の利益を保證する。今全市民は民選政府の實現を要求するに依りて本會議が組織せられた。故に本會議の責任は全市民の意志を執行して上海の政權を收回し民選市政府を建設するにある。軍閥の走狗たる官僚・土豪・劣紳の輩に對しては國民政府の公布せる條例に照して民衆の爲に害を除き、決して容赦しない。茲に成立の初に當つて本會の主旨を開陳し、我全市民は共に起つて我等の目的を貫徹せられんことを望む(十三日「申報」)。

十四日には臨時市民代表會議の第一次執行委員會が開かれ、組織法第七條に依る常務委員會の組織及び事務分擔が決定された。

秘書委員 林鈞(長) 劉榮簡 丁曉先
宣傳委員 孟心史(長) 徐緯 王漢良 章隋庵 陳嘉謨 謝福生 熊天荊 林鈞
組織委員 汪壽華(長) 羅亦農 王延松 朱慰椿 候紹菱 顧順章 朱英如 王根英
財政委員 王曉籟(長) 虞洽卿 陳芝壽 鈕永建 王景雲 顧馨一 王延松
市政委員 陸文韶(長) 程祝敬 汪企張 鄭毓秀 王亞漳 王承緯 羅亦農

此の會合に於いて「各界市民の總要求」なるものを來る十九日限り起草することを決議し、左の人々が起草委

員に選ばれた。

労働者に關するもの 汪壽華 章階庵 王承偉 朱英如

商人に關するもの 王曉籟 王延松 程祝敬 陳之壽

學生に關するもの 朱慰椿 劉榮簡 徐緯(十五日『時事新報』)

三月十九日になると、北伐軍の上海占領は最早時間の問題として考へられる程に切迫して來た。そこで臨時上海市民會議執行委員會は同日緊急會議を開いて、政治的總同盟罷業は常務委員會が開始命令を發することを決議した(二十一日『時事新報』)。之れで市民公會側の總罷業準備も亦完成し、今は唯其の時期を待つばかりとなつた。而して罷業は三月二十一日なる北伐軍龍華占領を合圖に開始せられ、左傾派の人々が久しく待ち望んで居た臨時上海市政府も總罷業の進行中に具體化せられたのであるが、左派成功の華やかな夢は右派の實力を握る蔣介石氏の一撃に脆くも敗れて、前者の實力的根據なる上海總工會の命脈すらあるかなきに打ちのめさるゝに至つた。此等の波瀾は緊密に相關聯するもので、今尙ほ如何に歸著するか混沌として方物すべからざる状態にある。従つて第二次總罷工及び其の直接結果として起つた出來事の記述は之れを一括して次項以下に讓るを適當と考へる。

十四日の第一次執行委員會で上海市民の總要求起草することを決議し、而して其の内容は一般的政治要求を除いては労働者、商人及び學生に關するものと限定された様であるが、之れとは無關係に上海總工會及び上海各婦人團體聯合會がそれら自らの要求を決定して居る。總工會の分は前に記したから、茲には後者に就いて説明

することゝしよう。三月十日の「國際婦人デー」に左記の各婦人團體が集會を催し、此等が上海婦女團體聯合會なる單一體に結合すること及び「上海婦女の總要求」八箇條を議決した。

上海各界婦女聯合會・キリスト教女子青年會・婦人參政會・婦女節制會・國民黨上海支部婦女部・青年女光社・婦女救國團・商務印書館女工會・各労働組合婦女部

又所謂總要求は左の如くである。

一、婦人は上海市民代表大會に参加しなくてはならぬ。苟も婦人を含む各團體は皆相當數の代表者を大會に送るべきである。

二、上海の革命的市政府に對しては、市民代表大會から婦人の代議員を選出しなくてはならぬ。

三、上海市政府は女工及び幼年工を保護する法律を公布すべきである。法律の内容は少くとも左の項目を含まなくてはならぬ。

イ、同じ労働に對する同じ勞銀

ロ、出産前後各四週間の休養を許して勞銀を差引かず且つ傭主から醫藥費を支給すること

ハ、工場主は工場内に嬰兒寄託所を設け、母親が労働中にも自由に其の子供を看得る様にする

ニ、十三歳以下の幼年工を禁止すること

ホ、女工の一日の労働時間は八時間を越ゆるを得ないこと

ヘ、十八歳以下の少年工の労働時間は六時間以内たるべきこと

- ト、一週少くとも一日の休暇を與へること
 - チ、女工及び幼年工に危険労働を禁止すること
 - リ、女工が病氣・死亡又は負傷した場合には工場主は相當の手當又は賠償金を拂ふべきこと
 - 四、上海市政府は婦人のため育児院を設立し、養育の能力無き者又は労働關係から子供を見てゐる暇の無い者に社會育児院利用の權利を與へること。
 - 五、市政府は教育費を多くして男女の義務學校を創設又は普及すること。
 - 六、女學生の書信・言論・結社・集會等の自由を保證すること。
 - 七、男女の平等なる一切の法律及び習慣を廢止し、結婚離婚の自由、女子の相続權、男女の職業の平等、教育の平等、私生兒保護等を保證すること。
 - 八、童養媳制度及び奴婢蓄妾の制度を廢し、濟良所を改良し漸進的廢娼の方法を確定すること。
- 右の中童養媳とは支那の下層社會に正式結婚の莫大な費から免れる方便として發生した特殊の習慣である。即ち男の子を持つた親は貧乏人から安く女の兒を買取り、成長の後息子に嫁はして正規の婚姻手續を避ける習慣がある。之れを童養媳制度といふのであるが、何人にも容易に想像される通りかゝる習慣の裏面には種々なる弊害が行はれる。一體支那の婦人運動は民國八年の五四運動以來先づ北京女子高等師範の學生及び其の出身者の小團體に始り、北京から上海に延び、然る後全國の大都市に擴がつたものであるが、此の時代の運動の背景となつた思想は小ブルジョアの自由主義と云つた様なものであつた。然るに此の運動は男女間の個人關係を別とし、社會

的にも政治的にも何等の業績を残し得ずして、約二箇年にして消滅して了つた。民國十二年一月の國民黨改造以來左傾思想に立脚する新たな婦人運動が此の無產政黨の手で計畫されたけれども、其の効果は至つて微弱なものに過ぎなかつた。最近國民黨の政治軍事勢力が俄かに膨脹して支那文化の中心なる楊子江に溢れるに至り、漢口や上海で久しく氣を腐らした居たフェミニスト達が華やかな希望を抱いて、自由主義たると社會主義たるとに論なく、翕然として之れに赴いたことは蓋し自然の勢であらう。従つて支那の婦人運動は初期の自由主義から最近の社會主義に移つて之れに統一さるゝ傾向を持つと見て大差なさうに思はれる。

(昭和二年『滿鐵調査時報』第七卷第二、三、四號)

第五章 支那官僚の特殊性

第一節 官僚の社會的意義

一 『官場現形記』の價值

支那に『官場現形記』と云ふ名高い小説がある。多分光緒二十九年（一九〇三年）に初版を出して其の翌年に再版を出して居る程で出版の當時から非常によく賣れた書物である。作者は例に依つて科擧即ち支那流の官吏登用試験に落第した不平家であらうと思はれる。此種の人々を支那では「不第の秀才」と呼び、元氣の良い者は土匪團の頭目又は參謀となり、文才有る者は小説に託して政治を諷刺する。有名な『水滸傳』は宋の時代に山東省内に起つた大土匪團に關する史實を材料として官僚の罪惡を摘發し、殊に彼等に依つて行はるゝ政治的及び社會的の民衆壓迫の事實を明かにし、土匪團は壓迫を受ける民衆の選手として官僚即ち支配群に對し武力的階級闘争を行ふものであると云ふ解釋から、あの大部な小説を編出したものである。『官場現形記』は『水滸傳』の作者と同じ立場をとり、前者が土匪團の行爲なり心理状態なりを主眼として居るに對し、後者は官僚社會に行はるゝ諸々の罪惡を主として、その民衆に及ぼす影響を主眼とし、同時に官僚階級の政治的並びに社會的權威

が外國人及び新興勢力たるコムブラドアや貿易商人の爲に漸次に凋落して行く徑路を描寫した者である。『官場現形記』の記述する官僚生活は我々が讀むと、白髮三千丈式の誇張に充ちて居る様に一應は感じられるのであるが、それでも支那人に就いて質して見ると正銘掛値なしの實狀であつて充分信頼が出来ることである。此の小説の面白味は官僚生活の内輪を巧みな筆で描寫してある點にあるのだが、併し我々が『官場現形記』の價値を非常に高く評價する所以は其の面白味よりも寧ろ官僚なる一大社會階級の階級性を如實に捉へ得て居る點にある。即ち官僚階級と他の階級との交渉や、官僚階級が清朝の末期に近づき、殊に團匪事件を経て朝廷の權威が衰へ、それと同時に外國人及び國內商人社會の勢力の勃興して來た時代に於いて、二千年來社會の上層に立ち何等の疑念を挾まれることなしに支配階級として押通して來た官僚群の權威が、おひ／＼と怪しくなつて來たと云ふ、支那にとつては破天荒な新現象の徑路を此の一部の小説に依つて會得することが出来るのである。私が特に此の小説を選むで解説を試みようとする理由も亦正に茲にある。之れを要するに『官場現形記』は其の藝術的價値に於いて勝れて居ると云ふことは出来ない。其方では寧ろ頗る低卑なものである。併しながら其の面白味に至つては他の幾多の有名な支那小説に比して決して遜色無きのみならず、此の小説にはそれに獨特な味ひがある。廣く小説と云ふ時には必ずしも藝術價値を以て其の作品の唯一または最高の生命であると斷ずることは出来ない、即ち通俗讀物として深く讀者の心を捕へ、自ら知らぬ間に世相の一斷面に就いて鮮明なる觀念を讀者に與へると云ふことは矢張り小説の善良なる職分の一だと云へよう。尤も我々が支那研究者たる立場から此の小説を尊重する所以は必ずしも其の饒多なる面白味にあるのではなく、作者が官僚社會の階級性を意識し、その支配階級として

社會に及ぼす深刻な作用を摘要し、更に進むで時世の著しい變化に伴ひ二千年來の支配的勢力が可成り急速な歩調で傾きかけた事實を鮮かに描寫した點に存するのである。此の小説は支那の書店に汎く賣られて居るのだから、讀者は成るべく一本を備へて私の解説と参照して頂き度く思ふのであるが、それ程の熱心又は便宜を持合せぬ人々の爲に一回毎に其の大筋を記し、必要な文句は翻譯して之れを引用しつゝ評論の筆を進めて行くことにする。

二 官僚社會の成立

官僚には二通りの意味がある。我々が普通に呼び慣はして居る官僚と云ふ言葉は英語のオフィシアルドム及びビュロクラシーに近い意味を持ち、即ち所謂官僚群及び官僚組織を意味するに過ぎない。例へば明治維新以來現在に至る迄の日本の官僚や革命前の獨逸の官僚はオフィシアルドムの成員たる官僚群が國家なる全體社會の中で一つの部分社會を構成して居るには相違ないが、併し日本及び戦前の獨逸のそれは如何なる意味からも所謂社會階級であると云ふことは出来ない。然るに支那の官僚群は國家又は民族なる全體社會の中に在つて一つの部分社會を構成して居ると同時に一つの社會階級を構成し、而も支配階級として國家乃至民族の最上層に位するものである。ビュロクラシーの場合には文武官僚及び之れに準ずる者を含むに止まるが、社會階級としての官僚群は文武官僚及び之れに準ずる者は勿論其の家族及び家系をすらも併せて包含するものである。最後の意味に於ける社會は支那に特殊な現象であつて、之れが支那の政治及び社會組織を他の凡ゆる國家乃至民族と差別せしむる

ところの根本原因の一つである。それは兎に角として『官場現形記』の作者は此の事實を如何に觀察して居るか。作者の見解は此の小説の到る所に現はれて居るのであるが、最も簡單明瞭な形で記述せられて居るのは序文である。序文の日附は光緒二十九年即ち一九〇三年であるが、一方に日清戦争の終熄したのが一八九五年であり、所謂團匪事件前後條約の締結されたのは一九〇一年であり、序文は此の小説の初編を書き上げてから記されたものだと言ふから、『官場現形記』は支那として最も多事なる時代に出来上つたものである。支那政府は此の眼眩るしい時代に處して遺憾なく文武官僚の無智と無能と腐敗とを暴露し、民衆は國政凌夷の責任を擧げて之れを官僚群及び其の頭目たる滿洲朝廷に歸して居た。斯様な暗黒な世相を背景として『官場現形記』が作られ、而して官僚彈劾の主旨で作られた此の小説を簡潔な形に縮括つたものが即ち此の序文である。序文は其の冒頭に先づ次の如き文句を使つて官僚を呪つて居る。曰く

官の位は高く、官の名は尊く、官の權は大きく、官の威は重い。之れは子供でもよく承知して居るところである。

官は申す迄もなく官僚を指したものであるが、此の場合ではビュロクラシーを意味するか、或ひは社會階級としての官僚を意味するか明白でない。作者でも此の區別に關して深い意識はないらしいが、此處では多分主として前者をさし、とりわけ文官を批難したものであらう。筆者は先づ呪の言葉を官僚に向つて浴せかけた後官僚の歴史を説く。曰く

古代には士農工商を四民と呼び、それ々の職分を勵みて、上即ち士は下即ち農工商民を虐げることなく、

下も亦上と争ふことがなかつたのである。

茲に古代と云ふのは封建時代のことであらう、封建時代には所謂四民の職業は世襲を原則として固定して居た。即ち士は絶対封鎖の支配階級として農工商の生産階級たる民衆の上に立ち、民衆は如何なる場合にも士の群に進み入ることが出来ない爲に彼等は退いて其の職分を守ることには満足して居たのである。尤も周朝の中頃から封建制度に弛みを生じ、其の結果として春秋とか戦國とか呼ばれる、亂世が引續いたのであるが、此の長い亂世の間に支配階級の絶対封鎖即ち士なる職分乃至身分の世襲制が亂れて士が庶民におちぶれると同時に農工商の庶民の中から學問や技術や才覺に依つて士の職業にありつき、其の身分即ち世襲權を占得して立派に支配階級に入込む者が續出する様になつた。此の顯著なる社會的變革の結果に現はれたものが所謂秦の郡縣制で、始皇の即位が紀元前二四六年であつたと云ふから、支那は封建制の滅びた後今日に至る迄に二千五十年の長い月日を経て居るわけである。而して今日の支配階級たる官僚社會の壽命も大體に於いて之れに等しいと云ふことが出来る。然らば郡縣制の起つた後に社會の諸階級殊に支配階級の内容が如何に變化したのであるか、『官場現形記』の作者は其の序文に於いて郡縣制建設以後の支配階級構成に關し、次の如く述べて居る。曰く

其後に選舉制度が設けられて登進の道が亂れ、士は其の讀書を廢し、農は其の耕作を廢し、工は其の技藝を廢し、商は其の營業を廢して皆「官」の一字に注意する様になつた。何となれば官は士農工商の利益のみ有つて士農工商の勞苦がないからである。

茲に選舉と云ふのは、専ら文武官吏を選抜登用する爲の制度を意味するものである。又「官」を士の本來の職

業以外に置き而して士の本來の職分を讀書することに在ると明記したことは一寸注意に價する。成程今日ですら「士は學問を研究する人である」と云ふ定義が一般に通用して居るのであるが、それは決して本來の意味でなく、士と云ふ名稱は封建時代に天子又は諸侯の世襲的臣下を呼ぶに用ひられたものである。例へば辭源に

士は官名である。三代の時に天子及び諸侯が皆之れを置いた。其の當時は上士・中士及び下士の三級に分けられてあつたが、秦以後は之れを廢した。

とあるのが、それである。即ち封建時代にあつては士は文武官僚及び其の家系を包括するところの一社會階級の總稱であつたのだが、郡縣制の創立以來は此の絶対封鎖的社會階級が滅亡し、即ち古代の所謂四民の中から天子や諸侯の政府に在つて「官」を世襲的に獨占してゐた士なる階級が消え去つたのである。士なる階級は滅亡しても「官」そのものは政治の滅亡せぬ限り社會の一角に其の存在理由を持つべきである。別の言葉で云へば士が減びて「官」が残り、従つて官は士なる一群の獨占から廣く庶民に向つて解放されることになつたのであるが、勿論無條件の解放では有り得ず、別に官吏を選抜登用する何等かの標準を設けなくてはならない。之れが郡縣制の創始と同時に起つた所謂選舉制度であるが、此の上下二千年を通じて勿論種々なる變遷があつた。所謂科擧の制度の確立した隋代迄は比較的自由に、地方官吏が民間の推薦する人々を朝廷に取次ぎ面倒な形式的手續きなしに官吏に採用する道が開かれてゐた。併し此の自由な方法にしたところで勿論大體の方針は朝廷から定められ、選舉の範圍は事實上貴族階級に限定されて居る。例へば漢代には被選舉者に孝廉とか賢良方正とか云ふ名稱が與へられたのである。此等の字面に依つても容易に想像される通り、孝行とか正直とか賢明とか云つた様な資格が

要求されたのであるが、親孝行を奨励することは支那の社會組織から生ずる當然の要求であると同時に統治上からも頗る重要視されたものである。即ち官吏登用の標準が理論的には一定の道徳的價値の上に、又事實的には一定の身分を限つて設けられたのである。日本の道學者達も結局は支那思想の請け賣りをして居るに過ぎないのであるが、彼等は所謂忠孝一本の金看板を腹の底から信仰する者である。日本の忠孝一本は其の民族が皇室を宗家とする血縁的即ち家族的團體であると云ふところから出たもので、其の理論は至つて簡單乃至幼稚なものであるが、易姓革命の頻繁に行はれる支那では勿論斯くの如き理論では治まらないから、今少し複雑な説明を要するわけである。抑々孝行と云ふことは父母や祖父母を大切にすると云ふ意味許りでなく、少くとも支那では祖先を敬ひ家系を重んずると云ふことを併せ意味するのである。家系を重んずると云ふことになれば、彼の直接に繫属する小さい家族許りでなく現實に祖先を同じくする一切の家族團體を尊敬し且つ之れと親和しなくてはならない。支那の社會を漠然と大家族制と命名する人は多いが、更に一步を進めて家廟を中心として共同の祭祀を營む大きな血縁團體の有ることに注意しなくては支那民族の社會組織や政治思想を充分に諒解することは出来ない筈である。此種の大血縁團體は小さいものでも一農村を形造るに足り、大きいものになると市街を形成し或ひは數箇の農村を形造るに足り、現に此種の實例は支那の南北到る所に見出され、農村は勿論小都市すら此等の血縁團體の一箇又は數箇の自治に依つて其の政治が營まれて居ると云ふ状態に在る。斯様な社會組織、殊に血縁團體が下級行政機關の實體を爲して居ると云ふ特殊な政治組織に在つて、此の社會の統治者が所謂孝徳を非常に高く評價することは當然であるとせねばならぬ。

前に引用した文句の中で『官場現形記』序文の筆者が所謂選舉制度を批難し、此の制度が出来てから登進の道が亂れたと云つて居るが、此の批難は必ずしも正當でないと思ふ。支那の歴史批評家の多くは漢代の吏治を賞讃するに一致して居る。其の大體の理由は地方に徳望ある善良な人々が所謂選舉の制度に従つて官吏となり「民衆」の利害及び感情に即して政治を行つたといふにあるが、對象は民衆にあらずして「貴族」であり且つ其の當時は官僚政治のシステムがまだ地方に行き渡らず、従つて下級行政は地方貴族の勝手の好い様に放任された形であつたことである。併し官僚政治の原則が一度上に確立された以上それがおひくくと手を擴げて、行く所まで行かねば止まぬことは云ふ迄もない。隋代になつて選舉の制度が科擧の制度と改まり、更に宋代に入つて貴族の權勢が亡びてからは縣知事の手を通じて地方の最小自治團體の内部に徵税とか裁判とか警察とか云ふ形で官僚政治の手が力強く入込むで來た。科擧の制度に就いてはどうせ後に詳説するであらうが、選舉たると科擧たるとに論なく一度此等の制度に依つて官僚の列に入り得た者は其の出身如何に論なく家系的に半封鎖された官僚社會即ち支配階級の仲間入りをするのである。

三 官僚生活の内幕

私は前項に於いて士の本來の意味は封建時代に於ける世襲的文武官僚を意味するものであること、従つてそれは封建制と共に滅び、郡縣時代に入つては士の意味が一變して讀書人を意味することになつたことを述べた。即ち庶民でも常に引續いて讀書生活をして居る者は社會から士と呼びなされることとなつたのである。併し事實

問題としては農工商の本職を持つた者が同業者と競争しつゝ、其の餘力を以て讀書に勵むと云ふことは困難であらう。晴耕雨讀等云ふ言葉もあるが、之れは畢竟するに名利に倦むだ官僚の隱居生活を形容したもので一般の生産階級者が之れを真似ることは出来ない。其處で生産階級に屬する人々でも讀書人を志す以上は自身の古い職業を捨て、讀書と云ふ新しい生涯に移り全力を之れに注がなければ満足し得ないことになるであらう。併し讀書をしたところで唯それだけでは職業にならず少くとも生活を安定せしむるだけの収入が伴はぬのであるから、更に進んで蘊蓄を深め登用試験に應じて官吏となるか學者乃至教師として彼の本來の身分とは異つた新たな身分を獲得しなくてはならない。新たな身分の獲得に關し『官場現形記』の序文中に述ぶるところは左の如くである。

凡そ人間は深く愛慕するところの者に對しては必ず深遠なる計謀を運らし、必ず適當な手段を考へる。其の結果は巧妙なる獵官運動となる。

成程學問を修めども學者や教師になつて貧乏暮しをする位なら農工商の手慣れた職業で苦勞する方がましであらう。従つて讀書する者の九十九パーセント迄は官吏となつて威張りながら樂な金儲けをすることを目標とするに相違ない。然らば序文筆者の所謂深遠なる計謀、適切なる手段とは果して何であらうか。曰く

瓢箪餘で調子好く取り入る者がある。緣故を求めて裏門から入り込む者もある。斯くの如くにして官場の風紀は紊亂を極めるのである。

而も此等の現象は暗所に行はれる私事に過ぎぬのであるが、後世になると朝廷が賣官の道を開き財政の困難を救ふ爲であるとか水旱害を救ふ爲であるとか云つて官職に定價を附し、天下に廣告して買手を求めると云ふに至

つては沙汰の限りであると痛憤して居る。以上『官場現形記』序文の列挙したところに依ると、庶民が官僚社會に進み入る道は大別して三つある、即ち第一は選舉又は科擧に依る者であり、第二に賄賂又は請託に依るものであり、第三は賣官に依る者である。斯くの如くにして紊亂した官紀を取締る爲に種々嚴格な法令が設けられたのであるが、

天子の爲に耳目の役を勤める者は總督・巡撫であり、總督・巡撫の耳目は司道なのであるからお互に隠し合つて取締りの効果は少しも擧らない。甚だしきは腹心の者に含めて下僚から賄賂を捲上げ、其の報酬として彼等の私曲を擁護する者さへある。

然らば官吏はいつたい何をして居るかと云ふに、序文には袁隨園の言葉を引いて次の如くに述べて居る。

官吏がふざけたり欠伸をしたり午睡をしたりして居る間に、管下の人民は身體を折り曲げて裁判ごとの落着を待つて居る。又官吏が役所の修繕をしたり身の廻りを整へたりして居る間に、部下の小役人共は公文書を濫發したり事件を隱匿したりなどして人民を苦めるのである。こんな生活を營みながら其の得意を鳴らし、其の榮寵を誇る官吏共を果して民の父母だと云はれるであらうか。

また曰く

官吏の力は天子を助けて善政を布くには不足であるが、民衆を壓迫するには綽々として餘裕がある。それは位が高く名が尊く權が重いからであつて、苟くも彼を誹る者があれば忽ち之れを捕縛して刑罰を加へる。道理の判つた者は之れに憤慨せぬ筈はないのだが、後難を恐れて黙つて居るに過ぎないので、其の心持は「俺

は國家や朝廷と無關係な立場に居る。假令官吏は暴虐であつても俺の家系とは無關係であり、彼が貪慾であつても俺の財産には無關係である、従つて俺は彼のなすが儘に任せて置けば好いので、何も彼の心に逆つて其の怒りに觸れることはない」と云ふに在る。

民衆が官吏に對して斯くの如く消極的態度を守り、それが長い間の習慣となると、此の習慣は何時の間にか制度化して、農村に在つては父長的自治制度となり、都市にあつては商人及び労働者のギルドとなつた。而して前記の習慣は社會組織の中に凝結してそれ／＼の制度を形造つたのみならず、同時に民衆各員の生活態度に影響を及ぼして「政治は生活と没交渉なものであり、交渉があるとしてもそれは租税其他の形で官吏が人民から金錢を搾り取る手段たるに過ぎない、従つて我々は出來得る限り政治に接觸することを避け、それから受ける損害を最小限度に局限せねばならぬ」と云ふ至極尤もな結論に到着したものである。民衆が官吏の暴虐な振舞に對して何處迄も消極的態度を守る結果、官吏は益々好い氣になり、『官場現形記』の序文に依れば、

之れ故に官吏は益々好い氣となつて其の横暴は益々激しく、普通の人ではなすに忍びない様な惡辣乃至卑劣な行爲を官吏は平氣で行ふのである。美くしい女や物質的利益に執着することは生命に執着すると同様であり、宴會を設けて酒に耽溺することを官吏は當然の生活であると心得て居る。

此の引文のなかに「普通の人になすに忍びない様な不道德乃至不名譽な行爲を官吏は平氣で行ふ」と書いてあるのは一見誇張らしく思はれるが、私共の長い間の觀察に依れば之れは正銘掛値なしの事實であつて、私は長年其の理由を知るに苦むだものである。支那には「面子」と云ふ言葉があつて、之れは支那人の社會生活上最も重

要な形式をなすものであり、即ち面子なる形式を取り失ふことは直ちに其の人の社會的生命を斷つと云ふことになるのである。それ故に支那人が面子を尊重する心持ちは我々外國人の想像を許さぬ程に嚴肅であり、ナーサー・スミス氏の有名な Chinese Characteristics にも面子を Face と翻譯して之れが爲に特に一章を立て、支那人之れに執着する心理の深みは到底諒解することが出來ないと嘆息して居る。面子の内容は勿論階級に依つて異り、同階級に屬する者でも職業や身分の相違に従つてそれ／＼の抱く面子意識の内容に頗るデリケートな相違がある。然らば文官または讀書人の持つ面子意識は大體どんなものであるかと云ふと、他の階級者は勿論、同階級に屬する武官とも餘程の距りを持つて居る。彼等の面子意識の第一の特徴は其の内容が複雑細細を極めて居ることである。何故斯くの如き七面倒な條件が発生したかと云ふに、勿論種々な理由もあるが就中最も大きい理由は、面子意識が此上もなく複雑であり且つ敏感であると云ふことが、彼等の學問なり能力なり品格なりの深奥にして高尚なることを他人に示す所以であると思ふ。之れは我々外國人にとつて甚だ嫌味に感じられるところであるが、彼等の面子意識の持つ第二の嫌味は其の階級乃至職業の比類なく高いものであることを見せびらかさうとする心持の表現である。此種の誇示は我々外國人許りでなく支那人でも異つた階級または職業に屬する者の反感を挑發するものであることは彼等の會話または文章に徴して明白であつて、小説や隨筆ものを見るに於いて痛快な皮肉を官僚や讀書人の頭に浴せかけたのが非常に多いのである。次は官僚のみに關するものであるが、彼等は自身の面子を誇示し或ひは擁護する爲に恐ろしい残酷な或ひは貪慾な行爲を敢てするのである。残酷は兎に角として面子を擁護する爲に貪慾を働かうと云ふことは如何にも矛盾らしく響くが、而も覆ひ難

き事實なのである。例へば或る官吏が朝廷又は上官に對して彼等の面子を維持する爲には、相手方の冠婚葬祭であるとか或ひは節日其他の祝事があるとか云ふ場合に、なるべく高價な珍品を差出すことが下僚官吏の一種の義務となつて居る。それには數百金乃至數萬金を要するのであるが、それを正直に自身のポケットから出したのは第一に惜しい許りでなく同輩や下僚に聞かれても意氣地無しらしく見えて體裁が悪い。それで臨時に人民から捲上げ、彼等の泣き叫ぶ聲を聞き流しつゝ涼しい顔で上官への義理を濟ますのである。此の嘘の様な事實は單に『官場現形記』の作られた清朝末期に於いて然りしのみならず、民國十何年と云ふ今日に於いても何等の變更なしに行はれつゝあるところの公然の事實である。面子を保つ爲の貪慾として一層有害なのは實家に貢ぐ爲の收斂であつて此方は清末時代より今日の方が一層激しいと云はれて居る。抑々支那の社會は其の根本組織として所謂大家族制度を維持して居る。此の制度にあつては一つの家族の財産權が家長の一手に集中せられ、家族成員各自の消費財を別とし、其他の財物は動産不動産に論なく一切家長の名で所有されるのである。家長は此の特權の代償として全家族を扶養する義務を負ふ者で、此の意味に於いては所謂家族共產制が文字通りに行はれて居る次第である。此の家族共產の觀念は本來の意味から擴大せられ、家族成員の或者が出世して大収入を得る地位を獲得した場合に、彼は其の消費財以外の財産又は収入を以て其の實家を賑はすことが不文の義務となつて居る。此の觀念又は習慣が更に擴大せられて一族の中から成金が出ると思ひも掛けぬ遠縁の者まで何所からともなく集つて喰ひ倒しにかゝる。唯喰倒され浪費されてはやりきれないから、出世したものが官吏であればそれ／＼の役目を與へて彼の役所の中に遊ばして置くのであるが、此の恐るべき居候共が八方に馳廻つて人民を強請ることである

から、官吏の此種の關係から人民を搾取する高は實に夥しいものであらう。併し若し潔癖な官吏があり、習慣的に身分相應と認められて居る程度を越えて實家への送金や居候の收容を拒むだ場合には、彼は忽ち面子を顧みない痴者として其の郷黨から激しい批難を受けなくてはならぬ。此の二つの例に依つて明かである如く、官僚の面子は官吏に罪惡を強ひ政治を汚穢ならしめ、其の結果必然に人民への搾取を奨励すると云ふ點に於いて、他の階級及び職業者の面子に比し著しいコントラストをなすものである。『官場現形記』の序文は更に一步を進め、次の如き激越なる口調を以て官僚を罵倒して居る。曰く

世の中に盜賊程憎むべきものはない、而も盜賊の害は一時的に過ぎないのに官僚の害は恒常的である。また世の中に仇讐程恨むべきものはない、而も仇讐の襲撃は公然であるのに官僚の襲撃は暗闇から来る。一體官職の制度を創始したものは豫め此點に思ひ及んでるものであらうか、或ひは官僚の性情が普通人の性情と異つて居る爲に斯くの如く墮落したものであらうか。國家が衰へて官僚は強く、國家は貧乏であるのに官僚は富み榮え、皇帝中心とか禮儀廉恥とか云ふ傳統的道德は官僚の手に破壊されつゝある。官僚が社會の攻撃と輕蔑とを受ける所以は思ふに一朝一夕のことではなく其の由來するところ久しいのである。

序文の筆者は官僚の性情が普通人の性情と違つて居るのではないかと疑つたが、私に云はせればこんなことは疑問とするに足らず、前に述べた面子意識の説明に由つても知られる通り、官僚の性情は正に普通人の性情と著しく異つて居るのである。此の相違は官僚が一つの階級として二千年來其の特權的地位を利用しつゝ數へ盡せぬ程の罪惡を重ねて來た非人間的生活の集積として當然に發生したところの現象である。其の詳細の説明は之れを

後節に譲るであらう。

四 官僚の階級性

官僚に二通りの意味があつて狭義の場合は部分社會たるオフィシャルドム乃至ビュロークラシーの構成員を意味し、廣義の場合には一つの社會階級を意味するものであることを、私は嘗て第一節に述べたのであるが、茲では一層詳しく其の内容を説明しようと思ふ。

抑々社會階級とは何であるか。人に依つて種々なる解釋があるらしいが、私の知るところではそれは先づ第一に部分社會である、即ち國家又は民族と云ふ全體社會を構成する一要素であると同時にそれ自身が一つの社會を構成するものである。第二に他の凡ゆる部分社會が縦の存在であり其の横擴がりは全體社會の全面に互ることの絶對にないに反し、社會階級だけは必ず横の存在であつて其の擴がりが全體社會の全面に及むで居る。假りに支那民族の構成する全體社會を上下の二大層に截分し一つを支配階級とし他を被支配階級とするならば、廣義の官僚は即ち支配階級に相當するのである。然らば被支配階級の内容は何うであるかと云ふに、前引『官場現形記』の序文では「官」と四民即ち士農工商とを對立せしめたのであるが、「士」を讀書人の意味に解する時は、私が前に略説した様に純粹な讀書人と云ふ職業は學者か教師になる以外には成立し得ず、また兼業としても暇の多い官吏以外には先づ成立し得ないものであるから、如何なる意味に於いても「士」を一方に於いては「官」、他方に於いては農工商と肩を並べて對立する職業であるとする事は出来ない。此の解釋が若し正しくば國民中の「士」

は之れを支配階級に歸屬せしむるか然らざれば抹消して了ふ方がよさうに思はれる。斯様なわけで支那國家又は支那民族なる全體社會は、上に官僚階級があり下に農工商の各職業者を包含する民衆があつて縦に相對峙して居ると云ふことになるのである。官僚階級が文武の二群から成り、平時には所謂右文左武で文官が武官を支配し亂世には之れと反對に武官が文官を支配する。文官優越の時代には民衆は繁文褥禮に苦められるのであるが物質的搾取は比較的輕くて済む。武官優越の時代には傳統的權力が地を拂ひ兵力のみが幅を利かすのであるから、傳統的權力の裝飾物たる繁文褥禮は廢たれるが其のかはりに軍備の擴張を競ひ、此の方面に夥しい浪費が行はれ、爲に民衆の蒙る物質的壓迫が激しくなる。近代にあつては清末は文官優越の時代であり、民國以後は武官優越の亂世時代である。『官場現形記』は即ち文官優越時代の末期を寫したもので政治の腐敗、財政の窮乏、最狹義の官僚即ち文官の權威の年一年と頽廢する世相を捉へたものである。

廣義の官僚が少くとも支那に於いては一つの社會階級を構成するものであることは上記の簡単な説明に依つてさへ明かなくらるであるが、併し世間では或種の誤つた先入見に煩はされて此の顯著なる事實を認識することを拒み、甚だしきは有名な支那學者でありながら支那に社會階級なしなどと云ひ張る者すらある。此の誤謬の根源は恐らく封建制が破れて官吏の登用に選舉乃至科擧の謂はゞ開放的な制度の布かれたことを淺薄な眼で眺めたにあるであらう。前に第二節に引用した『官場現形記』序文の文句に士農工商が其の本職を捨て、樂に金の儲かる官吏生活を目がけて突進したと云ふ意味のことがあつたが、此等も變な先入見を持つた頑固頭には階級否認の有力な材料と映することであらう。成程選舉又は科擧の制度が理論上官吏の門戸を民衆に向つて開放したことは疑ひ

難き事實である。また事實上に於いても此の開放の効果は民衆中の適者を數多く官界に迎へ入れるに役立つたものである。それ故に私は嘗て『官場現形記』序文が一概に選舉乃至科擧の制度を批難して「其後に選舉制度の設けられて登進の道が亂れ」と断定したに對し一言の辯護を試みた程であるけれども、此の制度の理想は必ずしも試験場裡に現はれずして選抜の標準は矢張り主として縁故及び金錢に依つて決せられ、其の結果は貴族官僚の子弟から然らざれば富豪の子弟に非ざれば關門を通過することが不可能であり、稀なる例外として公平な試験官が忠實に受験者の實力に注意を拂ふに過ぎないことゝなつたのである。此の事實は一面に於いて官僚の階級性が如何に強烈なものであるかを立證して居ると思ふ、何となれば優越な社會階級が其の優越を維持する爲には出來得れば絶體に其の門戸を閉鎖し、然らざる場合にも出來得る限り其の敷居を高くして他階級の者の侵入を防ぐことが必須の條件であるからである。

官僚の階級性の第二の證據は彼等が特殊なる地位に在ることを意識して之れを誇示する爲に煩瑣なる階級的シンボルを數限りなく設けて居ることである。其の實例に就いては解説の進むに伴つて澤山に現はれて來るであらうから茲では省略することゝする。第三の證據は官僚の生活態度が著しく他の社會と相違して居ること、其の顯著なる一例たる面子意識のことに就いては前に少しく説明し、後には一層多く現はれると思ふから之れも省略に従ふことゝする。第四の證據は「學問」を階級的専有物と心得て居たことである。金錢で官職を買入れ所謂虛衡乃至實缺を贏ち得た他階級者に對して、文官試験をパスした官僚共が極端な輕侮憎惡を注ぎかけた事實は幾分か岡燒の感情も手傳つたであらうが、主として前記の様な「學問」の階級的専有を裏切られたと云ふ反感から來

て居るものである。彼等は「學問」のことを氣取つて「斯文」と云ふが、斯文と云ふ言葉は論語から出たもので即ち儒教を意味する。原則としては儒教が官吏の表藝であつて此の道を以て政治を取り行ふと云ふことが歷朝の建前となつて居つたのであるが、其實儒教は單なる看板に過ぎず、官吏共は全然之れと異つた主義によつて人民を苦め、政治は一方に於いて階級の優越性を誇示する道具であり、他面に於いて彼等の動物的本能の要求を思ひの儘に満足せしめつゝ而も如何なる職業に比しても金の儲かる結構至極な商賣であると云ふことになつたのである。官僚生活の營業的性質を立證する事實は『官場現形記』の作者が最も得意な壇場として筆を極めて書き立てたところであるから、讀者はおひ／＼と充分に此の消息を會得せられるであらう。

官僚生活の第五の特徴は仲間同志の間に行はれる暗闘の激烈にして殘忍なことである。一體支那人は陰謀好きで血を流す喧嘩には臆病だが、暗闘は盛んに之れを演じ此方の手腕にかけては何れの民族にも敗けを取らない。就中官僚が此の道に掛けては特に傑出して居る。之れに關して『官場現形記』の序文の一節に曰く、

利害の重いところには嫉妬猜疑が起り、暗闘が烈しければ深い怨みが生ずる、昔の人が學閥を作つて其の地位を固める方便としたのも畢竟之れが爲である。殊に官僚社會に在つては或ひは轉任であるとか或ひは代理であるとか云ふ様な官職の變動に伴つて暗闘が起る。其の状態は骨を投げると犬が必ず之れを争つて喧嘩を起すと同様である。

官僚は此の喧嘩に全力を傾け智勇のあらん限りを竭して敵を倒さうと力めるのであるが、然し其の結果は百戰百勝の優越者と雖も遂に敗者の爲に報復せられることを免れないと説き、孟子や戰國策の文句を引いて斯かる暗

闘の悲惨なる結果を諷刺して居る。戰國策の文句と云ふのは「螻蛄が蟬を捕へるに夢中になつて雀が其の後ろから自身をねらつて居ることを知らない」と云ふのである。何れの民族の社會史を覗いて見ても優越な社會階級が結成せられ其の階級的基礎が堅固になつて思ひのまゝに他階級を搾取し得る様になると、其の豊富な獲物をねらつて猛烈な内輪喧嘩が起ることが常例となつて居る。支那の支配階級に他の階級よりも遙に残酷な暗闘の行はれるのも畢竟斯くの如き月並な現象の繰返しに他ならぬのである。私は支那の官僚階級殊に文官及び其の家系に屬する者が世界中で最も徳性の缺けた人類であることを斷言するものであり、其の原因はもとより澤山に在ると思つては居るが、併し其中の最も重大な原因は彼等の日常生活が前記の如き暗澹たる闘ひを以て間斷なく脅威されて居る爲だと考へて居る。そんなに苦勞の多い官僚生活なら罷めて了つたら好いではないか、好き好んで七面倒な登用試験を受けたり賄賂や請託に浮身をやつしてまで其の仲間入りをせねばならぬ必要が何所にあるかと不思議がる人もあらう。それ等の人々に對して私は人間の性情殊に其の本能の不思議な且つ薄暗い影に一應の思索を向けて貰ひ度いと勸告するであらう。

それは兎に角として廣義の官僚は嚴然たる一の社會階級である、而も華やかな支配階級である。「官場現形記」の作られた清末には其の序文にも指摘してある通り官僚の權威が著しく衰へて「世間から攻撃・輕蔑的のたされる様になつた」のであるが、一體各王朝の末期には官僚階級の權威が衰へて其の壓力が減ずる結果、一種の社會不安の状態を現出するのが常である。此の不安状態の間に官僚階級内部に於いて重大な變化が營まれ、從來優越を誇つて居た文官群がつひに其の地歩を武官に讓ることを餘儀なくされる。其の窮極するところが所謂易姓革命

である。新興軍閥團の首領が新たなる王朝をうち立て其の手で新たなる官僚組織を組立てるのであるが、然し茲に注意すべき點は新しい官僚組織と云つたところで其の素材となるものは矢張り舊官僚階級から供給されるのに他ならぬのであるから、幾度王朝が變るとも全體から見た官僚階級には何等の影響をも與へることは出来ぬのである。之れが所謂二十四朝を通じての社會的事實なのであり、所謂第一革命でさへ王朝は容易に之れを轉覆して支那には破天荒な共和制を建設し得たに拘らず、官僚階級は十三年を経た今日すら格別の打撃を受けることなしに存續して居る。清朝時代との相違は文官優越が武官優越に移り變つたと云ふだけで、廣義の即ち社會階級としての官僚群は相變らず其の猛威を揮つて居るのである。但し一皮剝いて觀察の眼を紙背に徹せしめると云ふと、其處には過去の二千年と全く異つた潮流が案外に激しい勢で渦巻き返して居る光景を認識するであらう。此の潮流を構成するところの要素は發生の順序に従つて數へると第一に學生、第二に商人、第三に勞働者である。勞働者は支那語の所謂「工」であり、學生は其の出身如何に論なく一種の讀書人であるから之れを「士」と云ふことが出来る。即ち所謂四民の中、士工商の三つの職業者が團體的に「官」に對して戰を挑み、此の意味に於いて階級闘争の序幕が開かれたわけである。昔は四民の中の野心家が個人的に官僚階級の門戸を敲いたのであるが、今日はさうでなく士工商の三つの社會が團體的に官僚階級と對抗し、後者の存在を其の根柢から破壊しようとか、つて居るのである。近時の支那に於ける社會不安の状態を社會學的に批判するならば、被支配階級の覺醒が起り、それが結束して支配階級を亡ぼさうとして居るものであつて、其の全體社會に新らしい組織を與へようとか、ふ所謂産みの苦みである。支配階級を滅ぼすと云つたところでポリセヴィキーの様は無階級の社會を創造しよう

と云ふので、少なくとも當面のところでは舊い支配階級を倒して新しい支配階級が之れに變らうと云ふに過ぎない。従つて今日の支那の社會不安は佛蘭西革命と同性質なる社會革命の序幕であつて、其の結果も略々之れと同様にブルジョアジー支配の新らしい時代が之れからぼつ／＼開け様と云ふに止まる。

(大正十三年十二月『支那研究』第一卷第一號)

第二節 支那の村落及び家族組織

『官場現形記』は六十回から成り、見様によつては短篇的な物語の綜合である。さればといつて必ずしもつぎはぎものといふ譯でなく、作者の官僚に對する憎惡及び侮蔑の感情、其の感情から迸る深刻な諷刺といふものが全編を貫いて立派に此の小説の有機的組織内容を完成して居るのである。先づ其の第一卷から荒筋を紹介しよう。

陝西省の朝邑縣に二三十戸の小部落がある。其の村の趙と名のる一家族の青年が省城で行はれる文官登用試験に合格して舉人の資格を得た。舉人は北京で行はるゝ第二段の登用試験に應ずる資格といふだけで、其儘では官僚の列に入ることの出來ぬものであるが、併し朝廷でも準官僚として之れを待遇し、即ち普通の農民から區別された身分として觀念されたものである。第一卷には此の榮譽を擔うた趙家の喜びや趙家と競争的地位にある方家の嫉妬やを細叙して居る。趙家の祝筵に朝邑縣城で一流の大官僚が列席するのであるが、それと新舉人たる趙温との問答や村の百姓たちとの應待ぶりに官僚の思想とかその階級性とかいつた様なものが仄見する。第一卷

第一卷の面白味は此の點に在る。

一 單位部落の組織

『官場現形記』の作者は上記の小事件の起きた部落に關して次の如く記して居る。

陝西省同州府朝邑縣の城南三十里に一つの村がある。そこには趙と方との二姓ある許りで、外の姓は一つもない。此の村は小さくも大きくもなく、二三十戸の人家があり、先祖代々農業で生活して居る。

作者がわざ／＼註釋した通りに支那の單位部落は二、三十戸から五、六十戸程度の小規模なのが普通であり、且つ之れを組織する家族は一姓乃至數姓に限られて居る。今試みに關東州の例を擧げるならば、旅順民政署管内なる方家屯會外五會の支那人の戸口は次の如くである。

部落名	部落數	戸數	人口	一戸當	部落當
方家屯會	八九	三、八九三	二六、四一〇	六・七	二九七・五
山頭會	二九	一、一五八	八、五〇七	七・三	二九三・四
三澗堡會	四五	一、九二〇	一二、五九四	六・五	四二九・一
水師營會	五二	一、九七七	一二、九五〇	六・五	二五〇・九
營城子會	三三	一、六九五	一二、〇七一	七・〇	三六七・〇
王家店會	七四	一、八三六	一一、六九九	六・四	一五五・六

右の表は『關東州事情』(上卷一九五頁)によつたもので大正十年の現在である。又一戸當り及び一部落當りの

平均人口は、其中に僅少なる日本人を含んで居るから、嚴密にいへば實際の一戸當り支那人口数は之れよりも僅かに多く、一部落當りは僅かに少い道理であるが、併し大體を見る爲には此の數字で充分と思ふ。會は關東州の爲政者が便宜上に設けた行政區劃であつて略々日本の町村に當るものであるが、支那人の部落生活の實際からいへば殆んど全く無意味のものに過ぎない。旅順民政署管内を擇んだのは只便宜上のことで、他の管内も大體に於いて略々同様である。即ち旅順管内の村落に於いては一部落當りの平均口数は二九〇・五であり、一戸當りの平均口数は約七・〇であり、普蘭店民政支署管内の一部落當り平均口数は一四八・一であり一戸當り平均口数は七・五であり、貔子窩民政支署管内の一部落當り平均口数は一三五・八であり、一戸當り平均口数は七・三である。各平均數によつて戸數を割り出して見ると、旅順管内は一部落當りの平均戸數が四一・五であり、普蘭店は一九・七であり、貔子窩は一八・六であり、即ち『官場現形記』の計算と合致する。二、三十戸の小部落が二つの姓のみから成立して居るといふことも、支那では最も普通な例であらう。單位部落の大きさ及び組織も北支那との間には可なりの相違がある様に見える。即ち南支那では所謂大姓が多くして一姓で一萬以上の大部落を獨占して居る例も少なくない。小部落の場合でもその幾つかを一つの姓で連ねて居る例も珍らしくない。北方にも斯くの如き事實が無いではないが、それは寧ろ例外となつて居る。何故に北と南とで斯くの如き相違が起つたかと云ふに、其の主たる理由は中原即ち北支那に棲息して居た支那人の南方へのマイグレーションが、南北朝時代即ち今より凡そ十五世紀程前から徐々に行はれたと云ふことにあると思ふ。換言すれば北支那は其の地方の割合に人口が多過ぎる爲に、經濟事情が同族の共同生活といふ本能的欲求を裏切り、彼等を驅つて出稼ぎを餘儀なくせし

むる爲に、一姓に依る大部落の形成を許さないのであらう。然らば南支那よりも一新らしい植民地なる滿洲や内蒙古に何故に一姓の大部落が発生しないかと云ふと、之れには恐らく二つの理由がある。第一は開けかたが新らし過ぎる爲であり、第二は此の地方へのマイグレーションが急激に行はれた爲であらう。其の證據に山東省の東北海岸に行つて見ると、其の地方にはなかくの大姓がある。有名な勞山の麓に登審と名づくる戎克港があつて其の數百戸が殆んど一姓から成立つて居る。登審を形造つた其の同じ姓が更に海陽縣及び文登縣に分れてそれぞれ大きな部落を組織して居る。此の偉大なる家族は明の永樂帝の時即ち十五世紀の初頭に倭寇を防ぐ目的で河南省から移された屯田兵の子孫なのである。即ち彼等は其の當時不毛であつた地方に移住して開墾に従事しつゝ、五百年を経過して、今日の繁榮を贏ち得たわけである。大分話がわき道にそれたが、之れを要するに支那に獨特な宗法的家族制度を諒解することなしに其の單位部落の組織や機能やを諒解することは出來ない。單位部落の組織は即ち單一な或ひは複合的な家族制度であり、其の機能は即ち父權的な自治である。

それは兎に角として『官場現形記』の第一卷に點出された部落の様には、それが二つの略々同格な姓から組織される場合には、其の當然の歸結として激しい競争が各家族成員の心の中に行はれるであらう。従つて趙家の孫息子が一躍して名譽ある官僚の列に加はつたと云ふことになると、方家の人々に穩かならぬ感じの起るのは當然である。君主專制時代の學力檢定制では、三年毎に各省の首府で行はれた舉人試験の下に更に今一つ、毎年縣城で行はれる童試と云ふものがあつて其の合格者を秀才と名づける。秀才は行政的には何等の意味を持たぬ稱號なのであるが、『官場現形記』に據るとそれですら「見聞の狭い田舎者には大した出世の様に思はれたのである。

そこで「村中の者が趙家を尊敬する様になつたので、方家はおひ／＼其の勢力を失つて焦りだした」と書いて居る。そこで方姓の餘裕ある家族が集まつて一つの學校を開き、縣城から舉人の資格ある一人の老先生を招待して同族の子弟を教育せしむることとした。茲で私は村落に於ける教育と云ふことを少し許り述べて見よう。

二 村落の教育

前にも一寸記した通りに、趙家の孫息子が秀才に合格して村中の尊敬を受けることを方族の人達が羨ましく思ひ、資本を出し合して一つの學校を開いたのであるが、其の教師として傭入れるものは縣城に住む一人の老舉人であつた。

此の人は王仁と呼び歳をとつたので進士試験を断念し、専ら此の農村の子弟達の教育に従事し、數年ならずして幾人かの「人材」を養成することが出来た。お弟子の中には對句を竝べ得るものもあり詩を作り得るものもあり、一層優れたものは筆を揮つて文章をさへ綴り得る様になつた。斯様なわけで方家の人々も嬉しくてたまらない。重陽の節句に彼等は會議を開き來年も引續き此の先生を傭ふことに決めたので、王仁の満足も一通りでない。文章を綴り得る様になつた學生の父親を方必開と呼ぶ。其の門前に一株の大き木が茂つて居るので村の者は彼のことを「大樹頭の方家」と綽名した。方必開は息子の優秀な能力を祝つて、明年からは其の先生に自腹をきつて銅錢四貫文の心づけをすると聲明した。

支那の村落は家族主義に依る父權的自治を以て支配されるものである。従つて自治行政中の重要な一項目たる

教育も亦、家族の力に依つて經營せられることは當然である。尤も近世となつて家族制度が崩壊し始め、多數の異姓家族が雜居する村落にあつては、教育も他の自治行政と同じ様に純粹な家族本位では其の經營が困難となり、此の間隙を充す爲に村夫子自身の企業といふ形で村塾が開かれる様になつた。此種の學校は勿論都市に多いのだが村落にも決して稀な例ではない。また方族の開いた學校は其の子弟の中から官吏を出すことを第一の目的としたものであるが、數の上から見て此種の目的の下に經營せられる學校は寧ろ例外であり、少くも小農家の父兄達が其の子弟を學校に通はせる主なる動機は、一通り讀み書きの術を知らしめて彼等の愛情及び面子感情を満足せしめ、兼ねて村落生活にも稀に起るところの文字上の用務を辨せしめようとするに在る。それは兎に角として此種初等教育に關し、前教育次長袁希濤氏の記すところは左の如くである。之れは『申報』の記念出版たる『最近之五十年』に「五十年來の支那の初等教育」と題して寄稿したものの一部である。

子弟の初等教育を授けられる場所は大約左の七種であつた。第一は家庭教育で、身分のある家では其の子女が四、五歳になると、多くは父母から文字を教へられる。一、二年の後には先生に就いて教育を受けるのであるが、其の場合にも夜になると父母の前で復習せしめられる。先生に就かないものは父母自らが引續いて讀書及び習字を授ける。第二は家塾である。中流以上の家では多くは家庭教師を傭うて自身の外に旁系親族や近邊の子供にも教育を受けさせる。家塾に於ける生徒の數は二、三名から多くも十人以内である。第三は門館である。教師が自身の宅に塾を開いて隣近所の子供を教へるもので、十人乃至二、三十人を收容し、一人の先生が之れを受持つものである。第四は村塾である。村落の人民が或ひは一家で或ひは數家が協力し教

師を備つて學校を開き村の子供達を集めて教授するもので、其の程度は至つて低いことを普通とする。第五は族塾である。大族の家廟又は義莊内に一族の子弟を教育する場所を設けるもので、就學者は束脩を要しないのみならず、書籍や筆紙を供給される例もある。生徒の員数は略々義塾と均しい。束脩は舊くからの習慣で教師に納めるところの謝禮である。第六は義塾であつて地方の公立學校である。或ひは特志家の義捐金で設立せられ、或ひは地方の共有財産で設立せられ、或ひは慈善機關や文化團體の設立するものもある。文昌會・書院又は儒學に附設するところの初等機關の如きは後者の實例である。第七は官塾であるが、之れは地方長官が其の養廉銀を義捐して設立するもので、即ち義塾の一種である。以上の中で第一から第四迄は私人の經營するところの教育機關であり、第五は一族の公有であるとは云ふものゝ矢張り私人の經營に係る。第六及び第七のみが公經營に屬するのであるが、其の數の少い許りでなく貧民子弟の爲に設けられるもので、教師の學力も生徒の成績も至つて貧弱なのが普通である。

然らば此等の初等教育機關に於ける教育の方針や其の方法は何うであるかと云ふに、袁氏は、舊式教育の目的は一定の禮儀道德と云ふ範圍の中に嵌め込むに在る。従つて教師を尊敬することゝ彼に服従することゝ讀み書きに精を出すことゝが最大の要件とされて居た。

と述べて居る。最後に舊式教育機關に於ける教育方法は何うかと云ふに、袁氏は之れを教授材料、教授方法及び管理方法の三つに分けて説明して居る。先づ教授材料から紹介しよう。曰く、

教本の一番低いものは三字經・百家姓・千字文・千家詩等である。但し中流以上の家庭では多く之れを讀ま

せない。正式の教本は倫理に關する孝經や哲學・政治及び其他の學說に關する大學・中庸・論語・孟子である。進んでは詩經・書經・周易・禮記・春秋などを課する。

教授方法は次の如くである。

第一に讀誦を重んずる。習つた書物は總てすらすらと讀めなくてはいけない。第二には記憶を重んずる。即ち讀むだ書物をば總て背誦しなくてはならぬ。此の二つの要求以外には必ずしも講釋とか意味を明かにするとかいふに頓着しない。但し十歳以上になると先生は少しづつ解釋を加へ字義及び章句の説明もするし、兒童は茲に初めて一通りの諒解を得るわけであるが、併し此等の書物の深い思想の徹底する道理はないのである。讀書以外には習字を重んじ毎日之れを課する。十歳以上になると對句を課し、一、二字から始めて五字

七字の對句を作らせ、詩を作る際の修辭の練習をさせるのである。

前の『官場現形記』の一節に對句や詩を作り得る様になり、それが兒童の學問の上達した證據である様に述べてあつたのは即ち之れである。袁氏の説明した教授方法の中には記されていないが、初等教育としては作文が最後の課程となつて居る。最後に管理方法に就いて曰く、

獎勵の方法は少くして督責のみが烈しく行はれる。「先生は嚴格なものであり書物は尊貴のものである」と云ふ思想を具體化した管理法なのである。教師は日がな一日むつかしい顔をして机の前に頭張り、云ふことを聞かぬ兒童に對しては體罰を行ふことが普通であつた。

袁氏は舊式教育の缺點を批難すると同時に其の優れた點を認めて、次ぎの如く述べて居る。

天才の性能を飛躍的に發達せしめ、一日に數十行を學び得て三、四年の間に四書五經を終り、進んで立派な文學を綴り得る。學校に學年とか學級とか云ふ杓子定規の拘束がないから、低能の生徒には單獨教授を施し、其の智能に應じて授業の分量を加減することが出来る。また學校の組織に級を分けて劃一的な教授をせねばならぬと云ふ制限がないから、個性の發達を妨げる危険が少い道理である。

何事にも適度な規律は必要だが、規律に中毒して杓子定規に陥ると、批評家は逆に無規律の世界を憧憬する様になる。今日の歐米殊に日本の教育は規律中毒の甚だしきものであり、亞米利加の批評家を先頭として現狀を打破し或ひは改造をする主張が聲高く叫ばれる様になつた。支那の舊式教育は全然無組織であり且つ或る意味に於いては無規律であるけれども、一人の教師が二三人から多くも二、三十人を受持ち、各兒童の一人々々の能力に順應して教授することゝなつて居たのだから、規則づくめの我々の教育制度に對し支那の舊制度が「他山の石」として顧みられねばならぬことは、まことに袁氏の主張する通りである。

袁氏も舊式教育に於ける教師の態度の嚴格に過ぎたことを力強く主張して居るが、此の事實を最も鮮明に且つ詳細に摘發したものはアーサー・スミス氏の *Village life in China* であらう。之れを譯出することは支那に於ける寺小屋教育の真相を明かにする上に頗る適當の仕事と考へるが、併し私は其の程度に迄支那の寺小屋教育を茲で研究しようとして居るものでない。従つて其の詳細を知りたい人は同書の第八十頁以下を讀むで頂きたい。但し村夫子なるものは氣位ばかり高くて世事に疎く且つ九十九パーセント迄は貧乏人である。従つて彼は決して村人の尊敬の的となる資格を持たぬ。然らば村の父兄達は、何故に彼等の愛する子弟が貧乏な村夫子風情に鞭う

たれるのを平氣で看過して居るかと云ふ疑問が必然に讀者の頭の中に湧いて來るに相違ない。此の説明の一部分は袁氏の所謂「師嚴道尊」の傳統的思想によつて與へられるのであるが、併しそれだけでは少くとも外國人たる我々にとつては不充分である。従つて私はたゞ此點に關してのみスミス氏の記事を借用することゝしよう。曰く、

兒童の親どもは、其の先生が無頓着であると同様に或ひはそれ以上に無頓着である。若し父親自身が嘗て寺小屋教育を受けたとすれば、彼は長く且つ恐ろしい過程の體驗から、學問とはこんなものだと云ふことを諒解して居るであらう。また若し親達が無學であれば、彼は自ら何事も知らない事務に向つて干渉することを遠慮するであらう。先生は教へる爲に備つたものだから勝手に教へればよろしい。たとへ父兄が其の子弟の學業を知りたく考へて參觀に出かけたところで、彼は決して之れに就き聞き得ることはないであらう。先生は口には出さないでも、其の態度に依つて「お前さんは一體此所に何の用事があるか」と咎めるに相違ない(九〇—一頁)。

前に引用した「師嚴道尊」の中で道尊の二字に就いては多少の註釋を要すると思ふ。道は申す迄もなく儒教のそれを意味するのであるが、併し此の場合には「道を戴せる器」としての書物を指すと解するが正しいであらう。支那人が文字を尊敬し、書物殊に儒教の經典を崇拜することは有名な事實である。

支那でも約二十年前から勃々初等教育の新制度が施行されることとなり、都市だけは外見上新制度が舊制度を壓して繁昌して居る様一般から考へられて居るが、之れは大きな間違ひで田舎は申す迄もなく一流の大都市で

すら小學校の教師及び生徒の數と寺小屋のそれとを比較して、果して何れが多いかは疑問であると思ふ。支那を改造するには教育が第一であり、殊に初等教育を改善することが急務だとは、總ての人の認めて居るところである。誠に新しいインテリゲンチアの力説する通り、寺小屋は迷信と陰鬱な舊道德と專制主義との搖籃である。従つて共和制の基礎を鞏固にし、自由な且つ合理主義的な生活態度を支那の社會に導き入れる爲には、寺小屋を破壊してその代りに新しい初等教育機關を普及することが、此際最も重要な且つ根本的な方法であるに相違ない。併し新制度に依る初等教育機關を一時に増設し得ない場合に於いて、寺小屋を破壊すべきか或ひは存置すべきかといふ問題になると、輕率に其の可否を斷定することは出来ないと思ふ。成程寺小屋の教育はたゞ單に文字の形と其の發音とを諧記し得るだけで、其外には何の得るところもなく、少しく進んだ課程に於いて宋學流の解釋を授けらるゝとしても、其の結果はインテリゲンチアの指摘する如く、たゞ時代錯誤の舊思想や舊道德を柔かな兒童の頭に植ゑつけるに止まるであらう。併しそれが全く無益であり或ひは全く有害であると斷言し得られるかどうか。寺小屋での修得を以てしても、新聞の雜報を讀むだけり小説や告示文を解したり簡単な手紙を書いたりすることは出来る。之れが彼等の日常生活に役立つことは申すに及ばず、進んでは啓蒙運動者達の文字に依る宣傳を、幾分なりとも理解する方便となるであらう。現に啓蒙運動者達は此の數年來、所謂平民教育の普及に努力して居るのであるが、其の主たる方法は「平民千字課」と名づくる教本を四箇月間の講習に依つて無學の青年達に教へこむに在る。勿論平民教育の一學期間には此の教本の外に、所謂常識講演や算術の初歩などが加味されるのださうだけれども、其の効果が嚴格な數年間の寺小屋教育には比較にならぬ程貧弱なものに過ぎないこ

とは、容易に想像し得らるゝところである。

序でに茲に少し許り寺小屋教育と新しい初等教育との間に現に行はれつゝある大規模な暗闘に就いて考察して見よう。支那の新制度に依る初等教育も案外確實な且つ迅速な歩調を以て進歩しつゝあるものゝ様である。刁氏に依れば一九一〇年以來支那の新式教育に關する數字は左の如き勢ひで増加して居る。

年次	學 校 數	教 師 數	生 徒 數
一九一〇	四二、四四四	一八五、五六六	一、六二五、五三四
一九一四	五九、七九六	二〇〇、〇〇〇	三、八四九、五五四
一九一七	一二八、〇四八	三二六、四一七	四、二六九、一九七
一九一九	一三四、〇〇〇	三二六、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇

之れは多分教育部の報告に依つたものであらう。刁氏は之れに註して「此の數字は教會及び私立の學校を含むで居ない。従つて若し之れをも算入するとすれば一九一九年度に於ける生徒の總數は五百萬に達するであらう」と言つて居る。彼は更に進むで支那の面積及び人口と上記の統計とを比較して次ぎの如く論じた。

支那の面積及び其の人口を考へて見ると、前者は四百二十七萬八千三百五十二方哩であり、後者は約四億萬人であるから、五百萬といふ學生の數はお話にならぬ程度のものである。併しながら一九一〇年に於いて教育を受けたものゝ數が僅かに四百人に一人に過ぎなかつたに拘らず、それから九年を経過して八十分の一に上つたといふことは、兎にも角にも進歩の明證であると云はねばならぬ (China Awakend, p. 4)。

袁希濤氏の『五十年來の支那の初等教育』には民國七年乃至九年の教育部及び各省教育廳の報告に基いて作ら

れた一つの表が掲げて在る。之れは専ら初等教育に關する數字であるが、滿六歳から十三歳に至る七年間を學齡として、或る一年度に於ける就學兒童及びその全學齡兒童に對する百分率を摘記すれば大約次ぎの如くである。但し五パーセント以下を切捨てる。表中Gとあるのは各省の調査、Hとあるのは教育部普通教育司の調査した數字である。

省名	就學兒童數	百分率
山西	七二九、九〇三(G)	四〇弱
直隸	五九五、五二六(G)	一四強
奉天	二三八、六二一(H)	一二強
京兆	七八、〇九一(H)	一一
雲南	一六六、九六一	一〇弱
江蘇	五一〇、五〇六(G)	九強
山東	四九六、八六八(G)	八強
浙江	三六二、七一(H)	八強
吉林	九七、八〇三(G)	八強
黑龍江	四一、一四三(H)	八強
陝西	一三六、七五六(H)	八強
廣西	一四四、三五九	七強
湖南	二〇四、三四九(H)	六弱

甘肅

六〇、五〇三(H)

六弱

右の中で山西省が特に優勢なのは聊か疑問とするに足ると思ふ。省長閻錫山氏は宣傳の名人として定評がある。假に悪意はないとしても寺小屋に所謂國民學校の課程の全部又は一部を強制することに依つて、内實は兎も角も表面上之れを國民學校として統計の中に編入することも、充分にあり得べきことだと考へねばならぬ。現に私の參觀した直隸省や山東省や關東州の寺小屋にも算術や修身の新式教科書の備付けてある場合が少くなかつたのである。備付けてはあるが、數が少く且つ新しい儘に保存されて居るところから見ると、決して實用に供せらるゝものでないことは明かである。斯様な次第で刁氏の擧げた數字は勿論のこと、比較的信用の置きさうな袁氏の統計にしたところで、餘程手加減をして之れを讀まない誤謬に陥る恐れがある。それは兎に角として新式な初等教育制度が年一年と其の勢力を張り、確實且つ迅速な歩調で發達しつゝあることは正に刁氏の斷言する通りである。また北京の教育部を初めとして各省及び縣の當局者が、おしなべて新式教育の擴張に興味を持つて居ることも必ずしも嘘ではない。併しながら支那人は世界的に有名な保守的民族である。二千年以上も打續いた教育方法、殊に所謂聖賢の教へに對する執着が短日月の間に消え失せるものであるとは考へられない。初等教育に於ける此の根底深き保守思想を亡ぼし得るものは第一に時の流れである。第二に新式教育の實用性が社會生活上におひつゝと發揮せられるに至ることである。今日の都鄙に於ける固陋な社會に在つては、新教育の實用性はまだ到底舊教育のそれに及ばない。加ふるに後者には傳統的な執着及び尊敬の心理が力強く働くのであるから、少くも支那の初等教育に關する限り、我々は新制度よりも寧ろ寺小屋の勢力に重きを置いて考へることが必要で

ありはせぬかと思ふ。支那の社會に新教育制度を與へた元祖は北京朝廷にあらずして却て日本の臺灣總督府であつた。臺灣總督府が支那人に新式の初等教育を與へ初めてから既に三十年を經過して居る。其の次に最も有効に新制度を實施したものは、矢張り支那人にあらずして日本の關東州當局者であつた。之れも既に二十年近くを經過して居るのだから相當な効果を擧げ得たに相違ないのであるが、それですら州内の所謂書房の數は關東廳第十六統計書に據れば次ぎの如くであつて、年々僅かづゝの増加を示して居る（同書二七八頁）。

年次	書房數	教員數	生徒數
大正五年	五二	五六	八六六
同 六年	四七	四七	八八二
同 七年	四八	四八	九七二
同 八年	八三	八六	一、七四一
同 九年	六五	六七	一、三一五
同 十年	六九	七四	八、四八二

關東州當局の書房即ち寺小屋に對して取つた政策は正しいものであつたと思ふ。即ち、

州内各部落に散在せる私立の書房は置府の初約五百に上り生徒八千餘名を收容せり。書房は即ち我邦昔時の寺小屋にして訓話記誦するのみ。もとより適當なる教育機關を以て見るべからずと雖も、暫く別種の學校として其の存在を認め、各民政署、同支署の監督下に漸を以て改善を期する方針を取れり。爾後金州民政支署に於いては蒙學堂、旅順民政署管内に於いては小學堂と改稱し、校舍を合併し教科を統一し、また其の管理

に就いても漸次全村の自營に移す等幾分施設の認むべきものあり。大正四年六月府令第十七號を以て關東州普通學堂規則を制定し、大正五年四月より之れを實施するに及び名實共に稍々初等教育の機關たる體様を備ふるに至りたり（關東都督府施政誌、二〇四頁）。

之れに據れば寺小屋の數が五百にも上つて居たのを、大正五年の新施政に依つて併合及び統一を行ひ、其中の或るものを全村の經營に移して普通學堂と名づけ、正式の初等教育機關としたものである。斯くして取り残された部分が前記の統計に現はれ、大體に於いては普通の寺小屋として村民や村夫子の自由に放任されて居るものであらう。支那でも關東廳のそれと略々同一な方針の下に、寺小屋改造の努力が各縣で大なり小なり行はれて居るのであるが、官憲の力が村落自治體の内部に殆ど全く届かない支那のことではあり、假りに届くとしたところで財源の缺乏や教師の不足の爲に爲政者の理想が容易に實現されぬ状態に在る。

三 舉人の階級的意義

重陽の節句の翌朝に、

村人がまだ眠つて居る中に、突然馬の鈴が響いて彼等呼び覺した。門を開いて眺めると一群の人馬が西に向つて急ぎ去つた。それは趙家の息子が舉人の試験に合格したので之れを報告する爲の其筋からの使者の一行であつた。方必開も大勢に混つて此の一行を見物して居たが、彼はお使者の用向を聞き知ると同時に一息に趙家に走りこむだ。使者は頭上に「紅纓」の帽子を戴き、趙家の門の扉に慌しく「報條」を貼付けた。

方必開は其の息子と一所に讀み書を習つたので兎も角も報條を解することが出来た。それには「貴府の老爺趙溫が此度陝西省の郷試に應じて、第四十一番目で合格されたことをお目出度く茲にお知らせする。喜報人ト連元」と記されてあつた。

郷試と云ふのは三年毎に各省の首府で行はれる所謂舉人試験のことである。此の試験に及第すると百姓の俸でも省衙門の下役から忽ち「貴府の老爺」と持上げられて官僚扱ひを受けるのである。舉人は前にも述べた様に官僚であり、従つて平民とは身分が違ふ。そこで趙家でも其の家族の中から官僚を出したといふ特別なシンボルを掲げる資格を得たのである。

取急いで大工を呼び六本の旗竿を造らした。門前に二本、墓地に二本、家廟に二本を建てるのである。また一枚の額を造つて誰か身分のある學者に「孝廉第」の三字を書いて貰はねばならぬ。ところが縣城にも斯様な身分の高い學者を紹介し得る様な氣の利いた親類がない。尤も隣り合つた墓地の所有者たる王郷紳は、春秋の二期にお墓参りに來るので數回見かけたことがある。此の縁故を辿つて充分な謝禮を包んだならば多分承知してくれるだらうといふので、漆職人を呼び寄せて大急ぎで用意させた。此の額を門に懸けたら何れ程名譽なことであらうかど喜むで居る。

舉人を氣どつて呼ぶ時に孝廉と云ふ。「官場現形記」に據れば、孫息子が舉人に出世したに就いて用意した位階的シンボルは右の二つであつたが、それと同時に趙家では申す迄もなく盛大な賀筵が開かれたのである。此の賀筵には傳手を求めて前に記した縣城の王郷紳を迎へ、之が主賓となつたのであるが、此の紳士の態度や會話に就

いては後ちに記すこととし、茲では一般の農民達が官僚といふものに對して如何なる觀念を持つて居るかを、『官場現形記』の記事を根據として考察しよう。それは趙溫と趙族の族長との問答で、老族長の官僚觀は次ぎの如くである。

お目出度う。お前さんも愈々天子様の御家來となつたが、一體我々の先祖がどんな隱功を積んでこんなお目出度い酬いが來たのだらう。老人の話に舉人となることは容易な業でない。試験を受ける時には三代の先祖達が總出で龍門に現はれて子孫の手傳ひをする。それでなければ百斤に餘る品物を何うして動かすことが出来るものか。矢張り老人の話だが、文昌老爺は冥途の試験官で成績の發表される日に文昌老爺は丸型の紗帽を冠つて上座に控へ、其の下に數名の屬官が居て掲示を書く。冥途で書出された名前が此の世でも合格者となる。之れには少しの間違ひもない。此の時に合格者の三代の先祖達は、矢張り冥途で此の掲示を見て喜び三日も四日も眠ることが出来ない。そして彼等は玉皇大帝の御前に出てお禮を申上げるといふことだ。お前さんが今度合格したのも詮りは先祖達のお蔭で、斯うなる迄の先祖の苦勞は一通りや二通りのものでない。

老族長の話は誠に面白いと思ふ。彼の會話の中で注意すべき事項は先づ第一に官僚が天子様の御家來であるといふ觀念である。それと同時に此の身分を如何に高く評價して居るかは、先祖の積むだどんな隱功の果報であるかと驚異したことに依つて覗はれるであらう。官僚は、而して官僚のみが天子様の御家來なのであつて一般平民は天子様、従つて政治と何等の關係を持たない。權利のない代りに義務もないのだから、彼等は其の自由を享樂して好ささうなものであるが、事實はそれと正反對に彼等は天子様の御家來たる人々を心から畏敬し且つ羨望す

るのである。但し畏敬と云ひ羨望と云つても民衆の官僚に對する意識的な憎惡及び無意識的な輕侮が彼等の胸の奥深く潜むで居ると云ふ事實と決して矛盾するものではない。祖先三代の靈魂が龍門に出張して百斤に餘る品物を動かすと云ふのは、思ふに大鯉が龍門を登るといふ譬喩に胚胎するものであらう。無智な人々の頭の中で譬喩と事實との混線の起ることは、獨り趙族の族長のみとは限らぬのである。文昌老爺及び玉皇大帝は申す迄もなく道教の神様である。文昌帝君は文教を掌り従つて科擧に於ける各受験者の運命を支配すると信ぜられ、清朝時代には廣大な人氣を集めて居たものであるが、科擧の廢止と共に各政治都市の文昌閣は或ひは學校となり或ひは巡警の駐在所となり、然らざれば蜘蛛の巢が張つて居る。玉皇大帝は太古の文獻に所謂上帝と同じもので即ち民族的至高神である。之れも位が高過ぎて民衆の實生活と何等の直接關係を持たぬところから自然に敬遠せられ、其の待遇は商人の關帝に於ける、船乗りの天后に於ける、婦人の碧霞元君に於ける、プロレタリアの觀音様に於ける様なわけに行かぬのである。それに拘らず觀念上では矢張り神々の最高位に置かれて實際上に有力な關帝以下の神々も玉皇の家來に過ぎないと考へられて居る。また冥途のこと、此の世のこと、を混線して考へるのは文化の開けない時代に各民族に共通した現象であるが、支那程進歩した社會に於いて、之れくらゐ判然と幽明兩界の相關關係を認めて居る民族は、決して他に類例を求めることが出来ないであらう。文昌帝君の屬官の發表する合格名簿と、省の屬官が作製するそれとの間に完全な一致があると信ずるなども其の一例である。最後に趙溫の出世を祖先のお蔭であるとし、其の恩澤を力説するところに純朴なる村人の家族思想の深みを、我々は最も明かに認めることが出来ると思ふ。申す迄もなく家族思想は、其の元始的の姿に於いては宗教的情操の一種である。支

那では此の元始的情操が數千年を通じて道教の力で維持されて居る。

純朴な民衆が如何に官僚を崇拜して居るかは、趙家の賀筵で受けた王郷紳の歡待ぶりに依つて最も鮮明に之れを認めることが出来る。

日が傾きかけた頃に王郷紳の到着が報せられた。趙家の「祖孫三代」は申すに及ばず、宴に連る一同が空腹に堪へ兼ねて居た際に突然此の報知を受けたことであるから、彼等は天からでも降つて來たものゝ様に遽てふためいて王郷紳を迎へたのである。王郷紳の轎車がまだ門前に届かない前に趙溫の父親は馬の轡を取つて先導した。王郷紳が轎車から降りると祖父・父及び趙溫の三人は續けざまにお辭儀をして、鳳凰を抱いた様な恰好で案内した。

王郷紳の官僚としての地位は次ぎの如きものである。

王郷紳も矢張り進士出身で、監察御史まで上つたが、後に老衰の爲に辭職して郷里に歸り、今は朝邑縣の書院監督といふ名譽職に就いて居る。

支那には皇帝の爲に中央及び地方の文武官僚の行爲を、公私兩面に互つて監視する直屬機關が設けられてあつた。清制では之れを都察院といつた。監察御史は全國を十五道に分ち、其の振當てられたる各地方の官吏及び行政事務を監察して、其の行蹟なり管内の政務に關する意見なりを直接に皇帝に報告する至つて重要な職權を帯びたものである。職權は重要であり従つて役徳も相當に之れに伴ふのであるが、併し官等は比較的に低い。例へば各省の巡撫及び布政司が従二品であるのに都察院の長官すら正三品に過ぎない。また各知府が従四品であるのに

各道の監察御史は従五品に過ぎない。それですら片田舎の小都市では第一流の社會的地位を誇つて經濟的にも豪華な生活を營む餘裕がある。前に私は擧人の身分的シンボルに就いて二、三を記したが、茲には筆の序でに監察御史の身分的シンボルを紹介して置かう。「官場現形記」の第二卷に王郷紳の生活振りが記されてある。先づ彼の邸宅であるが、其の門前には真白な「照牆」が立つて居る。照牆といふのは衝立の形をした煉瓦塼の斷片のやうなもので、門に向つた一面には延喜を祝ふ意味で鴻禧の二字が大書されて居る。其の東西に二本の旗棹が並び、大門の兩袖には磨き上げた煉瓦塼が八字型に築き成され、大門の黒い扉は光り輝く金具で飾られて居る。そこには「勸募秦晋振捐分局」の看板が懸り、それに並べて「局務重地、聞人免進」と大書した二枚の虎頭牌が懸つて居る。晋秦は陝西及び山西だから此の地方に多分水旱害が起り、その救済資金を募集する事務を地方の名望家として王郷紳が引受けて居るものと見える。茲にも例の捐官即ち金を出して官僚の資格を買ひ取る機會の潜むで居ることは勿論であらう。虎頭牌とは衙門の威嚴を表象する爲に、白地の看板の上部に虎の頭を描いて之れを門に掲げ出した清朝時代の習慣である。此の看板には更に赤と黒とに塗り分けた棍棒を添へて「之れでもか」と云つた風に執固く人民を威嚇したものである。大門の内側に更に一つの門があつて、それには青漆を塗つた六枚の扉が立て、あり、其の上部に赤地に金で進士第と大書した額が懸つて居る。また大門の兩側には門番の部屋があつて、赤や黒で色彩つた數個の帽子と二本の革鞭とが今一度人民を威嚇する様に懸け並べてある。六枚戸の門を潜ると其の正面に一つの建物がある。茲には椅子・テーブルの備付けはなくて丙子科擧人・庚辰科進士・賜進士出身・欽點主政江西道監察御史などの看板が壁に懸つて居る。之れは申す迄もなく主人公の名譽ある官歴を誇

示するものである。此の部屋には更に二つの轎輿が置かれてある。此の建物を通り抜けて更に一つの門を潜ると、其の正面には應接専用の大きな建物がある。此の建物の飾り付けが大變なのであるが、煩はしいからいちいち記さない。其中に「龍虎」と記された御筆の懸物と「誥命」の卷物を入れた極彩色の箱とがあつて、之れによつて主人公の朝廷に關する特殊關係をひけらかして居る。尤も御筆の懸物は肉筆ではなくして石刷である。従五品程度の官吏が天子の直筆を拜領し得ないのは當然であるが、特に石刷とことわつたのは思ふに作者の皮肉であらう。誥命は五品以上の官吏に對して授けられるところの勅任の辭令である。

話を前に戻して、趙家の賀筵に連つた王郷紳は酒の勢にあふられて萬丈の氣焰をあげるのであるが、其中に趙溫の前途を祝福して次ぎの如き言葉がある。但し之れは前に述べた村夫子の王仁を相手の會話の一節である。

俺も貴公も今では官途に諦めをつけ、貴公は田舎に引籠つて子弟を教へ、俺は朝邑縣の教育を監督し居る。之れは畢竟路先生の志を受け次いで教育を擴め天子の爲に人材を培養するもので、國家の政治に重大な關係がある。だから貴公も自ら輕んじてはいけない。お互の事業は國家の文教を維持するといふ點に於いて永劫不磨の意義を持つ。趙君はまだ擧人に合格した許りであるが、矢張り我々「斯文」の一派であつて將來聖教を擴める任務を負ふものである。往を繼ぎ來を開く、我を舍いてそれ誰ぞや。仁に當つて譲らず。小子勉めよや。小子勉めよや。

小子は申す迄もなく趙溫を意味する。自惚れの強いことを別としても、何といふ厭味であらう。官僚の斯様な

態度に激しい反感を持つところの作者は、王郷紳の所謂路先生の事業とか、人材を培養するとか、官僚の専賣特許として自ら誇るところの文運とか聖教とかいふ様な言葉の内容を、種々なる手段を設けて氷の様な皮肉さで冷笑して居る。但し此の事に就いては次ぎに標題を改めて紹介するしよう。

四 官僚學問の真相

支那舊時の教育の目的及び學問の内容に關して、China Awakenedの著者刁氏は曰く、舊い教育制度は學問それ自らを目的とせぬところの、他の或る目的に對する手段として取扱はれたものである。遠い昔から、教育は政務に役立つところの人物を養成することを主眼とした。尤も特殊な試験方法で政務に適する人材を選抜するといふことは、現今の文明國家を通じて行はるゝ制度であつて誠に結構なものである。併しながら時の経過に伴れて斯くの如き制度の車が膠着した結果教育は専ら官僚生活に入る爲の門戸に過ぎぬと考へられる様になつた。それ故に西洋流の意味に於ける學校といふものは舊時の支那には存在せず、教育は概ね個人又は家族の仕事として取扱はれたものである。知識を求むる者は最初に其の兩親から授けられ、然る後に私塾に送られるのであるが、此の私塾は多く家族又は氏族の開設維持するところである。彼等の前に置かるゝ教科書は誠に難かしいものであり、彼等は其の讀誦するところの文句が何を意味するかを知らない。たゞ教科書を讀記し背誦するに止まる。彼等は斯くの如くにして盲目的に幾冊かの古書を辿りつゝおひ／＼と「八股文」といふ無意味な、併しながら彼等にとつては唯一の財寶たる課程に進み入る

のである。十四歳またはそれ以上になると、彼等は初級の學術試験に参加して其の運命を試す。若し成功すれば次ぎ／＼の高級な試験を受け、最後に支那の最高學者として皇帝の前に出ることゝなるのである(同書二頁)。

刁氏は斯くの如き目的及び順序に依つて習得した學者達の知識の價値を、一括して次ぎの如く斷定する。

此等は全く無意味な努力であるが而も支那の試験制度は、不幸にも人間のタイプライターを造ることを獎勵するものであり、其の結果古くさい且つ單調な型に人間を鑄つて了ふ。例へば歷代を通じて維持された八股文の如きは眞の知識に對する慾望を壓迫するところの最も有力な道具であつて、その唯一の効果は名高い支那の政治家が指摘した通りに「有爲な人物の努力を無益な知識の追窮に浪費せしむることによつて謀叛を豫防し得た」といふに止まるのである(同書三頁)。

『官場現形記』の第一巻には、「刁氏の議論を如實に裏書するに足る二つの例がある。第一は村夫子の王仁と其の弟子なる方必開の息子との喧嘩であり、第二は王郷紳が趙家の賀筵で揚げた氣焰の一部である。先づ師弟の喧嘩から紹介しよう。

方必開の息子は乳名を老三と云ふ。

王 老三よ、お前は今私とお父さんのの面前に呼出された理由を知つて居るか。

老 知りません

王 お前の爲なんだよ。

老 何が私の爲ですか。

王 お前は趙家の兄さんが今度舉人の試験に及第したことを知つて居るだらう。

老 それが私と何の関係がありますか。

王 そんなことを言ふものぢやない。お前のお父さんの氣にもなつて御覽、趙家の息子が及第すれば早くお前にも出世して貰ひたいと氣をあせるではないか。

老 お父さんが勝手に氣を焦つたつて私の知つたことぢやない。

王 馬鹿を云ふものぢやありません。

老 何處が馬鹿ですか。

王 お前のお父さんがお前に學問をさせるのは、行く行く趙家の兄さんの様に舉人になつて貰ひたいからではないか。

老 舉人になつたら何が好いのです。

王 舉人の次ぎには進士になり、更に進むで翰林にでもなると好いこと許りだ。

老 どう好いのです。

王 翰林になれば立派な官吏になれる。官吏になれば金の儲かる上に役所では人民を打ち外に出ればお先拂ひがつく。こんな結構な身分も勉強をして試験に及第しなければならぬのだよ。

『官場現形記』の作者は此の問答に皮肉な註釋を加へて次ぎの如く述べて居る。

老 三は子供ではあるが、官吏になれば金が儲かると聞いて、口にこそ出さずとも、心は幾分か動かされた様子で、黙りこくつて暫く考へて居た。

併し老三には不審な點が澤山にある。そこで彼は再び口を開いて質問した。

老 先生、あなたは舉人だのに何故進士に及第して役人にならないのですか。

之れは不遇な村夫子にとつて正に其の急所を突かれたものである。王仁は顔色を赤くしたり青くしたりした後、眼をみはり「口ひげを吹いて」激怒し、棒切れを掴んで老三を罵りだした。

此の大馬鹿野郎！ 折角俺が爲になる話をして聞かして居るのに、貴様は逆に俺に教へようと云ふのか。貴様の親父に聞いて見ろ。親父は貴様を教へる爲に俺を招待したのか、それとも貴様に俺を教へさせる爲に備つて來たのか、生徒のくせに教師を馬鹿にする様なところには、俺は一日も居ることが出来ない。もう廢めだ、廢めだ。

王仁が火の様になつて居るところに、また老三が口をこらして大喧嘩が持上がり、陪席の方必開が惶てふためく光景を面白く描寫して居るが、先づ此の邊で止めて置かう。

村夫子の激怒したのは老三の無邪氣な質問が端なくも彼の「面子」を傷つけた爲である。それは兎に角として學問は官吏となる爲であり、官吏となるのは金の儲かる上に威張れる爲であり、殊に金の儲かると云ふ事は恐らく十二歳と思はれる百姓の小俸の慾望を刺戟するに充分だといふことが、此の一場の會話に依つて示されたわけである。

次に王郷紳の口から漏れた官僚學問の内容は何うかと云ふに、彼は陝西出身の一官僚學者たる路潤生といふ人を稱讚して次の如く述べて居る。

路潤生先生が養成した人物は少くない。宰相となつた閻老先生や、司法大臣となつた某などいふ貴族達も、總て幼少な時代から路先生の「制藝」を読み、其のお蔭で將來の大手腕を養ひ得たものである。

之れで見ると王郷紳の路潤生を崇拜するのはたゞ單に彼の制藝に於ける造詣にあるのだから、制藝が何であるかを明かにすれば、所謂官僚學問の真相も從つて明かになるわけである。抑々制藝と云ふ言葉は、其の近世的意義に於いては専ら八股文を綴る技術を指すものである。八股文は申す迄もなく科擧に用ひらるゝ論文の一體で、換言すれば窮屈な且つ淺薄にして没意義な一種の修辭法が所謂制藝の全内容を成す。斯様な馬鹿々々しい作文の技術乃至文字の遊戯が、舊支那の教育や學問の唯一の目標となつて居つたといふことは、我々外國人には殆ど信じ難い話であるが、併し刁氏や『官場現形記』の作者が明白に我々に向つて斷言するところの事實である。王郷紳は制藝の學問をするに當つて彼の體驗した苦しい修業を次の如く物語るのである。

俺は十七歳の時に初めて文章を作ることを學んだのであるが、其の手解きをしてくれた先生を史等通と呼ぶだ。此の老先生は十三回も擧人試験に落第した人であつたが、それでも仁在堂文稿を徹頭徹尾讀記して腹の中に蓄へて居られた。先生が俺に讀ませた書物は制藝引で即ち制藝の入門書であつた。俺は之れを讀記せねばならぬのだが、記憶力が乏しいので、先生は其の書物を切抜いて來て机に貼付け何遍も繰返して私に讀ませたのである。私は何度打たれたり、跪つかせられたりしたか知れぬが、後に進士と成り得たのも全く此の

先生と此の教科書とのお蔭であつた。

以上に記したところに依つて支那の舊い學問が如何なるものであり、官僚階級の獨占すると自負するところの所謂文運とか聖教とかいふものゝ内容及び價値は、充分に讀者の諒解を得たことと思ふ。畸形的に發達した一種の修辭法が官僚の唯一の知的資本なのであるから、彼等はたゞ天子の威光を笠に著て人民を搾取し其の私腹を肥すと云ふ以外に何等の理想をも手腕をも持ち得なかつたのは當然過ぎる程當然であつたと云はねばならぬ。従つて、科擧制度全體が朝廷の社會に課した一種の去勢術に過ぎなかつたと冷笑されても全く辯解の餘地がないのである。

五 農村の家族組織

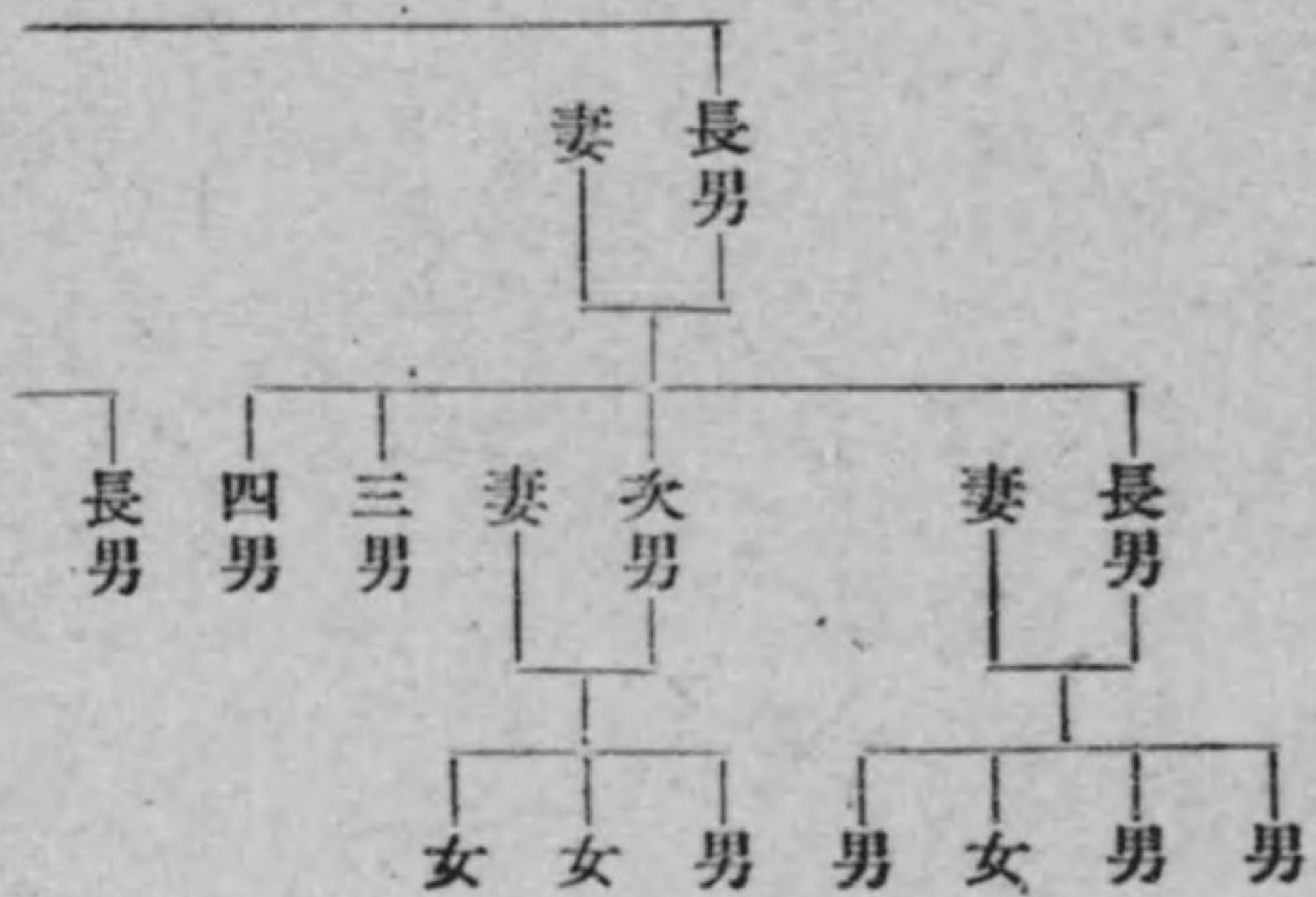
支那は大家族制の國柄であると云はれて居るが、また少くとも專制時代に於ける爲政者の理想は慥かに此の制度を維持するに在つたと思はれるが、事實としては嚴密な意味での大家族組織が全社會に互つて著しい崩壊を始めてから、少くとも千數百年の歳月を経て居る。歴代の朝廷では家族制の舊い形式を保存することに努め、五世以上を抱擁する大家族に對しては特に之れを表彰する慣例があつた。門に三世同居とか五世同居とか大書した横額の自慢らしく掲げられて居るのはそれである。申す迄もなく斯くの如きは稀なる例外であつて、大きな家族と云つても普通は四世が行き止まりで、祖父が家長である場合に其の息子達は分家することなしに其の家長權の支配の下に同棲して、孝養を盡すといふことが道德的不文律となつて居る様である。但し此の場合には數十人の家

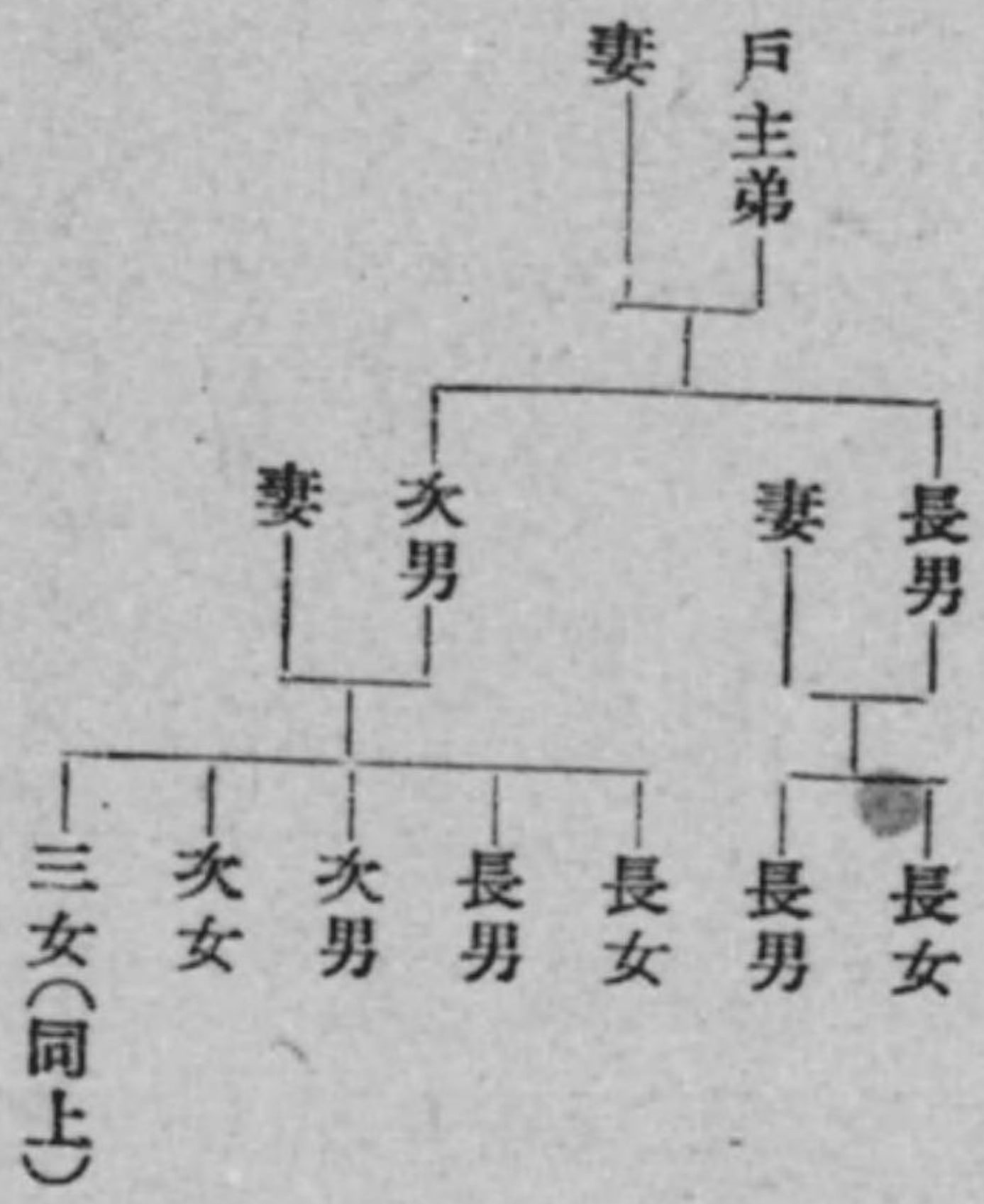
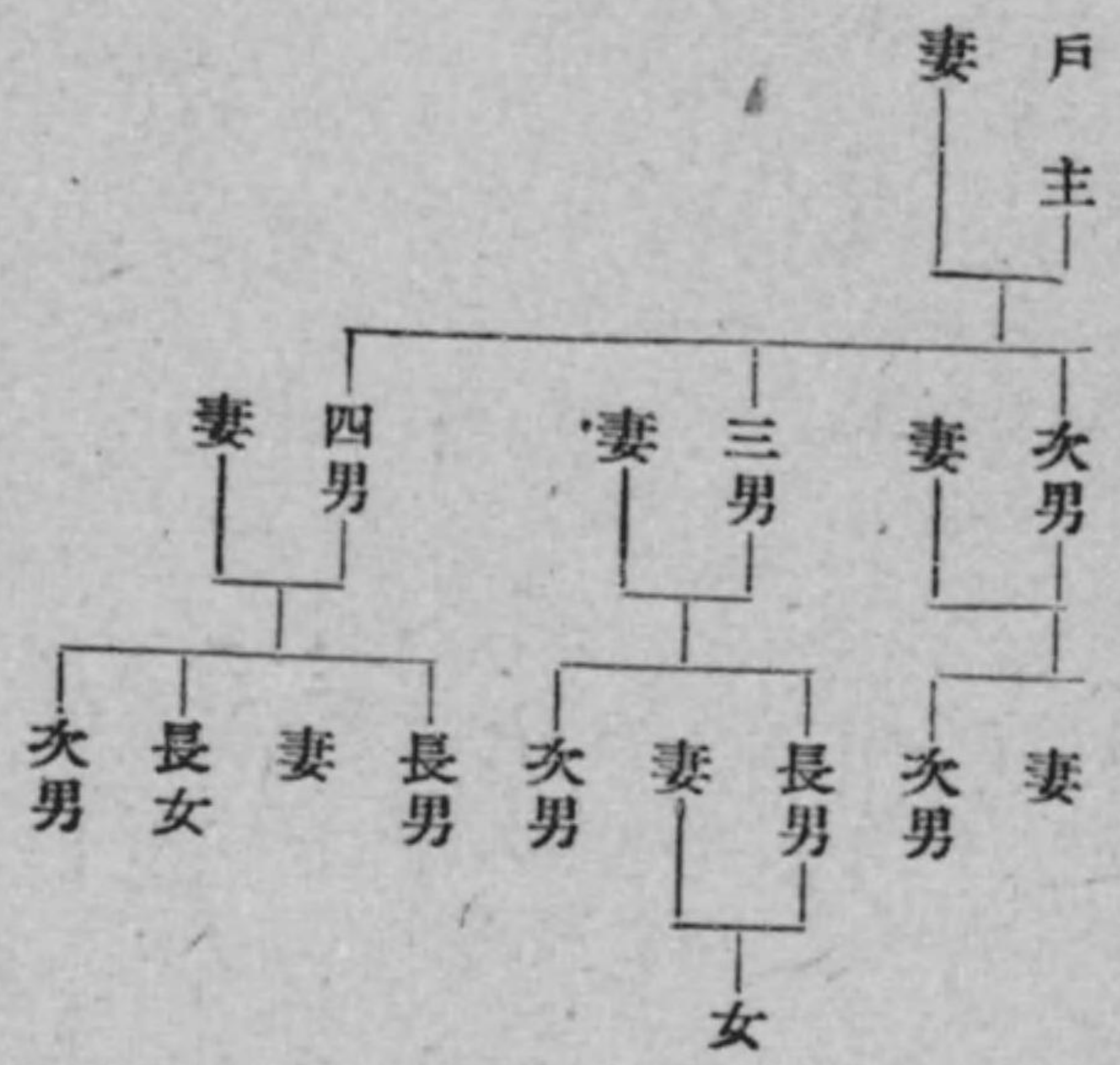
族が一つの財源に倚食せねばならぬわけだから、中産以下の家庭に在つては其の窮迫せる經濟事情から、到底斯かる道徳的不文律に従ふことを許されない。交通が開けず、二千年來其の經濟組織や生産方法に著しい變化の起らなかつた農村に在つては、土地は既に早くから收穫遞減の法則に支配せられて際限なく増加する人口を養ふに適しない。中産以下の農民が此の困難な環境に順應する方法として、職業を變へるか或ひは人口の稀薄な地方に向つて出稼ぎ乃至移住を行ふ外に生活の安定を得る道がない。大家族制の崩壊を促す原因は單に之ればかりでなく、地方官の悪政や水旱害や軍隊及び土匪の掠奪なども、臨時的ではあるが併し重大なる破壊力を持つものである。斯様なわけで支那の社會が家族を單位として組織されて居ることは明確な事實であるが、併し其の家族なるものは、大體から見て所謂大家族に非ずして、小家族か然らざれば其の中間的組織である。一言にして之れを盡せば、支那の家族制度は大家族制から小家族制への過渡時代に在り、萬事に漫々たる支那の常として斯かる時代が既に千年を経過して居るのである。

『官場現形記』第一卷に描寫された農村の例を見るに、二、三十戸が二姓に分屬して居るといふから、假りに趙姓に屬する家族を十五戸と想定しよう。其中で趙溫の家族は縣内でも聞えた豪農であるといふから、其の抱擁力も最も大きく且つ社會的勢力も最も高いものであらう。趙家の家長は祖父であり、其の長男たる趙溫の父を初めとして其の弟が若干人あるらしい。即ち三世同居である。いま關東州及び南北滿洲の農村に於ける大小家族の組織を調べて見ると、滿鐵調査課の發表したところに據れば、南北滿洲を通ずる三十家族の中で最多四十七人、最少四人で平均が一九・〇六となつて居る。此の平均數に關しては次の如き斷り書きがある。

之れを前記關東州及び滿鐵沿線に於ける一戸當人口の七・五又は七・〇に比し頗る多きが如きも、本調査數の少きと農家經濟上、中農以上を多くとりたるとに依つて此の結果を得た。而も一戸の家族數一〇以下のもの、調査戸數三〇に對して一七を占めて居るを以て見るも、滿洲農村の一般的平均一戸當り人口は七乃至一〇人と推定することが出来る（『滿洲農家の生産と消費』九頁）。

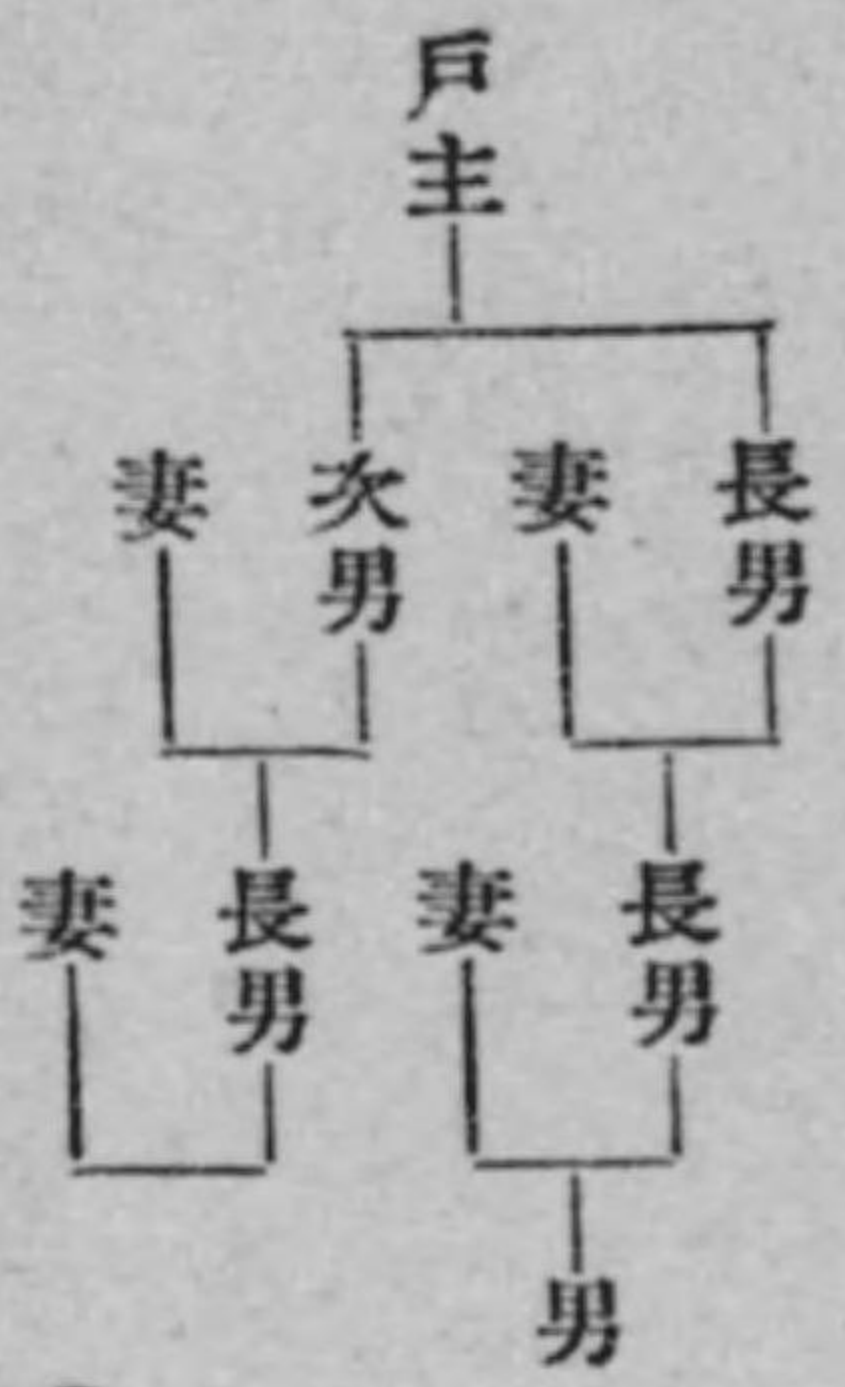
即ち著者は農村家族の平均口數を七人乃至十人と推定して居るのであるが、私も之れに同意するものである。それは兎に角として、同書に掲げられた實例中の最大なる家族の成員は次の如くである。之れは吉林省伊通縣十三家子の一家族ださうである。





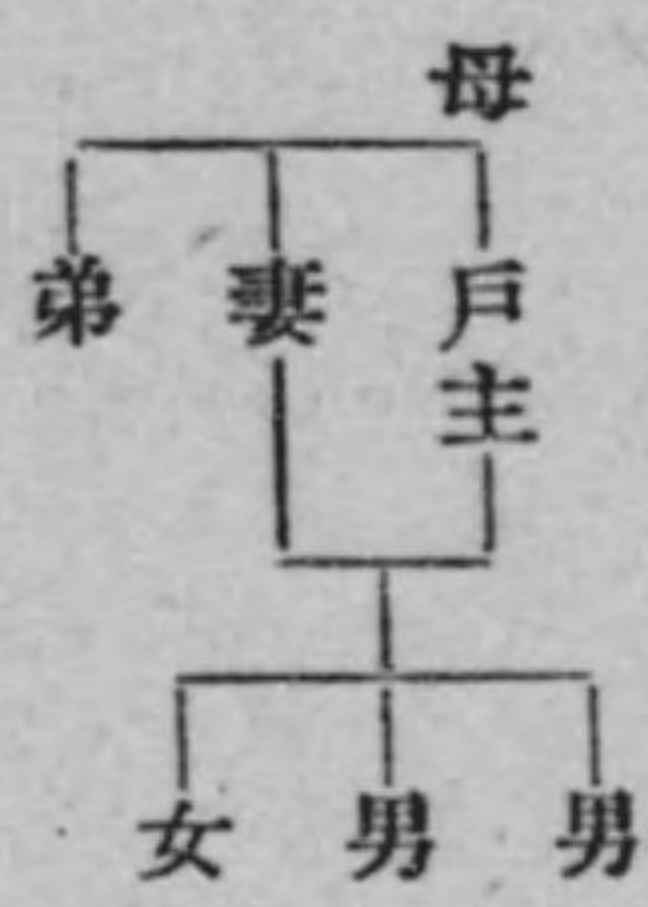
即ち合計四十七人で其内大人が男十五人、女十五人、子供が男十人、女七人である。

次に一家族の平均数即ち十人及び七人を抱擁する家族の實例を掲げよう。先づ十人家族の例であるが、之れも同書に掲げられたもので、吉林省長春縣大古家窩堡の一農家である。



(同書一一頁)

即ち總計十人の内大人が男五人、女四人、子供が男一人である。最後に七人家族の内譯はどうかといふと、之れは奉天省懷德縣鶴子洞の例である。



(同書二九頁)

戸主が死ねば其の息子達が財産を分配して別家するのが、今日の支那に於ける中産以下の家庭の原則となつて居る様であるが、之れに反して第一表の實例の様に親が死んでも財産が其儘に保有せられて其の息子達が同居を繼續するといふ、所謂大家族制度の名残りが、中産以上の家族に於いて屢々見出されるところである。之れは勿論傳統的な道德觀念や所謂面子感情からも來ることだが、多くの勞働力を要する農家に在つては經濟上の理由から大家族の支持せられる場合も少くない様である。再び前引の調査書を借りるならば、第一表の大家族は男女を

合せて三十人の大人を包有して居る爲に、百五响即ち約七十町歩の耕地を所有し四十一响即ち二十六町歩を自作して居るに拘らず僅か二人の雇人を有するに過ぎない。農繁期に勞働力の臨時雇入をすることは勿論であるが、それでも次の例に比較して見ると家族の員数の多いことが如何に農家の經濟に取つて有利であるかを知ることが出来るであらう。奉天省遼源縣鄭家屯五道崗子の一農家は二十人の家族で三百二十四响二十畝の耕地を所有し、百二十四响二十畝を自作して居るのであるが、此の家族は勞働力の不足を補ふ爲に二十一人の使傭人を置いて居る。次に第二表の家族は耕地八十五响を所有し五十九响五十畝を自作して居るのであるが、此の家族は五人の使傭人を常雇にして居る。又第三表の家族は二响二十五畝の純自作農であつて使傭人を置かない。此の場合に家長の弟が同居して居ることは此の家族の經濟向にとつて至つて重要なことであらう。農村家族の内包は略々之れに依つて明かになつたと思ふが、趙家の場合は一村内に同姓の家族が十五戸に別れて、それ／＼獨立な生活を營んで居るのであつて、此等大小の同姓家族は一人の族長の下に或る程度の有機的な關係に於いて繋ぎ合はされて居るのである。『官場現形記』第二卷に現はれたところによると、趙温が新たに舉人に合格したに就いて其のことを先祖代々の御靈屋即ち家廟に奉告するとき、趙温が一族に推されて主祭となり族長が陪祭となつたと記して居る。族長の地位に就いて正しい諒解を得る爲には、先づ第一に族内では財産とか社會的地位とかいふものが比較的輕視せられ、其の代りに「輩行」といふ觀念が無上の權力を持つことを知らねばならぬ。或る時代の祖先が豫め其の數十代の子孫達の爲に各代に附せるべき名前の一文字を撰定する。輩行とは此の順序に従つて示されるところの族内各員の續柄の尊卑を意味するものであつて、異族に對しては身分や財産や能力やが幅をきかすであらうが、同族間に在つては輩行の傳統的權威が、それ等の事實よりも遙かに立ち優つて重大視せらるゝのである。今一層砕いていへば、例へば私の五代前の先祖が「萬里泊舟天草灘」と云ふ頼山陽の句を彼の子孫の輩行を表象する文字として遺したとせよ。私及び私の兄弟や從兄弟達は第五字即ち天と云ふ字を名まへに加へるのであるが、私の父及び其の兄弟や從兄弟達は舟の字を用ひ、私の子供や甥達は草の字を用ゆるのである。同族の間では輩行の高いものが尊重せられ、同輩行の間では年長者が尊重せられる。従つて輩行さへ高ければ假令貧乏であらうと低能であらうと、或ひは又年少であらうとも、族長たる生得の權利を保有するわけである。此等の事實に依つても略々想像される通りに、族長の必然の任務は同族間の内事殊に家廟の祭祀を中心とするもので、一族が一部落を構成する場合を除いては、部落の自治事務に對してすら當然の發言權を持つ者ではない。家長の機能は今日と雖も尙ほ頗る強大であるが、族長のそれは謂はゞノミナルものに過ぎぬ様である。尤も彼が金持ちであつたり傑出した才能を持つ者であつた場合には鬼に金棒と云ふべきだらうが、それは併しながら家長に必然附隨するところの勢力とはいはれない。

私は嘗て支那の部落が家族を本位とする父權的自治體であると云つた。一家族が一部落を構成して居る場合は勿論のこと、數家族から組織された場合でも矢張此の原則が行はれるのである。従つて農村の家族組織を説くに當つては、一步を進めて村落自治の機構に言及する必要があると思ふ。

自治團體としての村落と其の内容を構成する家族との關係を説く前に、我々は先づ村の自治機關の如何なるものであるかを明かにせねばならぬ。村の自治機關の内容を明かにする前に、今少しく限界を擴めて支那固有の自

治機關とは何であるかといふことを一應調べて見るが便利と思ふ。『清國行政法』に曰く

廣く清國に行はるゝ自治制度を察する時は二大系統ありて存す。一は社團的自治制度にして一は地方的自治制度なり。即ち一は人のみを以て組織せらるゝ團體に行はれ、一は土地區域の上に限らるゝ團體に行はる。而して此の二者はまた各々二様の形體を備ふるが如し。社團的自治をなすものには會館あり公所あり。地域的自治即ち地方自治を爲すものには保甲あり鄉村あること、之れなり（第三卷三〇八頁）。

此の説明には少しく制限及び補足を加へる必要がある。第一には保甲を嚴密な意味に於いて自治制度の中に數へることは出来ない様である。第二に會館及び公所が所謂社團的自治體を構成して居ることは事實だが、公所の組織者たる商人達は同時に其の都市の商會及び公所の組織を持たない各種の同業ギルドの成員である。此等の同業ギルドは假りに公所の中に含まれるとしても、商會は全然別種の存在である。商會の法律的性質は申す迄もなく社團法人であり、與へられたる權限及び地域内に於いて自治を行ふ者である。従つて私は地方自治體として單に鄉村のみを認むるものであり、各鄉村又は其の聯合體が自衛の爲に編成する保衛團は、之れを保甲制度とは全く別種な存在であると思ふべきである。但し保甲及び保衛團に關しては別に詳説する機會があると思ふから、茲では之れ以上を説かないこととする。鄉村自治の機關に就いてアーサー・スミス氏の記すところは次ぎの如くである。之れは例の *Village life in China* に記すところであつて、此の書物は多分彼が山東省の龐家莊といふ大運河に沿つた村落の教會に勤めて居た時代に書かれたもので、従つて其の材料も多くは西部山東の見聞から得來つたものであると思ふ。其のつもりで左の記事を讀んで頂きたい。

支那の村落はそれ自體が一つの國家である。尤も二つ或ひはそれ以上の村落が隣合つて居るとか或ひは其他の原因から多分同じ人々の手に依つて一所に取扱はれて居る場合も少くない。それは兎に角として此等の人を郷長・郷老又は守事人と呼ぶ。理論的に云へば彼等は村民から選定せられ或ひは寧ろ指定せられたので、縣知事が其の地位を承認するといふことになつて居る。或る地方では事實其通りに行はれ、主だつた地主達が郷長の善良なる行爲に對して之れを保證することを要求されるのである。

郷長選任の標準は村中の最年長者といふことにあるのだが、事實は必ずしもさうでない。また財産の多寡が村落に於ける其の所有者の勢力を示すものではあるが、併し郷長に選まるゝものは必ずしも村中の最富有者ではない。稀には學問の有るものが推されるが、それも必要な資格ではない。

選任方法の粗漏な村落では、郷長の數も土地の廣さとは比例しない。また此の役目は世襲でもなく、一定の勤務年限もない。郷長は克明に勤務することもあるが、また時としては勤務を拒むだり投げやりにしたたりすることもある。斯様な粗漏な村落にあつては、郷長は正式に選任されたり罷免されたりするのではなくして、一種の自然淘汰に依り其の位置にころがり込み或ひは這ひ上るのである。尤も郷長となるに適する村民の性質は、他の一切のビジネスに於ける成功の資格と同じものである。彼は地方の事情に通曉し且つ世の中の事務に理解を持つた實際的な人物でなくてはならぬ。且つ彼は其の双肩に投げかけられるところの凡ゆる事件に對して、無制限な時間と注意とを喜むで且つ有効に捧げ得るものでなくてはならぬ。

郷長の義務及び機能は非常に多い。彼等は先づ第一に縣衙門との連絡に任せねばならぬ、第二に村内の事件

を裁かねばならぬ、第三に個人關係にまでも關與せねばならぬ。郷長は總て此等の仕事に堪能なることを要するのである。

縣衙門關係の仕事の中で最も重要なものは地租の徴收であり、其の種類と方法とが頗る多岐である。其外官物の輸送とか公務で出張した官吏の接待とか、堤防修繕の材料とか、それに要する勞力の提供とか、旅行者の最も多い期節に國道を巡視することとか、種々雑多な公用の爲に呼び出しを食ふのである。

縣知事と村落との間を取持つ役に地方又は地保と呼ばれるものがあつた。此者は當然村の執行機關たる郷長と密接な關係を持ち、郷長を通じてのみ縣衙門の意志を徹底し得るのである(同書二二六頁以下)。

スミス氏は今では七十幾歳の老人で北京に近い通州のお寺に行ひすまして居るが、此の書物の出版された一九九九年頃は五十歳に足らぬ働き盛りであり、其の代りに彼の頭の中には持つて生れた亞米利加思想が幅を利かして居た様に思はれる。何となれば世界的名著と持上げても格別不當と思はれない程立派に且つ詳細に書かれた此の書物の中にさへ、支那の村落生活を最も力強く支配するところの家族制度の魔力に關して殆ど全く言及するところがない。彼は此の書物を二部に分ち、後の一部を「村落の家族生活」と題して之れに百頁近くを割いて居るに拘らず、家族を全體として取扱はずして西洋流の個人主義的見地から描寫し、然らざれば經濟的見地から之れを説明しようと企てた爲に、所謂龍を描いて其の睛を點することを忘れた恨みがある。況んや村落の自治を記すに當つては其の構成分子たる家族に就いて殆ど何等の注意を拂つて居ない。郷長の選任が其の實選舉に非ずして指定であることはスミス氏の説く如くであるが、然らば其の指定者は何人であるかと云ふに、それは最も嚴格に各

族の有力者に限られて居る。各族から所要數の郷長を指定して之れを執行機關に送るのである。また郷長の數が土地の大きさに比例せぬといふのも事實である。併し私の知るところに依れば之れは必ずしも村民の粗漏から起ることではなくて、多くの場合に於いて村落を構成する族の數の多少に比例するものゝ如くである。例へば部落は小さくとも多くの異族が其中に含まれて居る場合には、各族がそれ々の代表者を郷長として差出すのであるから、執行機關の成員が自然に増大することゝなるのである。村落自治の執行機關即ち村の世話人は郷長又は守事人と呼ばれるものであるが、村民の普通の觀念では、第一流の人物は決して世話人となることを好まない。財産も知能も二流どころで、格別面子を氣にする必要もなく且つ世話好きで足まめで辯口の達者なものであれば最もよろしいのである。之れに依つて略々明かである通りに村落自治の實際の運用者は之れを構成するところの各族自體であり、各族の意志は族長でもなく勿論郷長でもない實際上の勢力家に依つて定められるものである。従つて村落自治のデモクラシーに非ざることは申す迄もなく、私は前に父權的自治と云つたが、此の言葉すら充分に正確なものではない。一族一村制の場合には條件付きの父權的自治であり、複数の家族から構成される場合には貴族的乃至寡頭的自治であると云ふべきであらう。斯くの如き制度が著しい時代錯誤であつて早晚時勢の流れに洗はれるであらうことは申すに及ばぬが、當分のところは此儘に放任して置くほかないであらう。支那に社會革命を齎らさうとたくらむ人々でも此の制度を破壊しようとしたら、露西亞の社會がボリセヴィキーに掻きまはされた様な大混亂を惹起する恐れがあると思ふ。此の制度を批難することは差支へないが、而も之れを改造する役目はたゞ「時」のみが完全に遂行し得るであらう。

(大正十四年一月『支那研究』第一卷第二號)

第二節 地方官僚の生活

「地方官僚の生活」なる題下に『官場現形記』の第二巻から第五巻までを解説する。後に稍々詳しく記述するであらう通りに、支那の昔のビュロクラシーでは、所謂京官即ち朝廷及び中央政府の官吏と外官即ち地方官吏との間に、制度上及び私経済上著しい相違がある。其の結果京官は所謂公卿の位倒で外官の方は名譽の上で前者に一步を譲らねばならぬ代りに制規以外の豊富な収入で肥え太つて居る。京官にも制規外の収入が勿論附随するが、併しそれは主として關係地方官吏の提供する賄賂であり、地方官吏が直接に人民から取立てる程自由な且つ豊富な収入とは成り得ない。従つて支那の官僚社會を經濟的觀點から考察する爲には、地方官吏を其の對照として選ぶ方が便利なわけである。幸ひにして『官場現形記』の前記の部分は、下は「未入流」の典史から上は「二品」の巡撫に至る迄の大小地方官吏の生活を、繪の如く鮮明に描き出して居る。即ち第二巻に於いては王郷紳(前節参照)の親戚に當る錢伯芳と云ふ男が獵官運動の爲に北京に上る。第一巻の主人公であつた趙溫は北京で行はれる第二級の文官登用試験即ち所謂會試に應ずる爲に、王郷紳の紹介で錢伯芳と同行する。陝西省の朝邑縣は渭水の下流に在り、今ならば河南省の觀音堂から沙洛鐵道に乗り込むで鄭州から京漢線を利用すればわけのない旅路であるが、交通不便な昔のことだから二週間ぐらゐも馬車に揺られたものであらう。途中の宿屋で錢伯芳と趙溫とが官僚生活に關して色々な問答を試みる。作者は此の問答に托して地方小官吏の腐敗を抉るのである。錢伯芳

は嘗て南方の或る縣で典史即ち獄官を勤め、何か不正を働いて免職となり、其のほとぼりの覺めた頃を見計つて此度獵官運動に出掛ける次第である。趙溫は北京の試験で賄賂の行届かなかつた爲に見事に落第する。我々外國人から見てもよつと思議に感じられることは、第一巻では趙溫が主人公であつたのに第二巻になると忽ち其の席を錢伯芳に譲り、錢伯芳は其儘第三巻までの主人公として取扱はれて居ることである。胡適氏の近代小説史に據ると多數の短篇小説を綴り合して一部の長篇小説とすることは、舊い型の支那作家の常套手段なので、諷刺小説としては儒林外史が此の様式の元祖ださうである。

第三巻になると趙溫を、數千兩の賄賂を使つて中書と云ふ官職に就いたことにして軽く片付けてしまひ、錢伯芳の獵官運動に伴ふ醜怪至極な出來事を描寫するに其の前半を割いて居る。中書は内閣の屬僚である。扱て錢伯芳は一方に多額の賄賂資金を郷里から取寄せた趙溫をおだて、其の餘瀝を啜りつゝ、他面には低級獵官者のブローカー達に瞞され、結局は其の貧弱なる財布の底を敲かされた結果、兎も角江西省上饒縣の典史の資格を貰つて意氣揚々と南下した。錢伯芳は中央政府の辭令を持つて居るに拘らず、愈々實際の椅子にありつく迄には黃知府と云ふ有力な官吏の門番にお百度を踏んで、莫大な成功報酬を約束するほかなかつた。錢伯芳がやつとの思ひで此の難關を切り抜けると同時に、作者は少しの未練氣もなしに彼を見捨て、其の興味を中心を黃知府に移してしまつた。即ち第三巻の前半は錢伯芳を主人公とし其の後半は黃知府を主人公とするものである。

黃大人は候補知府の資格で江西省支應局兼營務處總辦と云ふ役を勤めて居る。彼は「護院の天字第一號の紅人」であり、何事に限らず彼を通じて護院に頼み込めば成功すると云ふ程の利かけ者である。護院と云ふのは茲で

は護理江西巡撫であり、巡撫の缺官である間を其の次席なる布政使が代理して居ると云ふ意味である。天字第一號の紅人と云ふのはお氣に入りの筆頭と云ふ意味である。黃知府は間もなく昇進して道臺となり、部下の官吏や召使どもに御馳走酒をふるまはうとして用意を整へたところへ南京の總督衙門から横文字の急電が届いた。幕僚の一人に翻譯させると黃知府が營務處總辦として取扱つた軍服購入の瀆職事件が暴露して南京の兩江總督が大いに怒り一兩日中にも誠旨の命令が出ようと云ふ騒ぎである。彼は巡撫代理に泣きついて躍起の運動を試みた結果、幸ひにもそれが成功して道臺と云ふ地方大官の資格に安住することが出来る様になつた。此の話は第四卷の中程まで續いて居るのであるが、第四卷の後半部から第五卷の終りにかけて又主人公が變り、今度は江西布政使代理の何大人と其の弟で三荷包と綽名せらるゝ男とが共謀して盛んに官職を賣出し、それに由つて生ずる夥しい収入の山分けに就いて兄弟喧嘩を惹起し、止めに這入つた何大人の奥さんが三荷包に蹴倒されて流産をしたなどの挿話がある。

一 地方官僚組織

先づ趙温及び錢伯芳の北京道中に於ける會話に就いて解説を試むべきであるが、其前に專制時代に於ける支那の地方官僚組織を概略説明して置いた方が便利であると思ふ。此の説明は例の『清國行政法』に據るものである。支那で嚴密な意味に於いて官僚と呼び得るものは「一品より未入流に至る迄、吏部又は兵部の銓叙其他の方法に依り皇帝より任命せられたる者に限る」(同書第一卷三一九頁)。先づ文官から云ふと、

定制に依るに、凡そ官職は之れを大別して等内官及び等外官の二種とす。等内官は即ち品級中に入る官職にして其の品級は一品より九品に至り各品に正從の別あり。併せて十八品級とし、等外官には別に等差も附せず、總稱して未入流官と云ふ(同書三三五頁)。

今主なる地方官の品級を記せば、

- 正二品 各省總督(尙書の加銜あるものは從一品とす)
- 從二品 各省巡撫(侍郎の加銜あるものは正二品とす) 各省布政使
- 正三品 各省按察使
- 從三品 各省鹽運使
- 正四品 各省道員
- 從四品 各府知府
- 正五品 府同知、直隸州知州
- 從五品 知州
- 正六品 京縣知縣
- 正七品 外縣知縣
- 正八品 外縣縣丞、縣教諭
- 從八品 府州縣訓導

正九品 縣主簿

未入流 京外縣典史

次に地方官制に就いて其の概略を述べると、先づ總督及び巡撫がある。

各省には通常一人の巡撫を置き、また大抵二省乃至三省を合併して別に大區劃となし、總督を以て之れを統轄せしむるを現今の定制とす(同二二二頁)。

總督及び巡撫の下に布政使・按察使及び特定の道官がある。布政使は江蘇省に二名を置いたほか、他の各省は總て一省一人であつた。按察使も一省一人を原則とした。道官は所謂道臺であり、之れに地方長官たるものと特殊行政の長官たるものと二つの種類があつた。即ち地方行政區劃の順序は省・道・府・州・縣である。總督及び巡撫は管内地方に於ける文武の行政を總攬するものであり、一般行政事務の外に兵權・司法權及び外交權をも握つて居た。督撫の外交權に關して『清國行政法』の説くところは次の如くである。

總督は巡撫と共に、其の下級官廳たる洋務局又は管内開港場にある海關道をして駐在外國領事と交渉を爲さしむと雖も、稍々緊要なる事件に關しては督撫自ら折衝の任に當るものとす。其の事態大なるものは上奏して勅裁を請ひ又外務部に咨報することを要すれども、然らざれば獨斷專行することを得るものゝ如し。殊に外務部と督撫との關係は、六部と督撫との關係に同じく、兩者の間統屬關係あるに非ざれば、督撫は必ずしも外務部の意思に服従するを要せざるなり(同二三八頁)。

總督及び巡撫と中央政府との外交事務に關する關係は、餘程今日の督軍乃至省長對外交部との關係と其の趣き

を異にして居る。今日では各省城に外交部特派交渉員と云ふ勅任級の外交官が駐在して地方に起る外交事務の處理に當つて居るので、清朝時代に比べれば或る程度に外交上の中央集權制が實現されたことになつては居るが、而も實際に於いては、第一に交渉員は各省督軍又は巡閱使の推選か然らざるも同意を得て初めて任命されるものである。第二に督軍や省長の意思に反して決定された外交案件は決して満足に當該地方官憲に依つて執行され難いと云ふ事實がある。外交事務に於ける此種の事實上の地方分權的傾向は、督撫時代から直接に系統を延いたものだとは云はれぬにしても、結局同じ様な不便を中央政府及び對手國に感ぜしむるものである。『官場現形記』の第四及び第五卷には、江西省布政使代理の官職賣出しの記事があるから、茲には布政使の職權に就いて稍々詳しく説明を加へて置かう。

布政使の職權は『清國行政法』に據れば主なるものは左の七つである。

- 一、一省の財政を掌ること
- 二、戸口の調査報告を爲すこと
- 三、朝廷の命令を宣布すること
- 四、道府以下文官の監督及び其の轉免をなすこと
- 五、一般政務に參與すること
- 六、裁判事務に關與すること
- 七、鄉會試に關する特定の事務を管理すること

右の中で第一項が其の本職とも云ふべき事務であり、従つて布政使のことを俗に藩臺と稱へる。總督及び巡撫に次いで最高官吏であり、『清國行政法』にも「布政使は督撫に次ぎ一省の民政を掌るところの重職なり」と云ひ、又「督撫が事に依りて任を離るゝ時は布政使を以て代理(護理)せしむるが如きを見るに、其の地方官中如何に重要な地位に在るかを察すべし」とも述べてゐる。それは兎に角として賣官と關係のあるのは前記第四項の職權である。

府州縣以下の官吏に在りては何時と雖も布政使の意見を以て之れを調撤することを得。此の場合には布政使は督撫に上申して其の許可を請ふべきこと勿論なれども、實際督撫は唯認否をなすに止まり其の調撤を實行するものは布政使にして、其の調撤は總て布政使衙門に掲示するものとす。藩轅牌示と云ふは即ち之れなり(同二四六頁)。

府州縣の長官の中で最も重要なものは知縣である。殊に『官場現形記』の第二及び第三卷に現はれる典史は縣の屬官であり、第二卷には錢伯芳が趙温に向つて典史と知縣との比較論を滔々と捲し立てるところなどもあるから、知縣の權限及び縣衙門の組織に就いても稍々詳しく説明することゝしよう。『清國行政法』に據れば縣衙門の組織は大約次ぎの如くである。

各縣に知縣一人を置き其の長官とす。補助官としての縣丞・主簿・巡檢・驛丞・關官・課稅大使・河泊所官・倉官等あれども此等の僚屬は各縣必設のものにあらず、土地の大小事務の繁閑に因りて多少の差違あり。幕友及び書吏を設くることは他の衙門と同じ(同二五八頁)。

縣丞は知縣を補佐して縣政を總攬するもので正八品であり、主簿は縣の文書係りで正九品であり、巡檢は從九品であつて典史は前にも一寸説明した通りに縣の獄官で未入流官に屬する。幕友及び書吏に關しては地方官廳の腐敗と暴虐と收斂とが多く之れから出ると云はれて居る程に重要な存在であり、今も昔に變らぬと云ふから、一應の説明を茲で試みて置くが便利と思ふ。

幕友及び書吏は、上は總督衙門より下は知縣衙門に至るまで共通するところの習慣的存在である。先づ幕友から説明すれば、

幕友とは即ち内顧問の義にして、凡そ各長官は其の職に應じ若干の幕友を招聘し其の職務を幫助せしむ。即ち幕友は長官の賓客とし禮を厚くして待遇するものにして、佐雜の如く長官と統屬の關係あるに非ず、また之れに對する報酬も俸給若しくは薪水と云はずして束脩と云ふを常とす。而して束脩に要する經費は勿論公帑より支出すること能はず、招聘者の私財を以て之れを支拂はざるべからず。蓋し其の私請に係り、官吏若しくは差委ある人に非ざればなり。之れを聞く、知縣の微を以てして、幕友に與ふる束脩大概一千兩に上り、知府の費すところは四千兩に達すと。幕友の多きこと以て想見すべく、また各長官の俸祿のみを以てしては到底斯くの如くなること能はざることを推察すべきなり(『清國行政法』第一卷二三〇頁)。

幕友は俗に師爺と呼び即ち司法事務に關與するものを刑名師爺と稱し、稅政に關與するものを錢穀師爺と稱するが如きである。然らば地方官は何故に斯くの如く多數の師爺を抱へて居なければならぬかと云ふに、

清國の官吏は多くは科甲に依り又は捐納に依りて任ぜらる。一は文藝を以て官を得、一は孔方を以て官を購

ふ。後者の學問經歷あるに非ざることは言を俟たず。前者は學問あるも其の長ずるところは經史文學に在り、殊に數千年來の習慣として刑獄錢穀のことの如きは士大夫の習ふべきものにあらざるとするが故に、一度任に就く時は勢ひ他の之れに曉通するもの、手を藉らざるを得ず。之れ特に刑名錢穀に關する幕友の必要なる所以なり(同上)。

然らば之等の師爺が如何にして政治を腐敗せしめ人民を苦しめるのであるかと言ふに、

其の幕友にして廉隅自ら持するの士たらば甚だ好し。若し然らずして貪婪飽くなきの徒なる時は巧みに官長を欺罔し虎威を藉りて私慾を恣にし民其の弊に堪へず。而して事發覺するに至りても懲罰を蒙るものは官長に止まり幕友は其の責に任ぜず。故に幕友の良否は招請者の治績及び名聲と重大の關係を有するものなり(同上)。

次に書吏とは如何なるものであるかと云ふに、『清國行政法』に「凡そ官衙にありて簿書案牘の事務を掌るものを總稱して吏胥・書吏または單に吏となす。俗に書辨と云ふもの即ち之れなり」と言ひ、又「吏胥は皆定員あり。民人の志望者中より試験の上採用し、五年の後之れを撤してまた新たに募集するを原則とす」とあるのがそれである(同書三三二)。一層詳しく云へば、例へば

縣衙門の小を以てして且つ中央政府の各部たる六部に擬し吏・戸・禮・兵・刑・工の六房を分課し書吏をして此等各房の事務を分擔せしむ。尙六房の外に承發房・抄稿房あり、一は文書の往復を掌り一は文書の保管を掌る。また總漕房、總銀房あり錢穀のことを掌る。皆書吏を以て其の事務に任せしむ(同書三三二頁)。

次に書吏の弊害に就いて『清國行政法』の記すところは次の如くである。

吏胥は五年毎に更換するを定制とすれども實際は全く之れに反し、容易に更換なきのみならず代々相傳へて以て世業となし、甚だしきに至りては金錢を以て其の世業を賣買することあり。即ち吏胥は殆ど一種の階級を組成し、其の實際行政上に及ぼすところの害毒少からず。而して其の弊害は古來何人も指摘するところなるに拘らず今日に至るまで尙除去せられざるは頗る怪むべしと雖も、支那官吏制度の缺點を察せば吏胥跋扈の止むを得ざるものあるべきを知るべきなり(同書三三三頁)。

支那官吏制度の缺點と云ふのは前に幕友の場合に述べられたと同じものであり、即ち科甲出身たると捐納出身たるとに論なく行政の實務に暗いことである。

茲に於いて勢ひ吏胥の手に藉りて此の缺點を補はざるべからず。吏胥は即ち父祖相受けて一衙門に在り、事務に精達し慣例に通曉し、一事件起る毎に先例舊慣を引きて處理判斷することを得。官吏は唯員に備はるるみにして吏胥の論定したるものに就きて畫諾を與ふるに過ぎず。故に吏胥の肝惡なるものに至りては、巧みに文を舞し法を弄び私を營み弊を流すこと實に大なり。之れ獨り中央官廳に於いて然るのみならず、各省院司の書吏は部吏と相通じ、府州縣衙の書吏は他の府州縣衙の書吏と相通じ、内外相結託し凡そ惡として爲さざることなく、人民の膏血を搾り吏治の腐敗至らざるところなし。顧炎武が百萬の虎狼を民間に養ふと云ひしは決して虚言にあらざるなり(同上)。

以上で支那のビュロクラシーの最も惡質な寄生蟲と言はるゝ書吏及び幕友の性質が略明かになつたと思ふ。

即ち縣衙門の組織内容は先づ斯くの如きものである、然らば知縣に與へられたる職權は何うかと云ふに、支那の諺に知縣は「親民の官」であると云ふ。また『清國行政法』の引用するところに據ればバイロン・ブレナンは「知縣は政府の單位なり、總て官僚制度の脊骨なり。而して人民百中の九十に對しては知縣は即ち政府なりとある通りに、最下級の行政官廳ではあるものゝ人民にとつても從つて朝廷にとつても最も重要なビュロークラシ―中の一機關である。『清國行政法』に據れば其の職分は裁判、検屍、租税の徵收、警察及び監獄、公共建造物の營繕、教育及び試験、賑恤の七種であり、其中『官場現形記』第二卷の錢伯芳が勤める典史と云ふ役は第四項中の監獄管理の任に當るものである。

二 地方小官吏の生活

王郷紳の妻の兄に錢伯芳と云ふ男がある。王郷紳が得意な顔色で王仁の語つたところに據ると、錢伯芳は南方の或る縣で暫らく典史を勤めて居る間に少からぬ金を儲け、城内に小綺麗な住宅を新築した。此の行爲に對する王郷紳の批評は次ぎの如くであらう。

官の高下を別として、錢君のやうな遣り口でなくては官吏生活を送つたと云ふことが出来ぬと思ふ。錢君は今北京の知人に依頼して運動をして居るが、年が明けたら自身で乗り出して傳手をたぐつて再び典史の職を手に入れる筈になつて居る。

錢伯芳は何か不正なことがあつて免職された男である。王仁は之れに對して「傳手があれば、同じことなら知

縣を運動した方が好きさうなものだ」と疑つたが、之れに對する王郷紳の説明は次ぎの如くであつた。

俺も實はさう思つて注意して見たのだが義兄の考へは又別にある。縣知事も結構だがお高く止まつて體裁を作らねばならぬから、自身で事件の内容に手を突込むことが出来ない。何事も師爺や二爺の手を潜らなくてはならぬ。ブローカーが多ければ多い程利益を削り取られるわけだから、それよりも典史になつて自分で始末をつけた方が収入が多いと云ふのだが、どうだい君、立派な見識、目の着けどころが好いちやないか。兄貴の腕前は實際體かなもので金儲けの名人だよ。

王仁は之れに對して「遠くに出かけて役人稼ぎをするのも全くお金の爲だ」と云ふ諺を引いて相槌をうつた。因みに二爺と云ふのは召使のことで、此の場合は官衙の召使即ち衙役を指すものであるが、官僚階級の家庭内で消費的勞働に雇はれて居る者は一般に二爺と呼ばれるらしい。

年が明けると趙溫は錢伯芳の案内で、王郷紳から譲られた賀根と呼ぶ一名の召使を從へて北京への旅に出た。抑々官衙の衙役及び官僚家族の奴僕即ち所謂二爺なるものは、帝制時代にあつては其の身分が一部は賤民即ち半奴隸であり、他の一部が之れを専門とする自由民であつた。此の兩者を通じて狡猾で貪慾で空感張りで見得坊で極めて惡質のものとされて居る。賀根も勿論其の一人たるに恥ぢず、後に趙溫が會試に落第したのを及第したと偽つて酒手をせしめたりする挿話もあるが、官僚物語と直接の關係がないから總て割愛する。王郷紳の頼みに依つて新舉人たる趙溫と長い旅路を同行することになつた小役人の錢伯芳は、先づ趙溫を次の如くに觀察した。

趙溫は一個の「新貴」であり其の將來は何所まで伸びるか計り知られない。併し今のところでは彼は年若い田

舎者に過ぎないから、途中の雑用も或る程度迄は此の男におぶさつたとて差支へあるまい。唯相手の面子さへ充分に氣を付けてやればそれで済む。殊に趙温が郷試をパスした時の試験官であつた吳翰林は此頃詹事府右春房の右贊善となつたと云ふから、此の京官の手前から云つても大切にもてなしてやらなくてはなるまい。

翰林院は官學者の淵藪であり、詹事府も略々同性質の閑な役所である。官吏登用試験の合格者は其の時の試験官に對し一生涯を通じて師弟の關係を結ぶ習慣がある。此の習慣は支那のビュロクラシーに於ける黨派の關係の最も重要な一要素であつて、錢伯芳が吳翰林と趙温との關係に注意したのは全く之れが爲である。京官即ち朝廷又は中央政府の官吏が特に社會から尊敬されることは嘗て記した通りである。但し京官は位倒れて生活が甚だ貧弱であり、吳翰林の金に飢えて居る状態は後に一つの滑稽な挿話として現はれるから、茲では詳しい説明を要すまい。或る晩宿屋に着いてから錢伯芳を小馬鹿にして居た賀根が錢を侮辱したと云ふことから、兩人の間に大喧嘩が起つた。錢伯芳は賀根の無禮を其の主人たる趙温の責任であるとし、開き直つて不平を並べた末に、

貴公の様な生ぬるいことで官吏が勤まるものか。一人の召使をすら取締ることの出来ない様なことで、どうして役所や人民を治めて行くことが出来るか。

と罵つた。世馴れぬ趙温は此の論法を理解し得ず、「何故か」と聞き質して見ると、

家が治まつて初めて國が治まる、國が治つて初めて天下が治まると云ふことがある。之れは君達の様な讀書人のよく知つて居るところである。一人のボーイをさへ治め得ないものが何うして家を治め國を治めることが出来るか。抑々天子が君達に官職を與へるのは何の爲だと思ふ。君はもう北京まで行つて試験を受けるに

も及ぶまい。我輩などは典史と云ふ低い役を勤めたに過ぎぬが、それでも充分有效に天子の爲に働いて來た。役所内の者は申すに及ばず、田舎の地保・郷約・圖正・黨事など云ふ村役人達でも一人として我輩を侮るものはなかつた。

温和しい趙温でも、免職を喰つた典史風情から此の様な講釋を聞かされては、腹の中で可笑しくてたまらない。そこでからかひ半分「知縣と典史とは一體どちらが上なのか」と聞いて見た。此の質問に對する錢伯芳の答辯が、如何にも巧みに小官吏の心理状態を描き出して居る。

同じさ。知縣のやることなら何でも典史に出来る。一縣の事實上の主人は誰れであるかと云ふとそれは典史である。座席から言へば知縣が正堂で典史は右堂と云ふことになつて居るが、それは唯形式上の區別であつて實際上には何等の等差もない。

趙温は錢伯芳の負けおしみを聞いて愈々可笑しくなり、今度は更に知府と典史とどちらが上かと聞き返したところが、流石の錢伯芳も今度は聊か態度を變へて、

趙君、君はそんなに典史を輕蔑するものぢやあない。いつたい典史と云ふ役目は他の官職に比べて非常に勤め難いもので、其の代りに巧く勤めたら「壯元」にも換へられぬ程の面白味がある。考へても見給へ。翰林院の人達は世間から清貴の身分だとしてたてまつられて居るが、彼等が地方に派遣される時は主考か、さもなくば學政である。自身の部下の屬僚にチャホヤされるだけで直接には何一つ取裁くことが出来ない。典史と云ふ役はそんな不自由なものでなく、知州とか知縣とかになると門を出れば銅鑼を鳴らしたりお先ぶれを

附けたりして七面倒な御儀式が要するのだが、我々は通常着のままで自由に町を散歩し、煙館であらうが女郎屋であらうが賭場であらうが好き勝手に出入りすることが出来る。其所では總ての者が我輩を見知つて居るから下にも置かぬ待遇を受ける。我輩が南方で典史を勤めたのは僅かに二年足らずであつたが、其間に我輩自身の誕生祝いと家内の誕生祝いとをやつた。之れは當然のことだが其他に親父の誕生祝ひもやれば阿母の誕生祝ひもやり息子の嫁取り、娘の嫁入りを一度宛やつたので……と辯じ立てるのを趙温は遮つて、

王仁さんの話では貴郎はまだお子さんがないと云ふことでしたが、それに何うして嫁取りが出来たのですかと不審をうつた。錢伯芳カラノと打ち笑ひ、

君はまだ素人だからさつぱり話せないね。いつたい典史の役と云ふものは誕生日や其他の祝事をこしらへて、金儲けの口實とすることになつて居る。一年に五、六回の祝ひをやれば、一回に數百吊宛の收入があるから合計して二千吊にはなる。何うだい素晴らしいものぢやないか。僕には勿論娘もなければ息子もなく、両親とも僕が役人になる前に死んでしまつたのだが、遠方で勤めて居れば故郷のことなどは知れつこない。其上に祝事をやつて儲けた金は謂はゞ僕の面子料なのだから決して罪にはならない。

錢伯芳の氣焔即ち小官吏生活の裏面觀は一先づ此の邊で切り上げて置いて次ぎには京官の一人なる吳翰林の食慾ぶりを紹介しよう。趙温は北京に到着すると早々に吳翰林を訪問した。彼は「老師」に對する禮物として銀二兩、門番への贈りものとして銅錢四吊文を持參した。訪問の時刻が早過ぎたので吳翰林はまだ寢床の中に在る。

門番が名刺と禮物とを取次ぐと、彼は龜の様に首を伸ばして禮物の包みに眺め入つた。「官場現形記」の作者は吳翰林の此の時の心理状態を次ぎの如く描寫して居る。

元來此等の貧乏京官の暮しは頗る困難なものである。三年目に一度地方に派遣されると、彼等は鵝の眼鷹の眼で金持ちの「門生」を探し求め、それで何うやら舊債を始末し更に新規な取引を開いて暮し向きを立て直すと云ふ状態である。吳翰林は二月の初めから會議の爲に上京した多くの新擧人を引見し、甲から乙のこととを、乙から甲のことを聞き質して門生達の家庭の事情を詳しく知つて居る。こんなことは勿論吳翰林一人に限らない。斯様な次第で彼は趙温の家が朝邑縣に於ける一流の財産家であり殊に大成金であることを心得て居たので、禮物には少くも二、三百兩を包んで來たに相違ないと計算した。門番の取次いだ時には彼はまだ眼を覺した許りで寢床の中に在つたが、召使の口から趙温の名を聞くと彼は早速趙温を書齋に案内してお茶を出す様に命じた。注意深い彼の妻は召使から禮物の包みを受取つて揉んで見た。そしてたつた二兩しかなささうだと呟いた。吳翰林は之れを聞くと惶てベットから飛び起き包みを開いて見ると矢張り二兩の銀塊しかなかつた。そこで彼は顔色を變へたが又思ひ返して笑ひ出した。

吳翰林は餘りに激しく豫想を裏切られたので門番が自身への心附けと取違へたか然らざれば猫ばゞをきめ込んでものであらうと推定したのである。事の真相が判ると彼は大いに失望し且つ激怒して趙温に門前拂ひを喰はせた。此の場合に若し趙温の禮物が此の貧乏な京官の意に適した額であつたならば、吳翰林は喜んで其の門生の爲に會試の試験に運動し、更に進んで殿試にまで手を入れることであつたらうが、趙温は此の急所を押へることを

怠つた爲に見事に落第してしまつたのである。落第の報知が郷里に届くと、王郷紳の入智慧で「中書」と云ふ官職を買入れる爲に、趙温の祖父は田地の一部分を抵當に入れて二千兩と云ふ大金を北京に送り届けた。北京の宿では錢伯芳を軍師とする趙温の獵官運動が一しきり盛んに行はれた後、結局二千兩でもまだ不足だと云ふので更に數百兩を取寄せ、やうやくの思ひで目的を達することが出来た。中書は内閣の屬官で其の位階は從七品である。即ち知縣よりも一級下であるが縣丞よりは一級上に位する。正式の手續即ち第二級の會試を通過し更に最高級の御試に合格したところで僅かに知縣となり得るに過ぎない。單にそれ許りでなく文官試験をパスして知縣の資格を獲得したところで、直ちに實官にありつくとは限らず、缺員がなければ何時まででもボンヤリと待つて居る外ないのである。官途に明るい王郷紳が所謂捐納制度を利用して、資格は稍々低くとも中書の實官を買入れしめたことは成程惻巧な方法であつたと云はねばならぬ。以上で第二卷の解説を終る。

三 獵官と賣官

第三卷の前半は趙温及び錢伯芳の北京に於ける獵官運動の經過を記し、それに引續いて錢伯芳が中央政府から指定された江西省に赴任した後、上饒縣典史の實官を獲得する迄の醜い運動振りを記してある。此等の場合を通じて、北京とか各省の省城とか云ふ大政治都市には官職のプロローカーを事業又は副業とする惡辣な人類の住むで居ることを明かにし、プロローカー達は求職者の弱點につけ込むで金を捲き上げ脅迫や欺偽や横領の限りを盡し、求職者はプロローカーの惡質なことを知りつゝもそれから搾られる金を新らしい營業の資本であると解釋し、且つ

新らしい營業の豊富な收人はそれを獲得する迄に放下した資本を充分に償ひ得るとして案外にプロローカーの辛辣な遣り口を恨まない。錢伯芳が江西省での運動に利用した黃大人の二爺は普通のプロローカーと違つて運動の成功する迄は一文の報酬をも要求しなかつたらしく、愈々成功した時に、

戴升は奥から出て來て笑ひながら錢典史に向ひ、

今日は好い話がある。之れを君に話した上で君が何と云つて俺に御禮をするか拜聴したいものだ。

錢典史は之れを聞いて「さては愈々ものになつた」と推測した。

そんなに人をぢらすものぢやない。君が淡白な人であることは誰でも知つて居る。御禮を請求するなど、云ふことは君にも似合はぬことでないか。

側に居た戴升のボーイが錢典史のお世辭を聞いて笑ひ出した。

錢さんはほんたうにお口が巧くていらつしやる。

戴升は之れを押へて、

ほんたうにも嘘にも冗談を別にして眞面目な話をしよう。こつちに來給へ。

と云つて錢典史を物蔭に誘つた。其所で二人は何事か内所話を始めた。「半日」もゴト／＼と囁き合つた末に錢典史の聲で、

何事も君あつての僕だ、今更君だの僕だのと水くさい差別を付けることはなからうぢやないか。内所話が済むと二人は如何にも嬉しさうに挨拶して別れた。

と記してあるところから想像すれば、此の内所話で成功報酬の条件が定められたものであらう。戴升は官職ブローカーを副業とするものであるが、本職のブローカーにも成功報酬の約束をして獵官運動者の爲に官職を取持ち、なほ其上に赴任旅費其他の費用を立てかへるものもある。貧乏な官僚は大抵此の方法に依るものであるが、此の場合にはブローカーが其の親戚又は手代を官吏の任地に派遣し、其所で師爺なり二爺なりの地位を貰つて自身の金儲けをする傍らに、ブローカーの爲に債權の取立てを行ふのである。

黄大人が知府から道臺に昇進すると間もなく、其の悪事が暴露して兩江總督の怒りを買ひ危なく職にならうとしたところを代理巡撫の取持ちで免れたことは嘗て記したが、黄大人は此の運動に一萬兩の賄賂を要したと記してある。此等の出来事は第四卷の前半で總て終りをつけ、其の下半から第五卷にかけては何布政使代理及び其の弟の三荷包が盛んに官職の賣出しをやつて大金を儲けることを記し、其のあげくに利益の山分けに關して兄弟喧嘩が起り、何大人の奥さんが側杖を喰つて氣絶し流産すると云ふ喜劇が開展する。

暫らく缺官となつて居た江西巡撫も新たに任命せられたので、何大人の布政使代理期間も遠からず終りをつけることゝなつた。元來此の人は鹽法道と云ふ官職に居るのだが、巡撫の缺員中は布政使が其の代理を勤め、鹽法道が布政使を臨時的に代理することゝなつて居るのである。何大人はなか／＼愾深い男で今日迄は世間の批難を憚つて公然官職を賣出すことを控へて居たが、近期中に新巡撫が到着することになつて見ると最早や躊躇しては居られない。そこで幕友や部下の官吏を四方に派遣して求職者を募つた。値段は最低千元から最高二萬兩迄で、誰でも金さへ持参すれば公平に取引きして決して偏頗はないと云ふ觸出しである。且つ現

金を持ち合せないものは就職後何箇月拂ひと云ふ條件で手形を振出して差支へないと云ふ規定である。但し現金提供者が手形提供者よりも優先權を持つことは申す迄もない。此の「改定章程」に依つて官職賣出しの商賣を開始すると間もなく八千兩で知縣の取引きが成立し、現金の受渡しが済んで愈々布政使衙門の門前に告示しようと云ふところ迄進んだ時に代理巡撫の警衛隊長が面會に來た。代理巡撫は此の男の勤務振りが氣に入つて居たので其の任を解かれる前に何か収入の多い官職を與へたいと考へて居た。警衛隊長は代理巡撫の此の意向を齎らして何大人を訪問したのである。然るに代理巡撫の註文が不幸にも何大人の既に取引きを済ました縣知事にあつた爲に玆に面倒な問題が持上つたのである。

何大人は考へた。

官職は澤山にあるのに特に俺が八千兩で賣出したあの役を代理巡撫が名指すとは意地の悪いにも程がある。併し今日のところでは省内官吏の任免權はまだ俺の手中にある。彼は布政の職に復した後は彼の思ひ通りにするが好い。俺が布政使を代理して居る間は俺の勝手ぢやないか。勝手に俺の領分に踏み込んで俺の金儲けを邪魔すると云ふ法はない。併しこんなことは口に出して云へる限りでないから、今度は他の官職を與へて誤魔化すが上分別であらう。

そこで何大人は代理巡撫に向つて次ぎの如く答へた。

閣下の御註文ではあるが、あの縣は省城から遠く離れて居る許りでなく収入の多いと云ふのも實は評判だけに過ぎず、胡巡補は職務に忠實であり殊に閣下のお聲が、りもあることだから、早速取調べた上で今晚中に

も良い官職をあてがふことにします。閣下の指定された知縣は既に選任を終つて告示をしました。此の手紙を見て、代理巡撫は甚だ不平であつた。彼は此の頃代理布政使が官職を賣出す風説を耳にして居たので、多分今度のこともさうした事情が潜んで居るのだらうと想像したが、併し胡巡補の爲にどんな官職を選んで來るか、何事もそれを見た後のことにしようと思ひ返した。

或る日三荷包は何大人の部屋を訪うて一つの儲け話を持出した。何大人の賣官と云ふ商賣を主として取りしきつて居るものは此の三荷包なのである。

昨日九江府の知府が缺員となつたに就いて、今朝兩替屋に居る僕の友人の所に九江縣知事から電報が届いた。其の意味は一、二箇月間自分に知府代理を命ずる様に取計らつて貰ひたい。同時に運動費として二千兩だけ取替へて置いて欲しいと云ふことであつた。僅かの期間のことではあり、面子の上から代理を望むに過ぎぬのだから大概なところで任命してやつたらどうでせう。

何大人 九江知府は病氣であつたとも聞かないのにどうして俄かに死んだのだらう。

三荷包 たゞ缺員と云つて來ただけで、其の原因が病死であるか親の喪に服すると云ふのであるか、電報には書いてなかつた。

何大人 九江知縣が知府を代理するのは慣例であるとは云ふものゝ、併し知府の職を二千兩で賣るのは餘り安過ぎる。商賣の繁昌するのは結構だが、餘りの大安賣りも考へものだよ。

三荷包 兄さん。今は時期が悪い。新巡撫が到着して代理巡撫が本任に復したら貴郎も布政使の職を離れね

ばならぬ。此際是一口でも早く片附けたらそれだけの利益ぢやないか。

何大人 それは不可ない。何と言つても知府をそんな僅かな金で賣り出すことは出来ない。知府を二千兩で賣つたら知州や知縣の相場をまた一段と下げなくてはならぬ。

三荷包 ものゝ相場は品に由つて變る。幾ら知府でも僅か二、三箇月の代理に過ぎぬではないか。

何大人 それぢやお前は、代理には任命が要らぬとも思つて居るのか。

三荷包 任命は勿論要るさ。

何大人 任命が要るとすれば現金五千兩を一文も缺くことは出来ない。二、三箇月の代理とは云ふものゝ、間もなく地租の徴收が始まるからそれに伴ふ役徳があり、其上に誕生日祝ひを催すことも出来る。若し在任中に新年を迎へれば當然年禮の臨時収入が加はるから少くとも一萬兩の儲けはある。其の半分だけ前納せると云ふに何の無理があるものか。況して一萬兩と云ふのは面子を保つた上の話で、少し惡辣に出ればもつと儲かるに相違ない。

此の議論が嵩じて兄弟喧嘩となり、地方に於ける高等官職ブローカーの内幕や支那の家族制度に於ける財産分配の慣習などにも説き及んで居るのであるが、それ等の問題は項を改めて詳説することゝしよう。

何大人の賣官の例は後に記す兄弟喧嘩の中で三荷包が逐一列擧して居るから茲では省くこととし、其中の最も大口であり且つ興味の多い一例だけを紹介して置かう。王夢梅と云ふ男は江西省釐金局小官吏で、數箇月の間に人民の怨みを買ひ「無数の商人が省城に來て訴へたので、釐金局總辦は巡撫に上申して直ちに彼の官職を剥ぎ同

時に關係者一同を取調べた上で彼の部下數名を蹴つたが、彼自身は幸ひにして一年間の停職と云ふことでお茶を濁すことが出来た」と記して居るが、此の事件は申す迄もなく王夢梅が釐金局官吏の地位を利用して商人から金を捲き上げたことに起因するものである。何大人の賣官が不遇の王夢梅に好機會を與へたことは申す迄もない。彼は先づ三荷包に賄賂を包んだり御馳走をしたりして親交を結びつゝ好機會の到るを待った。間もなく玉山縣と云ふ役徳の多い知縣の職が缺員となつたので、王夢梅は三荷包に向つて一萬元の賄賂を申込んだ。三荷包が何大人に此の話を取次ぐと、何大人は容易に承知をしない。王夢梅の方にも停職處分と云ふ弱點があるので二千元を増し且つ三荷包にも更に二千元を包むと云ふことにして茲に目出度く商談が成立した。彼は此の大金を如何にして調達したかと云ふに、

王夢梅は釐金局の官吏であつたとは云ふものゝ其の任期は短く且つ途中で事件を惹起して運動費を使い、其上に彼の犠牲となつた部下のものに手當をする必要もあつたので、此度知縣の職を買ふ資金の乏しいのに苦むだ。幸ひにも錢莊を營んで居る彼の友人が三千元を融通し、一人の師爺と一人の二爺とが三千元宛を出資して總計九千元を得た。師爺は王夢梅が任官した後に賬房即ち會計を掌り、二爺は稿案即ち文書を掌ると云ふ條件附である。

政治都市に於ける錢莊は官僚の高等ブローカーであるが、王夢梅の場合に貸金元利の取立て方法を如何に定めたかは明かでない。縣の會計主任たる師爺に役徳の多いことは申すに及ばぬが、二爺の引受けた稿案即ち文書係にも甚だ收賄の機會が多いとされてゐる。稿案には外稿案と内稿案とがあり、前者は文書の受附及び發送を掌る。

後者は知縣への取次保管等を掌る。王夢梅の二爺の引受けたのは多分外稿案であらうが、人民が事件の運びを早くして貰ひ度いと思へば外稿案に賄賂を包むことが必須の條件となるのである。賄賂の額が多ければ外稿案は其の幾分を内稿案に分けて内外相應して事件を片附ける。然らざるものは後廻しとなつて何時知縣の眼に觸れるかわからない。それは兎に角として王夢梅が玉山縣知事と云ふ商賣を始めるに就いて一人の純資本主と二人の共同經營者とを持つたわけである。而して純資本主は其の出資條件が不明だから省くとして、二人の共同經營者は知縣から其の出資に對する元利の償還を受ける許りでなく、更に彼等自身の地位を利用して縣民の犠牲に於いて彼等の懐を肥やすことが出来るのである。斯様なわけで王夢梅は玉山縣に赴任したのであるが、彼は「家眷と幕友や家丁」を引連れて省城を出發し、任地に到着すると「縣の書差」が彼を出迎へたと記されてある。次ぎに縣衙門の事務引繼を終つた後に「典史・參堂・書差」の挨拶を受けたと云ふことが記されてある。右の中で幕友は師爺、家丁は二爺で此等は知縣の私人である。また書差は書吏及び差役で前者は嘗て記した通りに各地方官衙に附屬した世襲的小役人であり、後者は役所の小使で其の身分は前清時代にあつては所謂賤民で普通人と區別されたものであつた。『清國行政法』第一卷に官吏となる資格に關して普通人民と賤民との差別を説いた中に次ぎの如く記してある。

たゞ茲に一言注意すべきは齊民と賤民との區別之れなり。齊民は一般の人民にして、賤民は或る格段の階級に屬し格段の職業を營み齊民と伍を爲すこと能はざるものなり。例へば(一)俳優、(二)娼家、(三)樂人、(四)剃頭的(理髮人)、(五)奴僕(茲に奴僕と云ふは賣られて奴僕となり子孫に至るまで其の家に仕ふるもの指す。契約に依り一定の報酬を得て傭人となりしものにあらず)、(六)各衙門の衙役(小使)等は賤民とし、書を

讀み科擧に應じ官吏に任用せらるゝ資格を有せざるものなり。

最後に典史及び參堂は縣の屬官である。知縣衙門は此等の官吏及び非官吏に依つて組織されるのであるが、併し一括して考へる時は知縣衙門は知縣の私經濟の運營所であり即ち彼の商店であるに過ぎない。此の立場からすれば知縣の爲に必要な人間は私人たる幕友及び家丁であつて其他は或ひは店主の利害と無關係であるから然らざれば彼の利害と相反關係に立つものである。縣丞以下の屬官は名義上朝廷の任命する官吏であり、また實際に於いても錢伯芳の場合の様に直接中央政府に運動して江西省上饒縣の史に指定されることもある。併し何れにしても彼等の職分及び収入は彼等自身の「企業」に屬し、知縣は唯名義上の責任を有つと云ふだけで實際には殆ど無關係の地位に立つ。書吏は屬官と違つて知縣の公務に接觸し、前にも一寸述べた様に知縣にせよ又その私人たる師爺及び二爺にせよ地方の事情に暗いから、人民と直接關係ある問題に關しては書吏の手を煩はすことが多いのである。書吏は知縣と人民との間に立ち知縣の無知に乗じて役徳の増加を謀るものであるから、此點に於いては知縣の營業と反對する利害の上に立つと云ふことが出来る。書吏の弊害は隋の時代に所謂迴避の制度が出来て以來頻りに學者や官僚の批難するところであるが、迴避の制度の廢止されぬ限りは書吏は必要な存在であつて決して之れを廢止することが出来ない。清制の迴避には種々あるが、私の云ふのは左の如き意味のものを指す。

督撫より府州縣雜職に至る迄、行政官吏は均しく其の本籍若くは寄留籍所在の省内を以て任地と爲すことを得ず。また本籍所在省内に非ざるも五百里以内の距離に在る地方の官吏となることを得ず（同書四一三）。何故に斯くの如き制度が設けられ、屢々反對論の起るに拘らず千餘年の間其の生命を保つて來たかと云ふに、

『清國行政法』の説明する通り「官吏をして私情の爲に公義を誤るの弊害を斷ち又其の嫌疑に遠ざからしむるの目的を以て、特定の場合に必ず其の任を去り又は新たに之れに就くことを得ざらしむる」爲である。此の制度は民國になつてから漸次に撤廢せられ、今日では寧ろ或る省の官吏は文武共に該省の出身者を以て之れに充てると云ふことが原則の様になり、更に進んで所謂聯省自治が官民を通じての輿論となるに至つた。大勢が斯くの如くに變化すれば、地方官は自然に任地の事情に明るいものから選まれる様になり、従つて書吏の必要がなくなる道理であるが、實際問題としては世襲職であり、殊に地方行政に偉大な勢力を持つ書吏を急に排斥せしむることは出来ないものゝ様である。各地方の漢字紙を見ると、書吏の弊害の事實は縣知事のそれと相並んで絶えず其の社會欄を賑はして居る。

師爺及び二爺の弊害も必ずしも書吏のそれに劣らない。王夢梅の場合の様に出資の條件として地方官吏の任地に隨行する師爺又は二爺を俗に「帶肚子」と呼ぶ。帶肚子なる幕友や家丁の弊害は殊に烈しいのであるが、王夢梅の場合も決して此の例に洩れなかつた。即ち

一人の賬房と一人の稿案とは何れも帶肚子であり、何事にも主人を挾制しようとする。初めの程は命令を聞かない位なことであつたが、追々増長して此の二人が知縣と云ふ官職を壟斷して居るが如くに振舞つた。

師爺や二爺も腹黒い人間ではあるが、王夢梅とても唯の鼠でないことは前に記した通りである。『官場現形記』の作者は双方の間に起つた醜惡なる暗闘に關して精細なる記述を試みて居る。地方官の帶同する此等の私人が如何なる性質のものであるかを明かにする爲に左に其の概要を紹介しよう。

王夢梅に同行した彼の甥が會計係で師爺の助手を勤めて居る。彼は或る日叔父に向つて次の如く説いた。貴方が任官されてから半月餘りを過ぎて、幸に地租の納付期が始まつた。之れは大變に好都合なことだが、早く二人の者に金を返して追ひ出した方が一層好都合ではあるまいか。

王夢梅は此の提言に對して唯一言「急ぐことはないよ」と答へた。彼は極めて狡猾な男である。而して任官後は何事も二人の帶肚子の爲すが儘に放任して居た。其中に彼等が重大な失策を仕出かす機會が來るに相違ないから、其の時に有無を云はず嚴重な懲罰を加へてやらうと云ふ腹である。「官場現形記」の作者に據れば「之れに因つて借金を踏倒すことが出来る許りでなく、清廉潔白の評判を得て一舉兩得の策である」と考へたのである。帶肚子の二爺は其の名を蔣福と云ふ。或る日蔣福の取次いだ事件を王夢梅が之れ迄の態度と打つて變つて跳ねつけた。此の事件では蔣福が原告から賄賂を取つて居るので、押返して被告を逮捕する令狀を出して貰ひ度いと請求した。王夢梅が此の請求を拒んだので爭論が始まり、蔣福は捨臺白を殘して出て行つた。王夢梅は知らぬ顔で次の如き告示を貼り出した。此の告示は衙門内の幕友及び門丁に對するものである。

本官は清廉潔白を旨とする。若し幕友・官親・門稿・書役に至る迄、其の本分に安んぜずして欺偽脅迫の行爲あり、勝手に人民から財物を取り立てる者があつたならば、嚴重に取調べの上懲罰に附し決して容赦しない。蔣福は此の告示を見て王夢梅の計略を覺り、忽ち一つの對應策を考へつた。翌日の退廳時間に彼は書役の一同を呼び集めて一場の演説を試みた。

知事様から僕に對して次の如き内意を傳へることを命ぜられた。知事様は清廉潔白の御方で、筋道の立たぬ金は一錢たりともお受けにならない。而して専ら人民の爲を計られるのであるから、知事様は人民の苦痛をお察しになり殊に今年は收穫も充分でなかつたと云ふところから、地租は正税以外に一分一厘をも徴收してはならぬと云ふお思召である。更にいま一つの御命令は、諸君の正規の給料以外の手當は知事様から下さる。従つて諸君が勝手に人民から取り立てることを嚴禁すると云ふことである。

書役どもは蔣福の此の話を聞いて事の意外なるに驚いた。清廉潔白もよからうが、之程迄に極端な心づかひをする知縣の考へがわからないと云ふので忽ち城内の評判となり、何れ近い中に地租附加税の免除と小役人の強請を禁止する御布令とが出るだらうから、それ迄は納税を差控へたがよからうと云ふので、知縣衙門の地租の収入がばつたりと止まつてしまつた。蔣福の陰謀を知らない王夢梅は三日も引續いて地租の収入の絶えたことを不審に思ひ、腹心のものに調べさせて見ると前記の様な始末であつたので大いに憤慨し、蔣福を捕へて打ちのめせといきり立つたが、師爺達が之れを引止め、今少し穏やかな處分法をとる様に勸告した。王夢梅も思ひ返して甥を呼び蔣福を追ひ出してしまへと命じた。蔣福は甥に向つて次ぎの如く答へた。

私は且那樣が任官された其時から長くは使つて頂けないものだとは實は覺悟して居つたのです。お暇するのは何でもありませんが、取敢へず三千元を返して下さい。それからいま一つお願いがあります。且那樣は私どもに苦樂を共にしようとしてまで仰有つて下さいました。若しそれが事實であるならば、且那樣は知縣として大金をお儲けになるのに私は中途からお拂箱になることですから、貸金の利子の外に少し許りのお心附けを頂き度いと思ひます。それには私が且那樣にお力添へをした事件がだん／＼有ります。十元や二十元の小事

件を別としても、乳家の相続問題や胡家と盧家との離婚問題、此の二つの事件でも五千兩はあつたと思ひます。旦那様が今の官職をお買ひになつた資本が一萬四千何百円で、それに旅費其他を入れると一萬五千元になりましょう。其中で私が三千元出して居るのですから、三五五で五分の一の株を持つて居るわけです。此點を貴方から旦那様にお取次ぎ下すつて晩方迄に御返事を願ひます。

甥は腹黒い兩人の間に板挟みとなつて苦んだ。其處で彼は知縣夫人に助けを求めようとしたが、此の女が一通りならぬ握り屋で出すものは拳骨さへ惜むと云ふ性質なので、話は容易に纏まらない。其處に蔣福が逆襲して返答は何うかと催促する。甥の態度が煮え切らぬので蔣福は嘲笑ひ「府衙門に行つて話をつけましょう」と脅迫する。廣信府の稿案を勤めて知府の信用を受けて居る男に蔣福の親戚がある。蔣福が此の男を通じて知府に訴へたので忽ち問題の範圍が擴大した。抑々蔣福は知府の一家丁として稿案即ち公私文書の取次をする至つて身分の低いものに過ぎない。それが何うして其の主人に對して前記の如き大膽な態度を取り得るか云ふに、主人に對して三千元の債權を持つことが其の主要原因であるには相違ないが、一體知縣衙門の小使に過ぎぬ彼が此等の大金を何うして貯へて居たかと云ふことが第一の疑問であり、また逆に之だけの資金があれば何を苦んで小官僚の門丁となつたか第二の疑問である。第二の疑問に對する解答は至つて簡單明瞭である。即ち彼等は官僚の小使として生立つたもので其れ以外の生活方法を知らない許りでなく、彼等にとつては三千元の資本を最も有利且つ安全に利用する方法は収入の多い小官僚の帶肚子となることであるからである。一門丁が何うして斯様な大金を貯へて居つたかと云ふことは前に蔣福が知縣の甥に語つたところを見ても知られる様に、官僚の小使と云

ふ地位は案外に大きな不正収入を伴ふと云ふことが支那では普遍的な習慣となつて居た。併し唯之れだけでは何故に彼等が安全に斯くの如き不正な生活を送りつゝ、而も其の主人に對して強硬な主張を爲し得るかの説明にはならないであらう。彼等の立場の其の低い身分に比べて案外に鞏固なのは他に理由がある。それは同じ身分のものどもが上下左右に互つて廣く且つ深い聯絡を保つて居るからである。例へば今の蔣福の場合を見ると、彼は玉山縣の監督官廳たる廣信府の門丁と聯絡をとり、此の關係を利用して巧みに王夢梅の壓迫を跳ね返さうとして居る。此の場合には親戚關係で謂はゞ偶然のことであるが、門丁で三千元の蓄財を有つ程だから蔣福の二爺生活は随分久しいものであらう。此の久しい二爺生活の間に彼は江西省に於ける大小各種の衙門の間に、縦横に親分子分乃至兄弟分の聯絡を擴げて居るに相違ない。此の聯絡を辿りさへすれば知縣ぐらゐの小官僚も、一朝有事の際に對等の太力打ちをするぐらゐのことは何でもない。勿論書吏程に強い社會的根底を持たぬとしても、彼等の地位が其の低い身分に比べて案外鞏固である理由は主として此種の團結力に由るものである。それは兎に角として王夢梅對蔣福の争ひが知府衙門内の問題とまで燃え擴がつた裏面の事情に關し、『官場現形記』の作者の述べるところは次の如くである。

蔣福は廣信府の稿案門の一人と同郷の親戚と云ふ深い關係を持ち至極懇意につき合つて居る。此の稿案門は府大人の「第一個の紅人」であり、何事も彼の云ふが儘になる。蔣福は廣信府に彼を訪ねて王夢梅のことを知府に訴へて貰ひたいと頼みこむだ。知府衙門の稿案門は此の話を聞いて胸を打つて承諾した。彼は直ちに知府に對して王夢梅の惡事を述べ立てた。王夢梅に對して好意を抱いて居る知府は争議の穩かな解決を望

み、法律事務を擔任して居る幕友を呼んで處分方法を相談した。此の幕友は王夢梅を呼んで「蔣福の立替へた金だけは返してやつた方がよからう、其他の問題は別に證據もないことだから捨て、置いて差支へない」と云ふ知府の意思を告げ、同時に蔣福が告訴の手續きを取らうとして居る旨を述べた。王夢梅は顔を赤くして色々と辯解し、蔣福の陰謀から三日間地租の納入が絶えたことなどを打明けて借金を踏倒すべく努力して見たが、極局三千元を知府の幕友に供託し、若し蔣福を取調べた上で彼に悪事のないことが明かになつたら拂ひ戻すと云ふことになつて結末をつけた。之れに依つて王夢梅は結局元金を支拂はされたが、利子や役徳の配當を蔣福に與へることを免れた次第である。之れを見込んだ知府衙門の幕友は年末に王夢梅に對して如才なく五百兩の借款を申込んだのであるが、王夢梅は澁々二百兩を彼に與へた。

最後にいま一つ、今度は三荷包自身が官職を買入れて正式の官僚生活に入りこむだ話を書いて置かう。陝西省朝邑縣の王郷紳が山西及び陝西二省の水旱害救済の爲の義捐事務を取扱つたことは嘗つて記したが、三荷包の捉へた機會も多分之れと同じものであらうと思はれる。「官場現形記」の第六卷には「山西省に水旱害が起り、勅命を奉じて義捐金募集の事務が開始された」と記してある。此時には何大人も原任に復して居つたのであるが、三荷包は元來「州同」と云ふ官位を持つて居つたのを、義捐金の名目で山東省莒州の知州と云ふ官位を買入れた。州同は知州衙門の屬官で従六品即ち知縣よりも一級上の官吏であるが、輔佐官に過ぎぬ爲に役徳が少く、従つて慾の深い三荷包は今日まで兄の金儲けの手傳ひのみに没頭して、正式に自らの官僚生活を営むことを避けて居つたのであらう。それは兎に角として莒州は役徳が少いと云ふ評判なので、三荷包は兄の紹介に依り二千兩の賄賂

を包んで一人の軍機大臣にすがりついた。大臣は三荷包の爲に山東巡撫に宛てた紹介状を書いた。密かに開封して見ると桃の種程の大きな字で僅かに八行程しか書いてない。此の紹介状を山東巡撫に手渡し、たところが其の御利益は大したもので、彼は忽ち膠州の知州と云ふ割の好い職を授けられたのである。

以上に掲げた數個の實例に依つて獵官及び賣官の凡そ如何なるものであるかの事實を知り得ると思ふ。次節に於いては此の事實を根據として支那の官僚生活の營業的性質を論明して見よう。

(大正十四年二月 『支那研究』第一卷第三號)

第四節 官僚生活の營業性

一 新舊官場の比較

茲に營業性と言ふのは、或る人が其の物質生活の主目的として營利行爲を常職として居ることを意味し、支那の官僚生活が矢張り斯くの如き性質を帯びたものと云ふことを説き明かすのが本稿の目的である。支那官僚の公生活は、表向きには申す迄もなく政治又は行政に従事するにあるのだが、併し彼等は與へられたる公權及び公務を手段として金儲けを營み、それが彼等の公私双方を通じての全生活の主目的を成すのであるから、私が彼等の生活を一括して營業に外ならぬと言ふのは正常な批評であると思ふ。普通に營利行爲と云ふのは廣義の生産行

爲を營みつゝそれから生ずる利益を收得することを意味するのであるが、併し官僚の行爲は如何なる見方に據るも決して生産行爲でない。生産と云ふのは物質的價値の創造又は附加を意味するのであるが、官僚の行爲には原則として斯くの如き作用を伴はない。但し投機行爲が正當な營利行爲の一種として認容される世の中であつて見れば、生産作用を伴はない營利行爲が立派に今の世の中には成立するわけである。随つて官僚生活に生産作用が伴はぬと云つたところで、彼等の生活の營業性を否定する理由にはならぬであらう。又普通の觀念では營利行爲には有形無形の資本を要するとされて居るが、官僚生活と雖も多少の資本は必要である。尠くとも投機者流の準備する程度の資本ならば官僚者流も亦之れを怠つては居ない。然らば投機者流と官僚者流との營業性に於ける相違は何處にあるかと云ふと、先づ第一に投機者流は其の勝負に對して自ら全責任を負はねばならぬ。然るに官僚者流には責任が薄い。稀には全責任を負はされることもあるが、それは例外であつて、多くの場合には彼等は虚偽の報告や責任の轉嫁や賄賂又は情實に由る運動を行つて事件を暗から暗へと葬り去る便宜を持つて居る。『官場現形記』の序文に「官は士農工商の利益のみ有つて士農工商の勞苦が無い」と云つてあるのは畢竟此の意味であらう。第二の相違は投機者流が社會に及ぼす害毒は其の範圍が限られて居る許りでなく且つ間接的であつて、或る人が幾何の損害を或る特定の投機者から蒙つたと明白に決定し得る場合は尠いのであるが、官僚者流の社會に與へる害毒は其の範圍が廣汎且つ深刻であり、それと同時に加害者も亦其の被害の程度も明白に指摘し得らるゝ場合が多い。従つて投機者流は唯社會から賤めらるゝだけであるが、官僚者流に對しては深い憎しみがかゝるのである。第三の相違は投機者流の營利行爲は彼自身の智慧と度胸とによつて行はれるものであるから、注意さへ

すれば何人も其の直接の被害から逃げる事が出来るわけであるが、官僚者流の營利行爲は權力に基くものであるから、彼の行政權の下にある人民は何うしても其の被害を免るゝことが出来ない。此の場合の救濟方法として法規の上には上司に訴へると云ふ道が開かれて居るが、事實としては此の方法を取るものが尠く、假令取つても何の効果もないのである。

前にも烏渡述べた様に支那官僚の營業性は、京官即ち中央政府乃至朝廷の官吏よりも地方官吏に於いて一層露骨に發揮せらるゝ。此の關係は清朝時代も民國時代も同じことで、京官は外官即ち地方官吏が直接に人民から搾り取つた獲物の一部分に對して上前を削るに止まる。民國以後の事實に就いて視れば、中央の諸官廳の中で金儲けの餘地のあつたのは財政部を筆頭とし交通・内務・陸軍などが之れに次ぐ。尤も袁世凱の時代には財政部よりも却て交通部の方が役得が多かつたのであるが、それは交通部内に梁士詒と云ふ傑物が居り、全國の交通行政殊に鐵道行政の中央集權が比較的完全に行はれたからである。袁世凱の死後は鐵道行政の中央集權が歳と共に破れて各國有鐵道の収入は地方軍閥の手に握らるゝことゝなつた。従つて今日の交通部は教育部や司法部と同じ程度の貧乏役所と成り下つて仕舞つたのである。陸軍部官吏の収入の増減も大體交通部と同じ趨勢を辿り、或る程度の中央集權の行はれた時代には彼等の懐も膨れたものであるが、今日では給料さへ不渡り勝ちで青菜に鹽の有様である。此間に立つて財政部のみが例外の現象を呈し、下役人は兎に角として高級官僚の營業は案外に繁昌をして居る。それは何故かと云ふと、財政部でも袁世凱の築き上げた中央集權が破れた爲に地方からの送金は久しい間殆ど全く絶えて居る。規則正しい財源が枯れ果てゝも政費の需要は盡きないのだから、之れに應ずる爲に種

種なる手段を講じて無理な借金をする。借りる者は民國政府であるから條件の不利益なことは官僚達にとつて何等の痛痒を感じない。それどころか借りる方が無理であればある程利子や手数料や割引率が高まり、従つて彼等の私腹も餘計に膨れる勘定である。即ち民國政府の極度な財政難は、圖らずも財政部官僚の營業に幸ひして、彼等は中央政府に居りながら地方官僚と同じ様に直接収入の道を拓き得た次第である。支那の財政にも宣統三年から豫算及び決算と云ふ會計制度が出来て、豫算は殆ど毎年編成されたのであるが、正直にそれに據つて居た日には實際上の運轉が止まるばかりでなく、官僚共の營業は著しく其の範圍を狭められねばならない。袁世凱の晩年に望月小太郎氏が北京に遊んで民國政府の豫算を一見し、其の杜撰なのに驚いて支那一の財政通と云はれた梁士詒氏に注意した。後に梁氏が人に語つたところを聞けば「日本の有名な代議士ともあらう者が支那の豫算を見て其の財政を評論すると云ふのは聊か迂濶である」といふのである。誠に梁氏の云ふ通りで支那の豫算にその規範性を求めることは比丘尼に丸髻を注文すると同じことである。今日の豫算も袁世凱末期のそれと大體に於いて同意義のものであり、それすら民國九年以後は編成したことがないとのことである。各省の豫算も矢張り其の通りで、例外として年々多少づゝ進歩するものもあるが、それは素より僅少である。江蘇省は古くから産業が開け教育の普及した地方であり、殊に地方政治に對する所謂紳士社會の發言權が強く、紳士は社交上及び經濟上地方の中産階級と比較的密接な連繫を保つて居るので、中産社會の輿論が紳士の手を通じて省の政治を左右する力が大きいのである。斯様な特殊事情を持つた省分にあつては民衆の利害に直接關係ある財政事項が、紳士及び中産階級の注意を惹き易いことは當然であり、省財政の規範たる豫算が年々の省議會毎に熱心に討議せられて、徐々

ではあるが併し確實な歩調を辿りつゝ進行して行く。之れは畢竟文化及び富力の發達した地方に於いて必至の現象であると云へよう。

清朝の官僚社會と民國の官僚社會との間には一つの重要な相違がある。それはビュロクラシーの二大構成要素たる文官と武官との勢力關係が顛倒したことである。即ち清朝時代には文官の勢力が大であつた爲に、人民から搾取される富も先づ第一に文官の手に集つたものであるが、民國はそれと反對に文官は却て武官の食ひ餘しを拾ふと云ふ状態となつた。此の關係が中央政府に於いて如何に現はれるかと云ふに、財政部及び陸軍部は申す迄もなく大總統や國務總理も、地方の高級武官即ち所謂軍閥から軍費の支出を強制される。此の強制に應じ得るか否かは中央官吏の運命を決定する重大な動機を成すのである。次に地方の政治に於いて此の關係が如何に表現せられるかと云ふと、各省は其の軍閥首領の勢力下に置かれ、凡ゆる文官は武官の民衆に對する搾取の手先として追ひ使はれて居るのである。例へば今日支那本部の各省に於いて縣知事が管下の農民に對し罌粟の栽培を強制する。而して罌粟を栽培した土地に對し一畝(約我百八十坪)に付き銀五元乃至七元の税金を取り立てる。縣知事の此の行爲は軍閥首領の指圖に據るものであつて、従つて其の収入の大部分も省長公署には入らずして督軍衙門の手に歸するのである。文官が武官の上に立つて政治を行ふ時代には、彼一人の私腹を肥やすことが民衆搾取の主要目的であるから搾取の量にも自ら限度がある。然るに武官が文官の上に立つことになると、それは亂世時代であるから軍備擴張の競争が行はれて官僚による浪費の額が無際限に増大する。單に此點だけから考へて見ても人民の損害は夥しいのであるが、武官に追ひ使はれる文官も決して彼等の傳統的な不正收入を斷念するものでないか

ら、人民は畢竟平和な時代の負擔に加ふるにそれに數倍する亂世時代の新負擔を課せられることとなり、別の言葉で云へば亂世の官僚社會には文官の營業の外に、それに數倍乃至數十倍する武官の營業が行はれるのである。尤も『官場現形記』は團匪事件直後の社會を描いたもので、此の時代は未だ中央及び地方を通じて文官全盛の形式が保たれて居た時代であるから、それに現はれた官僚生活の營業性は主として文官による民衆搾取の手段に限られて居る。

二 營業性の經常的態様

『官場現形記』を一方面から視れば其の總てが官僚生活の營業性を解剖する爲に書かれたものであると云ふことが出来る。又實際に支那の官僚と云ふものゝ性質を明かにする爲には、その營業性を明かにすることが重要な一要件である。併し此種の特種な性質を明かにする爲には、或る程度迄實例を示した後でなくては、支那の社會事情に通じない外國人に對し單なる抽象的理論を掲げただけでは其の真相を諒解させることは不可能であらう。私が『官場現形記』の第五卷迄を解説した後此の問題を提出したのは之れが爲である。即ち私は之迄に描寫した實例に基いて支那官僚生活の營業性を説明し、今後には現はれるであらうところの同性質の事例に關しては、讀者自身の觀察及び判斷に一任しようと思へる次第である。

抑々支那官僚の營業性は、其の本質に於いて專制時代の他民族に行はれた同じ現象と共通するものであるが、併し其の程度や手段に至つては恐らく支那程發達した歴史を持つ他の民族を見出すことが出来ぬであらう。何故

特に支那に斯くの如き忌ましい現象が發達したかと云ふに、それには素より多くの理由がある。就中重要な理由は、支那では他の民族と比較にならない程大規模に且つ永い歳月を通じて專制政治が行はれたことである。それから今一つ見返し難い理由と思はるゝ點は、官僚の營業性が支那の民族性なる強烈な物質欲と關聯して居ることである。例へば『官場現形記』の第一卷に、村夫子の王仁が其の弟子なる方老三に向つて官吏たることの利益を説き「官吏になれば金の儲かる上に役所では人民を鞭打ち、外に出ればお先拂が附く」と語つたところが、十一、二歳に過ぎない老三は此の話を聞いて心を動かした。如何に動いたかと云ふに、『官場現形記』に據れば「老三は子供ではあるが、官吏になれば金が儲かると聞いて、口にくそ出さずとも心は幾分か動かされた様子で黙りこくつて暫らく考へて居た」と記してある。王仁の談話を解剖すると、官吏になれば物質欲と同時に優越の慾望も充たされると云ふことになる。従つて空威張を好む日本人の子供なら優越感の方に注意を引附けらるゝ筈であるのに、支那の子供は其の方を問題とせずして物質欲に注意を引附けられたのである。物質よりも名譽に動かされ易いことは子供の通性であるのに、何故に支那の子供に限つて之れに反した傾向を持つかと云ふに、第一には物質の乏しい生活を餘儀なくさせられて居ることであり、第二には周囲の人々の感化に由るものであらう。老三の家庭は中産農家であり、子供が物質上に缺乏を感じることも格別なささうであるが、事實はそれと反對に支那の中産階級の生活は各成員に對して必要の最小限度しか供給されないことが習慣となつて居る。周囲の年取つた人々が事毎に強烈な物質欲乃至利己主義を發揮して憚らぬことは支那社會に於ける著しい風習の一つである。斯様な次第で發生的に見れば純粹なる後天性であるとは云ふものゝ、所謂第二の天性として物質欲が支那民族性の重

要なる一要素として固定する次第である。

『官場現形記』の第二巻に、王郷紳と王仁とが官僚生活に關して談論する一節がある。話題に供せられて居るのは王郷紳の親戚にあたる一下級官吏であるが、此の男の官吏としての生活振を批評して王郷紳は次の如く結論した。

彼の官等は低く且つ其の任期は短かつたけれども、金だけは確實に儲けて歸つて來た。城内に行つたら見て呉れ給へ、彼は一棟の新しい住宅を建てた。官等の高下を別として、あの男の様な遣り口であつてこそ、初めて官吏になつた甲斐があると云ふものだ。

之れに對して王仁は「千里に官となるは唯財の爲なり」と言ふ諺を引いて相槌を打つた。支那人殊に官僚自身が彼等の生活を如何に解釋して居るか、此の會話によつてよく窺はれると思ふ。

私は茲に縣知事と言ふ者を見本として官僚生活の營業性を描寫して見たい。嘗て述べた通りに縣知事の役所なる知縣衙門は一つの個人商店に譬ふべきものである。此の商店の主人は申す迄もなく縣知事であり、彼の營業に都合善く組織された機關である。但し縣知事の營業系統に直接繫屬するものは彼の私人たる幕友及び門丁のみであつて、屬官や書吏は其の補助機關たるに過ぎない。而して此等の補助機關の各自はそれ／＼獨立した營業を有し、彼等と縣知事との間はお互ひに利用し合ふと云ふ關係に於いて連結されて居る。此の關係を縣知事の側から見れば屬官及び書吏は彼の補助機關であり、屬官及び書吏の側から見れば縣知事は彼等の營業に對して背景を成すものである。平たく云へば屬官及び書吏は縣知事の威光を笠に着て人民に臨み、之れによつて彼等の營業を行

ふのである。清朝時代と民國時代とに論なく縣行政即ち縣なる商店の營業に於いて最も重要な役者は縣知事及び書吏である。縣知事の營業は主として其の私人なる幕友及び門丁の手で行はれるとは云ふものゝ、彼等は一枚の辭令によつて移動する渡り者に過ぎないのだから、任地の事情に疎いことが多い。従つて彼等のみでは政務の執行が困難であり、政務などは何うなつても構はぬとしても營業が細かく且つ敏活に運ばぬであらう。此の缺陷を補ふ爲に縣知事は嫌でも應でも書吏の援助を受けなくてはならない。書吏は縣なる商店内部で唯一の事情通なのであるから、縣知事の商賣も彼等の手を通じてのみ完全に且つ圓滑に行はれるわけである。書吏の民衆に對する勢力やそれに伴ふ収入も亦縣知事の威光を笠に着てのみ可能なのであるから、此點に於いて兩者の利害はよく一致するのである。但し書吏も亦獨立せる營業主體なのであるから利益の分配と云ふ一段になると縣知事との間に利害の衝突を免れない。それは兎に角として書吏は清朝時代の法制に於いて五年の任期を限られたものであつたが、實際はそれと正反對に世襲の株となつて居る。書吏の生命は此の程度に強固なものであるから、民國時代になつて書吏の必要が薄らいでも容易に之れを廢止することが出來ず、縣知事も民衆も此の油虫の爲に苦しめられて居ることは漢字新聞の社會記事を讀む者の屢々目撃するところである。

『清國行政法』に據れば、知縣ですら幕友に對して一千兩からの報酬を支拂ひ、知府になると四千兩にも上つたものださうである。幕友は單に其の主人から報酬を受取る許りでなく、更に人民からそれに數倍乃至數十倍する役得を搾りあげるのであるから、此點に於いては彼等も亦獨立の營業者であると言ふことが出来る。此の關係は同じく縣知事の私人たる門丁に於いても亦同様である。斯様な次第で表向きは一つの知縣衙門なる商店である

に拘らず、内實は知縣・屬官・書吏・幕友・門丁・差役などいふ幾階段かの營業主體が重り合つて存在し、其の一々が人民の懷ろを擽るのであるから、人民からすると公の租税以外に種々なる運上金が彼等の頭に掛かるのである。事情に通じない外國人は支那の稅率を見て輕率にも人民の負擔が輕いと判斷するのであるが、世の中に之程間違つた話はない。

領事裁判權の撤廢と云ふことが孫文氏等の提唱により最近一段と聲を高めて來た様であるが、私は之れと關聯して支那官僚の營業性が如何に其の國の司法事務の改善を妨げて居るかを茲に略説して置かう。清末に日本に倣つた司法制度を施き、それを行政から獨立させることになつたのであるが、其の當時にも又降つて袁世凱の時代にも縣知事の司法權を取上げることが何うしても出來なかつたのである。それは經費や人員の不足も大いなる原因であつたに相違ないが、今一つの重要な原因は縣知事の權威及び營業收入に不利益な影響を與へると云ふ點から強い反對を受けたものである。知縣衙門に於いて地方人と直接關係のあるものは知事・刑名師爺・書吏・門丁及び差役である。刑名師爺と云ふのは司法事務に參與するところの幕友である。民刑事被告人が知縣衙門に拘禁されることになると典史と名附くる屬官の營利行爲が開始される。典史は縣の典獄である。此等の數多き營業主體が一つの裁判沙汰に向つて鋒先を揃へることであるから、被告人は申すに及ばず原告人にしても彼の訴訟を有利に運ばうと思へば矢張賄賂による外はない。又政治都市には昔から多くの三百代言が生活して居り、彼等は縣衙門内の者と通じて一件でも訴訟沙汰の多いことを希ひ平地に波亂を起すことを商賣として居る。而して訴訟の勝敗は殆ど全く金錢の多寡によつて左右されるのであるから一度裁判沙汰に引掛つた人民は、原告たると被告

たるとに論なく破産するか家運を傾けるかに終らざるを得ないのである。第二審以上は司法機關が清末以來行政機關から離れて獨立して居るのだけれども、此の獨立した司法機關も亦人民の犠牲に於いて盛んに營業を行ふことには何の變りもないのである。

三 營業性の臨時的態様

前節に於いて經常的狀態に於ける官僚生活の營業性を略説したから、次に臨時的に現はれる官僚生活の營業性を説明しなくてはならぬ。臨時と云ふ中には第一に常人が新たに官吏の資格を獲得する場合、第二に官吏が一層有利な地位を獲得することを希ふ場合、第三に官吏が何等かの故障に對し現地位を擁護する場合の三つある。支那の官僚社會には種々なる黨派が存在し、それが支那官僚生活の一大特色を成すのであるが、黨派關係も其の目的とするところは畢竟前記の三つの場合に備へる爲に他ならぬのである。先づ第一の場合から言へば、登用試験に合格することが正しい順序なのであるが、文官試験それ自身にすら金錢又は縁故を利用することが必要であり、縁故にも種々あるが黨派關係は其の最も重要なものゝ一つである。文官試験に利用される黨派關係の最も普通な方法は一級下の文官試験に試験官と成つた人を頼むことである。趙溫は北京に於ける會試即ち進士の試験を受けの際に、舉人試験の試験官であつた吳翰林に包んだ心附が少かつた爲に、渡りを附けることが出來ずして失敗した。それは畢竟彼が世馴れぬ爲に黨派關係の官僚社會に於ける重要な作用を理解し得なかつたからである。試験官に結ぶことが何故に黨派關係の私用であるかと云ふに、支那の官僚社會に於いては官吏登用試験の試験官は其

の受験者中の合格者に對して擬制的に師弟關係を結ぶと云ふ習慣がある。官僚社會の術語に「同寅」と云ふことがあるが、之れは同じ歳の文官試験合格者を意味するもので、換言すれば同じ試験官即ち共通の師を持つところの同門生の誼を現はした言葉である。此の意味が更に擴張されて同じ長官を戴くところの官吏仲間も、更に進んで同等又は近似の資格を持つた官僚の間にも此の名稱が準用される。前にも述べた通りに、文官試験の試験官となる者は主として翰林院乃至詹事府の官吏で、一般に學問に秀で將來に輝かしい官運を豫想される人々である。従つて斯くの如く有爲な先輩と師弟關係を結んで置くことは後進者に取つて頗る心強いことではなくてはならぬ。然らば擬制的に數多くの受験者達から師匠と仰がる、試験官には如何なる利益が有るか云ふに、黨派關係の中軸と成ると云ふことから生ずる一般的利益の他に、彼は臨時的及び經常的に其の一生涯を通じて門下生達から貢物を受ける特權を持つのである。試験に據らざる獵官に賄賂の伴ふことは申すに及ばず、其の例は前に書いた「地方官僚の生活」の隨處に之れを求め得るであらう。第二の場合即ち官吏がより好き地位を獲得しようとする際にも、金錢又は縁故の力を利用して他に決して其の目的を達することが出来ない。例へば江西省九江の知府が缺員と成つた時に九江知縣が其の臨時代理を運動して省の布政使に二千兩の賄賂を包むことを申出でた。又何布政使の弟なる三荷包は州同知と云ふ官位を持つて居るのだが、之れは州の屬官に過ぎずして營業的利益の乏しいものであるので、彼は山西省の水旱害救済の爲に朝廷が官職を賣出した機會を利用して山東省莒州の知州と云ふ官位を買入れた。然るに莒州の知州ではまだ好ましい役得がないと云ふので、軍機大臣に二千兩の賄賂を包んで膠州と云ふ割の宜い職を授けられた。猶ほ官僚生活者がより宜き地位を得るが爲に如何に多くの資金を要するも

のであるかは、次節に於いて何大人と三荷包との兄弟喧嘩を述べる際に詳しく判明するであらう。第三の場合即ち官吏が何等かの故障に對して其の地位を擁護する爲に、充分の用意を整へなくてはならぬことは、支那の官僚社會の如く陰險な排擠手段の盛んに行はれる所では特に必要なる事柄である。此の場合に於いて最も有力な防禦手段は種々なる黨派關係を利用することにあるが、黨派關係の利用も充分なる賄賂の行使が之れに伴はなければ效力の乏しいことは勿論である。此の機會に今少し立入つて官僚社會に行はれる黨派關係のことを述べて置かう。黨派關係は原則としては血縁團體・地縁團體及び前記の同寅團體として存在する。血縁團體は廣い意味での同族關係であり、此の關係に於いて支那人の授け合ふことは最も強いのであるが、併し範圍が狭いから餘り重要と云ふことが出来ない。次には同郷關係であり、縣及び府から省に及ぶ。同郷關係は大小の都市に於いて所謂會館及び公所として表徴されるのであるが、公所は商工業の同郷及び同業關係の上に立つものであり、會館は單なる同郷的情誼の上に立つものである。従つて公所と云へば必ず商工業者に限られるのであるが、會館は同郷關係の凡ゆる人々を網羅するものである。政治家の會館は官僚社會の先輩が中心勢力を成し、經濟都市の會館は主として商工業者によつて經營される。斯様な次第で會館は必ずしも同郷官僚の團結と限らぬが、政治都市に在つては之れが中心となつて官僚社會に於ける同郷關係の種々なる作用が營まれるのである。同郷出身の官吏登用試験を受けることの世話から、官吏の冤罪を雪ぐに至る迄、其の策源地が主として此等の會館に置かれるのである。官僚社會に於ける同郷關係の勢力が極度に膨脹すると、全國を通じて行政事務の或る部分が殆ど全く或る一省の出身者に壟斷される實例さへ有る。例へば清朝時代に各省の財政官吏が其の半ば以上浙江省出身に占められて居た

如くである。此の因習は勿論民國に引繼がれ、省自治の氣運の盛んになつた今日ですら猶ほ其の根跡を留めて居る省分が在る程である。同郷團體による或る行政事務の壟斷は民國に入つて下火となつたが、其の替りに學閥關係に據る壟斷の現象が一層大規模に現はれた。其の最も著しいものは法曹界に於ける日本留學生出身の獨占的勢力であり、之れに次ぐものは外交界に於ける英米留學生出身者の羽振りである。專制政治以來官僚社會に於ける黨派關係の内容に著しい變化が起つたのであるが、就中致命的の打撃を受けたものは同寅關係であり、之れに次ぐでは同郷關係であらう。但し同郷關係の勢力の衰へたのは省政治に於ける他省人の勢力に止まり、それすら所謂軍閥全盛の今日に於いて南方の諸省を占領して居る北方軍閥の勢力下に同郷關係の官僚が幅を利かして居ることは申す迄もあるまい。科擧の制度が廢止された民國にかけて、同寅關係の没落した後、それから生ずる缺陷を補ふべく發生した有力な黨派關係は、前にも述べた様に學閥である。學閥は同寅團體と同じく超地域的な團體であり、省自治の欲求が盛んになつてもそれが爲に影響するところが少いであらう。従つて將來の支那官僚社會は學閥に立脚する黨派關係が最も多く幅を利かす可能性を持つと云ふべきである。同郷關係の有力であることは申す迄もないが、其の勢力は地域的に局限されることを免れない。

以上は原則的に官僚社會に行はるゝ黨派關係を述べたものであるから、此の他に單なる個人關係即ち師弟であるとか親分子分であるとか、範圍に於いて著しく局限さるゝことを免れぬが、情誼に於いては如何様にも深くなり得る關係がある。此の關係に於いて官吏同志が相互の官僚生活を保證し合ふことも我々の看過し得ない事實である。例へば『官場現形記』の第三卷及び第四卷に記された黃大人對江西代理巡撫の關係の如きである。黃大人

は知府の資格を以て江西省の支應局兼營務處總辦を務め、代理巡撫の厚い信任を得て、『官場現形記』の句調で形容すれば「黃大人は代理巡撫の天子第一號の紅人」である。紅人と云ふのは御氣に入りと云ふ程の意味で、此の人が取次げば巡撫は何事でも嫌と云はない關係を持つ。黃知府は近頃「賑捐」のことで山西巡撫の推選に由り道臺格に昇進することゝ内定して居る。山西省の賑捐と云ふのは多分王郷紳の生活を記した際に出た事實と同じものであらう。之れは黃大人が何人かの紹介で山西巡撫に莫大な義捐金を拂込み、其の交換條件として朝廷への推選を得たものであらう。此の推薦の効果が間もなく實現して彼は知府格から道臺格に昇進した。黃大人が道臺格に昇進すると間もなく、或る日南京で兩江總督の幕僚を勤めて居る親戚から電報が届いた。其の意は、

君が支應局に於いて取扱つた軍隊の被服の件に就き、總督が確かな證據を握つて彈劾の手續を取り、君を州同知に降格しようとして居る。

と云ふのである。脛に傷を持つた黃大人は此の音信を受取つて雷に打たれた様に大きな音を立てつゝ床の上へたばつたと書いてある。周章てふために居る處に代理巡撫から急使が来て、

南京總督からの通知に據れば軍需購買の件に關し貴官に疑ひが掛つたと云ふことである。思ひも寄らなかつたことで誠に氣の毒ではあるが、併し當方から宜い様に取成すから餘り心配しない様に、

との傳言である。黃大人は此の好意を聞いて道臺の威嚴をも打忘れ、使者に向つて巡撫閣下の御親切は眞に重生の父母、再造の爹娘であると云うてほろ／＼涙を零した。次の日の暮方に黃大人は代理巡撫を訪問して、彼の前に平蜘蛛のごとく伺候した。之れに對して代理巡撫は

あの様な電報が来たもの、未だ上奏の手續を経て居ないさうだから、今の中に手を廻したら何とか纏りがつくであらう。それに君の親戚が總督府に居ると云ふことだから、其の人に電報を打つて何故の弾劾であるかを聞き質して見たら宜いだらう

と注意した。然るに黄大人の側では改めて聞き質す迄もなく、其の原因は充分に彼の胸に覺えがある。そこで黄大人は恐ろしく代理巡撫の耳に口を當て、事件の真相を自白に及んだ。代理巡撫は黄大人の自白を聞いて眉を顰めたが、併しそれは支那の官僚社會に於いて有り勝な性質の行爲に過ぎぬので深く咎めない。而して「まあ安心して居るが宜い」と云つて彼を歸した。黄大人は奥さんに此の話をしたところが、妻君も代理巡撫の恩愛に感激して「我々が巡撫様のお蔭で助かつたら何うして御恩報じをしたものでせう」と云つた。感激性の強かるべき女でさへも「助かつたら」と云ふ條件附で報恩を考へるところに、支那人の功利主義が明かに窺はれる様である。此等の噂が漏れると流石に熱鬧を極めた黄大人の門前も急に雀羅を張る程に寂びれて行つた。斯うなつて來ると「官場の勢利は龍虎山の護符よりも一層靈驗がある」と云ふ諺さへ、黄大人には信じられなくなる。龍虎山は舊派遣教の大本山で張天師といふのが後漢時代の開祖たる張陵の子孫として代々こゝに鎮座して居る。門番頭の載升は幕友の一人を捉へて、

私なんぞは最早荷物をからげて事件の決着を待つて居るのだ。思つても御覽なさい。世の中に役人程氣の毒な者はない。昨日は昇進をしたかと思へば今日は脆くも蹴られる。我々の様な下郎稼ぎの身分になると東の家をやめれば西の家に奉公して、何の心置きもなく嫌の作つた飯を喰べて行くことが出来る。然るに役人と

成ると唯一人の皇帝以外に主人はないのだから、此の主人から睨まれたが最後何處にも逃げて行き場がないではありませんか。

と云つた様な怪氣焰を吐くのである。二、三日する中に代理巡撫の處から書面が來た。それに據ると彈劾の上奏を見合せ郭道臺に命じて査辦せしむることに決定した旨の通信が、南京總督から到着したと記されてある。之れが他の國家の官界に於ける出來事であつたら、瀆職事件の査問官が任命されたのだから、被告人に取つては之れから愈々心配になるところであるのに、支那では其の正反對と見られ、黄大人を初めとして周圍の人々は暗雲が全く晴れ渡つた如くに喜び合つた。而して此の突發的事件の爲に沙汰止みとなつて居た黄大人の昇進祝と奥さんの誕生祝とが三日間打續いて盛んに舉行されたのである。併し乍ら斯くの如き矛盾を不思議がる人は未だ支那の官僚社會の營業性に通じないものであつて、『官場現形記』に據れば、黄大人は瀆職事件の査問官なる「郭道臺に向つて一萬兩を提供し、郭道臺は黄大人の爲に何等確實の證據なしと云ふことにして嫌疑を一洗し、一方に南京總督は江西代理巡撫の面子を立て、事件を打切つた」と云ふのである。此の事件に於ける黄大人と代理巡撫との關係を見ても、支那の官僚が其の營業性を發揮する爲に不正の暴露した際に其の商店の命脈を擁護する爲の準備として、種々なる黨派關係を上下左右に結ぶことの必要を充分に推想し得るのである。

四 官僚の營利行爲と家族制度

家族主義を其の組織の根底に持つ支那社會のことであるから、彼等の生活が常に深く家族制度に影響されるこ

とは更めて申す迄もあるまい。殊に官僚生活は支配階級の生活であり、支配階級者は其の面子を保つ爲の必須條件として大きな家族組織を整へることが要求される。今茲に官僚生活と家族制度との關係を總括的に述べるならば、第一に家族内から官僚を出すと其の家族が被支配階級から一躍して支配階級の仲間入りをする。家族の社会的地位の昇進が該家族に對して如何なる物質的利益を與へるか云ふに、日本中古の莊園制度に於ける「不輸不入」と同じ様な事實的特權が官僚家族の所有地の上に設定されるのである。之れは勿論法制上の特權ではないけれども、大官僚の郷里に於ける田園に對しては縣知事が遠慮をして地租を減免する習慣が成立して居る。此の習慣は勿論現在にも行はれる。附近の小地主達が名義上彼等の土地を大官僚に歸屬せしむることによつて此の特權に均霑することも亦日本の莊園時代に行はれた習慣と似通つたものである。官僚制度と家族生活との第二の關係は、家族が其の族内から出た官僚に對して所要の資金を供給し、及び官僚は其の不正収入の大部分を家族に貢納し且つ族人の爲に官吏乃至准官吏の地位を用意する。之迄取扱つた『官場現形記』の部分の中で上記の關係を例證するものは趙溫の祖父が彼の爲に二千兩を出資して中書と云ふ小京官の株を買入れたこと、例の何大人と三荷包との猛烈な兄弟喧嘩に於いて三荷包が家産分配の談判を持ち出したことの二つである。趙溫の場合は地方の大資金なる彼の祖父が家門の名譽を輝かしたいと云ふだけの考へから孫の爲に出資したに過ぎない。嘗ても述べた通りに京官は相當の地位に登つても役徳が少く、日本流に言へば公卿の位倒れと言つた様なものであるから、趙溫及び其の家族の動機に物質的野心の交つて居なかつたことは明かであらう。然るに何大人と三荷包との論争の内容は誠に醜態を極めたもので、家族關係から見た官僚生活の内輪を遺憾なく暴露して居る。茲には其の内容

を詳細に紹介することゝしよう。

何大人を主人公とする江西省布政使衙門の前に一軒の金融業者がある。政治都市の金融業者は官金の取扱ひを委託せられ、其の緣故から官職ブローカーを營むことが例となつて居る。何大人は鹽法道と云ふのが其の本職であり、前記の金融業者は元來鹽法道署の金御用を勤めて居るので、その外交掛なる倪二先生と三荷包とは至つて懇意な間柄である。何大人が布政使の代理を勤めることになると、此の役は一省の内務兼大藏大臣であるから金御用の仕事も一層忙しくなる。殊に省の官吏の任免權が臨時的ではあるが何大人の一手に握られることになる。倪二先生の官職ブローカーとしての内職が三荷包を通じて好都合に運ばれるのである。或日九江縣の知縣から倪二先生の處に電報が届いた。それに據ると九江知府が俄かに缺員となつたので自分に代理を命ずる様に運動して貰ひたいと云ふのである。倪二先生は此事を三荷包に傳へて二千兩の賄賂を申出たので、三荷包は之れを何大人に取次いだ。何大人は臨時知府の役得收入を見積つて少くも一萬兩はあると推斷し、其の半額即ち五千兩でなくては承知出来ないと言つた。此事は前回に述べた通りである。三荷包は倪二先生に會つて兄の話を傳へ色々と押問答のあつた結果、兄は兎に角として三荷包に五百兩のコミッションを仕拂ふと云ふことになり、三荷包は之れに勢を得て兄の處に引返した。そして彼はいきなり

あの口は駄目になつたから別の人によらして下さい、多分は成功しまいと思ふ、と切り出した。何大人は驚いて、

誰が打ち壞したと云ふのか、未だ値段の交渉を始めた許りで先方が二千兩と切り出したのをハイ左様ですか

と應じられるものではない。お前ももう少し身を入れてくれなければ困る。大體お前達三人の兄弟は凡て俺れ一人に寄り掛つて居るものではないか。お前達が妻を貰ふにも官吏の株を買入れるにも何一つとして俺の世話にならなかつたと云ふことがあるか。此の仕事にしたところで決して俺一人の利益を圖ると云ふのでなく畢竟は皆の爲なのだから、お前にしたところで少しは骨を折つてくれても宜からうではないか。それにお前は駄目だと云つて放り出さうとする。一體倪二の店は莫大な官金を取扱つてそれで儲けて居るのだから、今度の事は算盤を忘れたつて宜い筈ぢやないか。

三荷包の兄に對する計略は「駄目だ」と云ふ言葉で鳥渡威かして置いて兄に値下をさせようと云ふ腹であつたのに、兄から倪二の話を持ち出されて皮肉な逆襲を受けた爲に的が脱れて自暴氣味となり、

兄さん。貴方がそんなに云ふなら是非精算して下さい、と叫び出した。

何大人 精算とは何か。

三荷包 家産分配の清算さ。

何大人は嘲笑ひ、

冗談を云ふものではない。お前の兄と弟とお前と都合三人の兄弟は、一人として俺の手で育てられなかつた者はない。それに未だ何の不足があつて精算を要求するか。

三荷包も乗掛つた船で負けては居られない。

親父の亡くなつた時に残した財産が十餘萬兩有つた。其の中から一萬兩餘りを持ち出して兄さんが知縣の實官を買入れた。其後阿母が死んで喪に服して居る内に又もや二萬兩餘を持出し、喪が終ると更に一萬兩餘を使ひ込み、知縣が嫌になつたと云つて又ぞろ二萬兩餘で知府の株を買ひ、三年間も省の釐金局總辦を勤めて世間では金を残したと云ふ専らの評判であつたのに、兄さんは嘘か本當か貧乏で困ると云ひ、八千兩で中央政府への推薦狀を手に入れ、更に三萬兩を注ぎ込んで鹽法道の株を買入れた。之だけの資本は全部我々兄弟の財産の中から出て居るのではないか。それに兄さんは我々の爲に妻を娶つたり官職を買入れてくれたと云ふが、それなら我々の爲に消費した資金は精算の時に引去つたら宜いではないか。何も今更兄さんから恩に着せられることはない筈だ。貴方が費つた家の財産を我々に返してさへ呉れよば、我々には妻を娶つたり官職を買つたりする位な金に不自由する筈はないのだ。

何大人は餘りの忿怒に眞青になり口も利けない。三荷包は益々得意になり、今度は鋒先を一轉して最近に何大人が代理布政使として官職を賣出した以來の収益に對する山分けを主張し出した。

家産の話は之位にして、僕が見さんの爲に取扱つた商賣の方を數へて見ると玉山縣の王夢梅が一萬二千兩、萍鄉縣の周小辦が八千兩、新昌縣の胡子振が六千兩、上饒縣の莫柱英が五千五百兩、吉水縣の陸子齡が五千兩、盧陵縣の黃霽甫が六千四百兩、新畬縣の趙蒼州が四千五百兩、新建縣の王爾梅が三千五百兩、南昌縣の蔣大化が三千兩、鉛山縣の孔慶輅と武陵縣の盧子庭が各二千兩で此の外に未だ千八百兩の口もあつたが記憶しない。兎も角大小合せて二、三十以上に上つて居る。それは總て僕の帳面に記してあるが、一體之れだけ

の利益を誰れが兄さんの爲に盡力したものであるかどうか教へて戴きたい。二割か三割かは當然僕に分けて宜いものを鑑一文でも貰つた覚えはない。最早我慢が出来ないから早速精算をしよう。それが嫌なら南昌縣知事の蔣大化に裁かせませう。蔣大化で駄目なら未だ其の上知府もあれば道臺もある、巡撫もあれば中央政府もある。何處迄も出る處に出る決心だから餘り馬鹿にはして貰ひますまい。

何大人は忿怒を通り越してがっかりした。

俺はもう官吏は止めた。そして零落して貧乏したら皆が一緒だ。俺一人が苦勞をしても弟共は何とも思つてくれない。俺はもう此の世が嫌に成つたから頭を丸めて坊主になる。其方が結局さつぱりして宜ささうだ。三荷包はそれでも未だ追及の手を弛めない。

兄さんは苦勞したと云ふが一體誰の爲の苦勞なんだ。總てが自身の爲ではないか。貴方は僕が兄さんの爲を圖らぬと云ふが、それなら兄は兄らしく遣ひ込んだ家産を吐き出したら宜いではないか。官吏を止めようが坊さんにならうが此方の知つたことではない。

何大人は床の上に横に成つて阿片を吸はうとして居たが、突然起上つて阿片道具を投げ付けた。三荷包は兄が自身に打ち掛つたと早合點してとつ組合となり、妊娠三ヶ月になる何大人の奥さんが飛んで来て引き分けようとしたところを三荷包の爲に下腹を蹴られ、アツと云つて倒れた。彼女は腹に手を當て目を瞑つて額からは大豆程の油汗をたら／＼流しつゝ呻き出した。流石の三荷包も此の光景に驚いて逃げ出した。此の喧嘩を聞き附けて家族や幕友や召使たちが大勢押掛けた中に、『官場現形記』の作者は何大人の官邸に同居して居る親戚の人々を列擧

して大舅太爺・二舅老爺・姑老爺・外孫小爺・本家叔太爺・二老爺・姪少爺と書き立て、居る。第一と第二とは何大人若しくは其の兄弟の妻の父又は兄弟を意味するのであらう。姑老爺は姉妹の夫に當るものであらう。外孫小爺は娘の婿か或ひは其の子供を指したものであらう。本家叔太爺と云ふのは叔父のことであらう。二老爺と云ふのは何大人と三荷包との間の兄弟であらう。姪少爺は三荷包達の甥に當るものであらう。此等の同族又は妻の親戚が官僚の家の中に、多分それ／＼の妻子を伴つて居候生活をして居るのである。『官場現形記』には三荷包が會計掛の主任をして居ることのみで他の親戚達が如何なる職務を持つて居るかを説いてないが、官僚の許に食客をして居る親戚の者は大抵何か公的又は私的の職務を持ち、公私の區別の甚だ明かでない支那の役所では私的職務と云つたところで矢張公的性質を帯び、従つて人民を搾取する甚だ多くの機會を有するのである。即ち人民は官僚自身から其の出資に對する元利——此の場合の利率が法外に高いものであることは申す迄もない——取立といふ意味で激しい搾取を受ける許りでなく、其の食客たる家族の者からもそれ／＼の規模に於いて搾取を受けて居るわけである。それは兎に角として何大人と三荷包の兄弟喧嘩は舅大爺と叔大爺との仲裁で納まるのであるが、其の結果として三荷包の持ち出した條件即ち九江知府代理の株を二千兩で賣ると云ふ條件が承認せられ、従つて三荷包は豫定通り五百兩のコンミッションを贏ち得たわけである。

五 官僚營業の本質及び將來

以上に述べ来たつたところで支那の官僚生活の特色たる營業性が大體に於いて説明されたと思ふのであるが、

元來營業と云ふことは經濟上の一觀念であるのだから、此の觀念が政治又は行政上の機關たる官僚の生活中に織込まれると其の原形に多少の變化を受けざるを得ない、そこで茲には一般企業界に於ける營業と官僚界に於ける營業との間に果して如何なる差別があるかを吟味して見よう。先づ第一に企業界の營業にも官僚社會の營業にも資金を要することに於いて變りはないのだが、資金の作用に至つては著しい相違が認めらるゝ。即ち一般企業にあつては資金は其儘に彼等の營業を維持する原動力であり、それが消滅すると同時に營業も消滅するのを原則とするものであるが、官僚社會に在つてはそれと反對に、一定の資金を消費することによつて初めて官僚の地位が獲得せられ或ひは昇進し或ひは維持せらるゝのである。之れは後者が純消費的な性質を持つて居ると云ふ點から必然に起る現象である。官僚生活なる營業の爲に必要な資金が専ら消費に依りてのみ其の效力を發揮するものであると云ふ事實から、官僚達は新たな資金を蓄積する爲に其の營業的收入を急ぎ、従つて手段を擇まぬと云ふことになる。『官場現形記』の序文に「一般人の間に行はれる道德が官僚社會に行はれない」と云ふ意味のことが書いてあるが、支那の官僚の斯くの如くに墮落した原因の一つは確かに此點、即ち彼等の資本が純消費的性質を帯びて居ると云ふことに歸すると思ふ。

第二の相違は、一般企業の營利行爲は相互利益の原則の上に相務的契約の方法によつて行はるゝに反し、官僚社會の營利行爲は多くの場合に於いて一方の利益の爲に他方を壓迫し且つ搾取することによつて行はれる。尤も官僚同志の間では營利行爲が双務的の原則に支配されるのであるが、官僚以外の他の階級に對する場合には彼等の營利行爲は主として片務的である。『官場現形記』の序文に「官は士農工商の利益のみあつて士農工商の勞苦がな

い」と述べた意味の一半は多分茲にあると思ふ。官僚は其の營利行爲に於いて被害者たる人民に責任を負ふと云ふことがない。法制上、上級官吏又は朝廷に對して責任を負ふことになつては居るが、併し或る程度迄は官僚の營業と云ふことが久しい間の習慣として默認されて居るのだから、其の程度に於いて彼等の不正なる行爲乃至收入は上司に對する責任を解除されて居ると云ふことが出来る。斯様なわけで官僚の營利行爲には一般企業と異なり事實上絕對無責任の範圍が非常に廣いことであるから、従つて彼等は一般人よりも低い道德標準を維持しつゝ、無事に生活して行けるわけである。『官場現形記』の序文に「一般人の間に行はれる道德が官僚社會には行はれない」と斷定した他の一つの理由は恐らく茲に存するのであらう。第三の相違は一般企業に較べて官僚なる商賣の營業費が非常に高くつくことである。其の原因は先づ第一に上官や權勢を有する人々に對して附け届を怠ることが出来ない。次には所謂面子を保持する爲に、親への孝行と云ふ理由のもとに家屋を新築したり田地を買つたりすることが必要であり、同族又は同郷者を世話することが必要であり、名士や學者を優遇したり慈善事業に關係したりすることさへ官僚生活中の必要事項とされて居る。此等の所謂必要事項を怠れば彼等は其の面子を認められなくなる許りでなく、其の地位さへも安んじて保つて行くことが出来ない。然るに一方に於いて彼等の俸給は極めて少く、能くは記憶せぬが普通二千兩の年額を幕友に支拂ふと云はれる知縣の正規收入が年に千兩内外に過ぎない。之れで如何にして彼等は其の豪華な生活を維持し、殊に知縣を三年勤めれば三代食へると云はれる程の蓄財をなし得るかと云ふに、それは更めて申す迄もなく總ての人民の犠牲から生ずる不正收入に由るのである。彼等は賣るべき商品なく又生産用具をも有せずして營利行爲を營み、而も殆ど全く損失の危険なしに莫大な財産を

作り上げるのであるが、斯くの如き有利な營業は前にも述べた様に全くその片務的な性質に基くものである。然らば何故に斯くの如き片務的營利行爲が存立し得るかといふに、それは全く官僚階級の政治的及び社會的優越權の保障によるのである。

こゝ迄述べ來つた私は『今古奇談』と名附くる有名な短篇小説集に記された一つの物語を思ひ出した。漢口の大商人が北京に來て廣西省柳州の知府と云ふ官職を買入れた。彼の旅行中に湖北省に兵亂が起つて此の新官僚が故郷に歸り着いた時には漢口の市街が野原となり、さしも大きな彼の商賣も其の壯麗な住宅と共に煙と消えて居た。家族の行方も知れず漸くのこと母親を捜し出し、船を雇つて赴任すべく洞庭湖に指し懸つた。不幸なる新官僚は暴風に襲はれて母と共に任官の勅書を失ひ、命からがら最寄りの知縣衙門に援を求めた。知縣から勅書の一覽を要求されても之れに應ずることが出來ず、學問も官歴も持たぬ身の悲しさは遂に知縣から突き放されて船頭に迄成り下る。船頭生活も馴れて見れば至つて氣樂なので、彼は昔の榮華を回顧して次の如き悟りを開いた。

富は儚ないものである。官職さへも夢に過ぎない。人間が最後に頼み得るものは持つて生れた五體以外に何物もない。

之れは道教流の隱遁思想を描いて榮華を追ふ人を戒めたものであらうが、併し官僚生活を一般の商賣と同じ様な營利的意味に取扱ひ、且つ營利行爲の目的物として農村より遙かに有利と信じられて居る商業と官僚とを比較し、商業生活より官僚生活の方が更に一層有利にして且つ安全であることを認めて居る點が、我々支那の官僚生活を研究する者に取つて面白い點であると思ふ。而も天下の營利行爲の中で最も有利にして安全なる官僚生活で

すら不意に起る不幸を救ふことが出來ず、結局は裸一貫に還つて勞働生活に入ることが氣樂で宜いと結論したのには至極尤もなことと思ふ。何となれば支那の官僚生活は其の條件が餘りに好過ぎる爲に競争者が多く、久しく官僚生活を續けて居ると知らず知らずの間に天賦の性情を損傷される許りでなく、油斷をすると何時彈劾を受けて免職となり牢屋に繋がれ甚だしきは流刑死刑に處せらるゝか分らない。それよりも今少しく自由な天地に氣樂な生活を送つた方が結局幸福だと云ふことになるのであらう。

終りにのぞんで今一つ考へて見たいことは、今日までの様な官僚の營業性が尙ほ當分持續されるものであらうかといふことである。此の疑問を解決するためには前に述べた官僚營業の本質に就いて先づ檢査するが便利である。官僚の營業行爲が一般企業のと著しく相違した原則の上に行はれるものであること、斯かる變態的營利行爲の二千年を通じて無事に支那の社會に持續されて來た理由が、全く官僚の階級性に基因するその社會的及び政治的權力に由るものであることは曾て略説した通りである。即ち官僚の階級的權力が崩壞すれば、彼等に特殊な營業行爲も亦従つて不可能とならざるを得ない。斯く考へ來るときは、官僚の營業性が今後維持せられるか否かの問題は繫つて官僚の階級性が今後維持せられるか否かにあるといふべきであらう。支那の官僚が他民族乃至國家のビュロクラシーと異つて、單なる部分社會たるに止まらず進んで一つの社會階級を構成し、殊にそれが全體社會を支配する地位を占め得た理由は勿論多いのであるが、就中最も重要なことは

一、歴代の王朝が殆んどすべて征服國家或ひはそれに準ずる性質を帯びて居たこと

二、門閥的貴族の滅亡した宋以後の諸國家に在つては、朝廷が國家統治の必要を充すために科擧及び學校の方法

に依りて盛んに官僚貴族を造り出した。支那の近世史に於いて國家の政治及び行政を一手に取りしきつたものは此の新興貴族である。即ち彼等は朝廷から分與された權威に依據して強大なる支配階級を構成するに至つたものである。

三、従つて屢々説明した様な理由から、官僚なる身分は自然に世襲的性質を帯び、且つ富は權勢の所在に向つて集中する、傾向を持つところから一國の資本が生産者の手に集まるよりも遙かに大なる規模に於いて官僚家族の金庫に納まつたのである。

以上を別言すれば、近世史上に於ける官僚の權威は本來朝廷から分與されたものであるから、專制政治が終を告げて新たな朝廷又は之れに代るべき超社會的權力の出現せぬ限り、官僚なる社會階級は其の根底から枯死する外ない運命に置かれて居ると推斷し得る。官僚の權威を發生的に見た場合は其の通りであるが、併し官僚がたび朝廷の權威を身に帯びた上は其の權威は官僚・官僚家族乃至官僚階級の固有するものであるといふ錯覺が起り易い。但し錯覺はどこまでも錯覺であつて、其の原因が消滅すれば結果も自然に消滅するに相違ないのであるが、官僚の權勢に向つて集積された資本だけは錯覺にあらずして現實の事實なのであるから、官僚階級の政治的特權は消滅しても經濟的優越は儼然として殘存するわけである。而して官僚家族の經濟的優越といふ事實が、彼等の政治的特權の生命を長引かしむるものであることも亦容易に想像されるところである。併し茲に大に注意すべき點は、彼等の享有する政治的特權が其の源泉たる專制政治消滅の日を離るゝこと遠きに從つて加速度的に衰弱して行くといふ事實である。之れは第一に事實の變化に起因し、第二に社會の錯覺の衰ふるに起因するのである。

が、事實の變化といふうちには現任官僚の社會と所謂官僚階級に屬する家族群との間に重大なる利害衝突が起つたといふことも含むのである。之れは廣東・福建及び四川を初めとして濃淡の差こそあれ全國に亘つて現に發生して居るところの事實である。約言すれば今日の官僚勢力を代表する地方軍閥と地主及び資本家即ち私の所謂中産階級を代表する官僚家族群との闘争が其の著例である。

專制時代の官僚群は朝廷から分與される權威を其の優越の根據としたものであるが、民國以後の官僚群は主として自身の持つ武力を恃み、之れに依つて社會の認識上の錯覺を理由づけようとして居る。此の狀態は門閥貴族滅亡前に於ける唐末、五代の藩鎮割據の形勢と似通つたものである。かゝる時代即ち亂世に於ける官僚の營利行爲は前にも述べた様に、文官の傳統的搾取に加ふるに武官のそれに數倍乃至數十倍する搾取によつて行はるゝものである。其の直後の結果は不換紙幣の濫發、惡質貨幣の鑄造、無際限なる増税、内外債の増加、御用金融業者の詐偽的行爲、阿片強制栽培等となりて現はれるばかりでなく、更に間接の結果として將校・兵卒及び土匪・無賴漢の横行掠奪、投機の流行、破産の頻出等の現象を誘發せしめる。單に官僚の營利行爲といふ點のみに就いて考へるならば、治世より寧ろ亂世の方が商賣の繁昌する機會が遙かに多いのであるが、併し亂世は讀んで字の如く社會變態であつて其の本質上永續的性質を帯びた狀態ではない。殊に現在の支那に就いて見るときは、中産階級の著しい覺醒があり同時に支那の治安と重大關係を持つ通商列國の環視中にあることでもあるのだから、餘り永く亂世の打續くことは或ひは支那の國運を危殆に導く所以であるかも知れない。それは別問題としても亂世は早晚治世に還らざるを得ない。亂世の間は官僚の營業も榮えるであらうが、治世に還つた場合にそれは果して

如何なる運命に遭逢するであらうか。正確且つ詳細な判断は支那改造が如何なる経路を辿つて行はるか、かの明かならざる限り不可能であるが、大體に於いては民衆の政治的勢力が大に伸びる必然の結果として前に記述した様な變態的營利行爲が官僚に限つて認容せらるゝといふことは想像されなくなる。換言すれば官僚群の特権は消滅し、社會の富が主として彼等の手に集積せられるといふ専制政治に特有な經濟現象は阻止せられるであらう。而して富が今度は中産階級に偏倚するところから、所謂資本主義の弊害が支那にも發生し、政治的には先づ日本の現状の様なことになり、進んでアメリカの様な状態に陥らないとも限らない。弊害が如何にあらうとも支那に遠からずブルジョア支配の時代が出現することは明白な事實である。それと同時に今日までの様な意味に於ける官僚商賣の終熄することも略々我々の豫想し得るところである。官僚商賣が不合理且つ害毒の多いものであることは前に述べた通りであるが、それと資本主義の弊害とを比較して果して孰れが悪いかといふことは今私の關知し得ざるところである。

(大正十四年四月『支那研究』第一卷第五號)

第六章 支那家族制度の動態的考察

第一節 支那家族制度の破綻

(1)

家族制度とは民族又は國家の社會構成と其の機能とを維持する目的を以て人爲的に組立てられたる家族生活の規範である。それは家族生活の後に發生して其の内容に干渉する。而して家族制度の家族生活に對する干渉は法律的及び社會的強制的形式に於いて行はれる。

法律がそれ／＼の時代に於ける支配階級の文化的及び經濟的要求に副うて制定せられるものであることは申すに及ばず、社會的規範も亦直接に同じ目的の下に自然的又は人爲的に形成せられる。支配階級の生活要求は被支配階級のそれと同一でない。殊に前者は同時に經濟的優越者であり、其の優越を誇示する慾望が強い爲に、彼等の階級的利己心を土臺として發生した家族制度は、多くの點で被支配階級の生活要求と背馳する内容を持つ。然るに此の制度は法律の掩護の上に立つばかりでなく、支配階級の社會的權威が其の組立てた制度に影射して、此の二つの方面——法律的及び社會的——から被支配階級の服従を強制する。服従の習慣が一度民衆の社會生活の

上に根を下した上では、此の規範に背いて行動することが彼等の名譽を傷つける所以となる。茲に於いて與へられたる家族制度は獨り支配階級又は此の制度に従ふことに經濟上何等の苦痛を感じず、寧ろ之れあるが爲に彼等の富を誇示する機會を與へられることを喜ぶところの有産者ばかりでなく、多少とも物質的の苦痛を感じる無産者さへも之れに従ふことを當然と考へる様になる。但しそこには無理が潜み、無意識的ではあるが何かの隙を求めて與へられたる鑄型から逃れようとする。支那の現行家族制度は宋代に起つて其後一千年間に漸次普及されたものであるが、其の傳統は遠く周代まで溯ることが出来る。支那の歴史に曙光のさし初めた殷末には既に氏族制度が凋落し封建制が之れに代りつゝあつた。封建制は周初に完成したのであるが、家族制度の成熟も亦之れと略々其の時代を同じくしたものの様である。周初の家族制度を考へる爲の直接資料は缺けてゐるが、周末に出来た諸文献に依れば、第一に「宗」が尊重せられ、それと同時に「家」なる觀念が重大視された。家を齊へ身を修めることが國を治め天下を平らかにする基であると考へられたのであるが、茲に所謂家とは士なる政治的社會的特殊地位を有する家族を意味し、身とは其の家長を意味する。周禮及び禮記を見ると血統即ち所謂宗に關する規定は極めて嚴格且つ煩瑣である。宗には大宗と小宗とがあり、大宗は永久の存在とせられ、四世代を以て限とする。小宗を率ゐつゝ一定の身分を保持する。即ち封建時代にあつては血統が家及び身分と不可分の結附いて、此の三位一體の存在が政權に依つて保證されたものである。此の時代には士なる支配階級を除いて自由民なく、従つて前記の如き家族制度が士の專有であつたことは改めて申す迄もあるまい。封建制度は周と共に亡び、秦から五代迄の約一千年間は貴族支配の時代と云はれるが、此の時代には被支配階級の組織が稍々複雑となつて居る。

即ち自由民及び奴隸である。自由民は商人・自作農及び手工業者であつたが、其の數が目立つて増加したのは唐の中世以後のことであつた。半自由民は貴族の莊園に働く農民を主とし、其外に家奴及び各種勞働者の一部分があつた。奴隸は家奴及び各種勞働者の大部分と被征服民族及び特殊職業に従事するものを含んだ。

此の三種の被支配階級の中で大多數を占むるものは申す迄もなく半自由民であり、支配階級の家族制度を模倣したものが少數なる自由民に止まつたことも亦多言を要せぬ。唐宋五代の戰亂から起つた社會的大動搖が貴族支配を顛覆せしめ、其後を受けた宋朝の建國者は、謂はゞ支配階級のない社會を統治せねばならぬ状態に置かれたのである。此の空隙を充したものは科擧即ち一種の文官登庸制度に依つてつくられた官僚群であり、官僚群は時の経過に伴つて自然に自らを支配階級たらしむるに至つた一種の貴族ではあるが、併し世襲的身分を保持すると云ふわけがなく、形式的には各人が科擧に合格することに依つて、皇帝から特殊の身分を附與せられるに過ぎない。それが階級性を得るに至つたのは家族制度の自働的作用に基づくものである。貴族の没落につれて其の莊園から解放された半自由民なる多數の農民が自由を獲得したばかりでなく、唐代を通じて發達しつゝあつた國民經濟組織が宋に入つて益々充實したと同時に、製紙及び印刷術の發達普及から學問の民衆化と云ふことが長足の進歩を見た。被支配階級側に於ける此の急激なる社會的經濟的文化的發展は、爲政者が其の政治的便宜から企圖した宗法的家族制度民衆化の推行に極めて好都合のものであつた。宋代の學者は宗祧の古法が廢れたと云つて嘆いて居るが、其實封建及び貴族時代には宗が必然之れを保有する人又は家の政治的乃至社會的身分を決定するものであつたに反し、解放的なる官僚階級支配の時代に入りては宗の階級的性質が殆んど全く失はれ、其の結果

宗又は家と身分との關係は斷絶した。前の時代には世襲的身分又は階級の觀念に重心を置いて居た家族制度が、新しい時代に入つては斯くの如き客觀的要素を失ひ、従つて何か之れに代るべき基礎を得て其の社會的地位又は勢力を維持する必要に達したのである。かゝる變化の當然の歸結として、所謂宗法の傳統的精神に動搖を生じ、形式的には兎に角實質的には以前と反對に宗よりも家の方が家族制度の重心たるに至つた。従つて若し爲政者の側で放任的態度を取つたならば、支那の家族制度は疾くに大きな衰微を遂げ、經濟的要求のまゝに他の開明民族と同じ歩調を辿つて、夫婦關係を中心とする小家族制度となつたかも知れぬのであるが、かくては第一に爲政者の要求に副はない。何となれば爲政者は傳統的なる家族及び後に説明するところの宗族制度を民間に普及し、且つ之れを維持することに依つて、地方の治安を自働的に保たせようとする期待したからである。第二に支配階級の文化的要求及び彼等の優越誇示の要求に副はない。支配階級は即ち官僚階級であり、官僚たる資格は科擧を通過することに依つて朝廷から附與されるものであるから、彼等の間に文化維持者乃至獨占者たる誇りの生ずるのは蓋し當然である。而して支那の文化は所謂禮教であり、家族制度は禮教中の精華であると信ぜられて居る。従つて彼等は其の郷里に於ける社會的勢力を利用しつゝ、村民に對して家族制度の行はれ居るか否かを監視する。村民の生活に於いて其の傳統的指導者たる所謂郷紳から禮教上の非難を蒙ることは堪へ難い不名譽である。次に專制國家の支配階級は政治的手段に依つて富を集積するものであり、従つて郷紳は同時に富者である。支那の家族制度を維持する爲には相當の資財を要し、之れを華美な形で表現する爲には特にさうである。即ち彼等は之れに依つて其の富と勢とを充分に社會に向つて誇示し得る。第三には被支配階級中の有産者が其の生活の安定を希ふ爲

に、家族及び宗族制度の維持を要求する。家族の問題は自明のものとして説明を省き、茲には専ら支那家族制度の特徴なる宗族制度に就いて簡單な考察を試みることにする。家族制度も亦封建及び貴族時代から傳承した古い制度の一つである。支那では何れの時代を問はず血族の同居が獎勵せられ、五世同堂と云ふことは父母の在世中に於ける直系卑屬の同居を強制して居る。斯様に各家族の抱擁力のなるべく大なることを希望するばかりでなく、各家族は又血統關係に沿うて宗族なるより大きい團體に結合する。之れは前に述べた封建時代の宗祧制度の傳承で、貴族時代から今日まで脈を引いたものである。支那人の團結心は有名なものだが、それだけに彼等の郷村生活に於いて宗族なる團結に依頼する心持は深いのである。尤も宗族間に行はるゝ相互扶助は今日では最早無産者に取つてあまり有難いものでなく、有産者にしても平素之れから受ける物質的利益は數ふるに足らぬものではあるが、而も各種の脅威多き郷村生活には缺くべからざる團結として執着せられる。即ち宗族團結は共同祖先の觀念に基礎づけられ、それと同時に宋以來形式的な存在となつて著しく色の褪せた宗法に稍々活潑なる生氣を吹き込むことを得たのである。

(11)

以上は支那民族の持つ特殊な家族制度の態様に關する概説であるが、斯くの如き制度に對して利害又は感情の衝突から之れを呪詛するものがあるかどうか。若しあるとすればそれは何ものであり、且つ如何にして其の呪詛を表現しつゝあるかを觀察するのが本文の目的である。前にも書いた様に支那の家族制度は宗及び家なる二要素

から成立つ。家は申す迄もなく、主として具象的な存在であるが、宗は之れに反し主として抽象的な存在である。祖先崇拜なる半宗教的情操が其の血筋を引いた一團の人々を統合する作用の上に宗の心理的根拠がある。然るに凡ゆる社會制度乃至組織はそれに適應する物質的根拠を有たない限り其の効果薄く、其の運命も亦短からざるを得ない。宋以後に就いて云へば宗なる抽象的存在に、唯一の物質的根拠を有たない限り其の効果薄く、其の運命も亦短からざるを得ない。宋以後に就いていへば宗なる抽象的存在に、唯一の物質的基礎を與へるものは宗族組織である。

宗族とは共通の祖先を有する家族の集團であつて、それ自体に有機的な機能をも備ふるところの團體である。

Y. K. Laong なる一支那人の *The Internal Working of a Chinese village* 中の説明を借れば「一宗族の成員は數百數千に達し、彼等は共通せる一つの祖廟を有して其の遠き先祖を祭る外、更に各家族は別に分派たる低次先祖の廟を有する。宗族中には富めるもの貧しきもの等各様の家族があるが、慣習として富者は相依つて宗族中の貧困者を救済する。又全宗族は共同の財産を有し、其の収入で先祖の祭事や墓地修理の費用を支辨する。…宗族は一つの巨大な家族である故、各員は祖廟に對し同等の權利と義務を有することも當然である。義務とは宗族の慣習並びに徳義を嚴重に遵奉すること、總ての儀式に加はること、一朝外部より同宗族中の或者の權利が侵害された場合之れを援助すること、宗族の長老に敬意を表すること、道徳上の過失なくして眞に困窮せる同族に金錢其他の援助をなすこと、宗族結社の安危に關する場合身を挺して之れに當ること等である。同族各員の行爲を調整する爲の徳目は、之れを犯せる際の制裁と共に祖廟内に掲示され、此等の行爲の規定や各種の義務は長老

會議に依り勵行せられる。又各員は其の義務に相當せる權利を有する。然れども人員の増加、同族の膨脹は各員をして祖廟から恰も自分の家になす様に同等の利益を要求することを許さなくなる。其處で此の祖廟財産から上る収益を公平に分配する方法が必要となる。此の方法に依ると、同宗族の各男子は年齢の如何に拘らず同等の分前を附與される。寡婦も亦之れに加はる。又五十九歳以上の老齡者は二倍の分前を與へられる。之れは一種の養老年金としてある。此の説明は大體に於いて妥當と云へるが、併し現行の宗族制度は既に一千年の歴史を持つものであるばかりでなく、本來支配階級から漸次に被支配階級に向つて傳播したものであるから、時代に依り階級に依つて種々なる變化のあつたことは申す迄もあるまい。それで一通り此の制度の歴史を明かにする必要がある。記述を簡明ならしめる爲に私は宋明清の各時代に、特に民衆に向つて此の制度を理解し又は實行せしめる目的を以て書かれた文獻中の代表的なもの數種を選び、其の内容を點検することにしよう。即ち宋代又はそれと推定せられるものゝ中から『太上感應編』及び『太微功過格』、明代の文獻中から『陰文』及び『文昌功過格』、清代では『聖諭廣訓』を選ぶこととした。此の選擇は各文獻の民衆に對して持つた權威及び普及力から見て大過なきものだと信ずる。宋代は草創時代に屬し、従つて『太上感應編』の出來たと傳説される神宗(一〇六八—七八年)の時代にすら、宗族制度が未だ民衆に取つて全く耳新しいものであつたことは想像するに難くない。感應編が民衆に向つて要求した二百に近い徳目の中、宗族に關するものは唯僅かに(一)宗親を攻訐すること、(二)先靈を輕慢すること、(三)親に背き疎に向ふことの三箇條に對する禁制を發見し得るに過ぎない。因みに親とは兩親に限らず、廣く血統的關聯ある親族を包括するもの、即ち宗親と同意義である。『太微功過格』には家族道徳に就い

て詳細明確に規定するところあるに拘らず、宗族に關しては一言も説き及んで居ない。明代には家憲を作つたり、系圖を修めたりすることが流行の極に達して宗族に關する規定が煩瑣に陥り、一部には之れに對する反動が起つた程であり、従つて民間にも此の觀念が著しく普及した。此の時代に於ける通俗道德の經典なる『陰文』及び『文昌功過格』も亦此の社會的傾向を反映させる様な内容をもつことになつた。即ち前者にあつては簡単な法構の中にも「急を濟ふこと涸轍の魚を濟ふが如く、危きを救ふこと密羅の雀を救ふごとくせよ。孤を矜み寡を恤み、老を敬ひ貧しきを憐み家富めば親戚を提携せよ」とある。急を濟ひ危きを救ふ云々の文句は、茲では専ら宗族關係に限られたものゝ様である。明末に出來たと思はれる『文昌功過格』は特に宗族に關して獨立した項目を立て、左の如く分解列擧して居る。

宗親功格

- 一、尊長を敬ひ同輩に睦むこと 一日につき一功
- 二、貴賤を平等に取扱ふこと 一日につき一功
- 三、貧乏なる宗親の借財の要求に對して吝かならざること 百錢につき一功
- 四、貧乏なる宗親に周給すること 百錢につき一功
- 五、一つの族譜を修めること 十功
- 六、親に結び賢を擇んで勢利を計らざること 三十功
- 七、嫁娶喪葬を代辨すること 一件につき三十功

- 八、孤兒を教へて之れを成立せしむること 一人につき五十功
- 九、宗祠を建て、歲時に宗族を團聚させること 五十功
- 十、義田を立て、頼りなき族人を養活すること 一人につき五十功
- 十一、急難に遇ひて心を盡し力を出すこと 五十功
- 十二、本族の絶嗣した場合歲時の奉祀を行ふこと 五十功
- 十三、老幼殘疾を收養すること 百功
- 十四、本族の絶支した場合に嗣を立て、産を利せざること 百功
- 十五、優秀なる子弟が貧しくして學び能はざるを扶持すること 百功
- 十六、祭田を置いて通族に惠を受けしむること 百金につき千功

宗親過格

- 一、本族の絶支した場合に産を利して嗣を立てざること 百過
- 二、貧弱を嫌つて改嫁毀婚すること 百過
- 三、流落せる族人を救ひ得るに救はざること 五十過
- 四、宗親に難ある場合回避して救はざること 五十過
- 五、本族に薄くし及び同宗を妄認すること 五十過
- 六、貧病にして依るところ無きものに對し、顧み得るに顧みざること 五十過

- 七、一切の凶悪事を唆助すること 五十過
- 八、婚嫁に際して惟勢利のみを計ること 三十過
- 九、富と勢とに依つて貧賤なる宗親に傲ること 三十過
- 十、貧乏なる宗親が借を求むるに應ぜざること 十過
- 十一、尊長に牴觸すること 一件につき百過
- 十二、怨を藏して忘れざること 一件につき十過
- 十三、惡を見て忠告せざること 一過
- 十四、尊卑の次序に乖くこと 一件につき一過

右の中で尊長とは血統關係の上位にあるもの及び年齢の高きものを意味する。同輩とは血統上同地位にあるものを意味する。貴賤は此の場合には専ら社會階級上の區別を意味する。義田它とは富裕なる族人が救濟其他の目的を以て宗祠に寄付するところの不動産である。此の場合には該宗祠が包括する範圍内の宗族團體の共有財産となり、それから上る地代及び家賃収入を以て族人の救濟其他の費用に充てるのである。本族とは大宗即ち日本流に云へば本家である。同宗を妄認するとは異姓又は同姓不宗の者を養子とする場合などに同宗と偽ることを意味する。功過格は人の行爲の道德價值をプラス又はマイナスの數字に依つて表現するものであるが、此の數字は一體何を意味するかと云ふと、一面には社會が一般的に承認する道德價值であるが、他面には此の數字が宇宙の主宰者なる玉皇大帝に報告されて各人の現世及び來世に於ける運命決定の標準とされるといふ信仰が行はれて居る。

即ち功過格なるものは支那民族に普遍的に流れて居る道教信仰に立脚し、各人の宗教的功利心に訴へて道德を維持しようとするものである。聖諭廣訓は清の雍正帝が彼の父なる康熙帝の立てた所謂聖諭十六條を敷衍したものである。宗族に關するものは其の第二條「宗族に篤うして雍睦を昭かにす」と云ふにあり、廣訓の口語解に依つて清朝の主權者が宗族制度に何を期待して居たかを窺ふに、曰く人には總て祖宗がある。祖宗から分れて九族となる。九族とは何であるか。自身を中心として上は高祖に至る迄四代、下は元孫に至る迄四代、併せて九代であり、此の九代の間には祖宗から枝を分けたものが即ち我が族人である。此等の族人はそれ／＼の家を營み血筋の關係には遠近があるが、併し祖宗の子孫たることに於いては同一である故に、祖宗を敬ふものは皆族人を愛しなくてはならない。：：古人は萬民を教化する爲に孝友睦婣任恤の六事を説いた。即ち先づ孝を説き、次に友を説き、更に睦を説いて居る。族人たるものは一つの祖宗から流れ出たものであるから、宗族が和睦に缺くるところあれば、其儘に不孝不友となる。然るに孝友の徳は守り得ても、宗族の和睦を維持し得ないものが多い様である。それは果して何故であるか。或者は金持であり乍らそれを惜んで族人を助けることを肯んじない。又或者は貧乏な爲に族人に借金を申込み、斷られると相手を怨む。又或者は自身の勢力を恃みとして族人を威嚇し凌侮する。又或者は自身の貧賤なところから、族人の出世に對してひがみを起す。又或者は金錢問題や我儘な考へから、族人に對して冷酷な振舞をする。又或者は女子供の言葉に動かされたり、他人の煽動を受けたりして平地に波瀾を起す。斯くの如くにして宗族内部の平和が亂れ、互ひに相手の缺點を發き合つて爭論の絶間なく、相互の感情は日一日と冷却して、甚しきは敵同志となつて裁判沙汰を起すに至る。汝等にしても若し族人間の平和を望むならば、

唯祖宗の意志に従つて害意を捨つべきである。父兄たるものは只管に子弟を愛して子弟の従順なりや否やに頓着せず、子弟たるものは唯父兄を尊敬して父兄の慈愛なると然らざるとに頓着せず、一意に各々其の道を盡すべきである。各家族は大小貴賤のあるが儘に満足し、吉凶共に力を併せて助け合ふことゝしたい。財力の豊富な家族は義祠を立て、後繼者なき族人を祀り、私塾を開いて貧しい子弟の爲に讀書の便宜を得せしめ、義田を設定して宗族中の生活難に陥つた家族に衣食を與へ、族譜を修めて疎遠なる族人との聯絡を計ることが望ましい。宗族制度が行渡つて其の内部が平和に且つ繁榮すれば地方の治安及び經濟状態は自然に良好となる。支那民族を構成する血族的單位は家族であり、地域的單位は部落である。而して部落は或ひは一個乃至數個の宗族團體によつて構成せられ、或ひは其の反對に數個の部落が一個の宗族團體を構成する場合もある。其の何れに論なく部落の自治は宗族團體の基礎の下に行はれるものであるから、宗族内部の和睦は地方治安の根本的條件であると云ふことが出来る。雍正帝が口を極めて宗族の和睦を主張したのは、主として彼の政治的見地から出たものと見て差支へあるまい。彼は更に進んで族人間の和睦が法律に依つて強制せられることを説き、大清律を引用して其の制裁の嚴厲なることを明かにした。

(III)

宗族制度及びその要求する道德律が道教信仰及び法律の保證上になつたことは前述の如くであるが、それが更に社會的制裁といふ第三重の保證をも有するものであることは改めて申す迄もあるまい。支配階級から千年近い

以前に與へられた宗教制は、此の三重の保證を得て漸次に社會の下層に浸透し、彼等の生活を支配するに至つたのであるが、此の制度と雖も時代及び階級の異なるに従つて其の威力に種々なる程度の消長あることを免れない。宗族制度の一つの特色は族人の經濟生活に對して或る程度の保證を與へると云ふことである。此の機能が満足に働く限りに於いて族人中の無産者は此の制度を謳歌するに相違ない。而して土地に餘裕のあつた時代即ち乾隆の初年頃迄は宗族制度が此種の機能を發揮することに依りて相當大きい包容力を示したであらうが、康熙から乾隆に亘る引續いた平和及び經濟の發達に伴つて、人口の急激なる増加が行はれた。支那本部の肥沃にして交通便利な地方は乾隆の末年頃から一般に人口の過剰に苦む様になつた。人口の増加に依つて農村に所謂收入遞減の法則が行はれ出すと、宗族制度の族人を包容する力はそれと正比例して減退せざるを得ない。

過剰せる人々の社會經濟的作用は、宗族制度の期待するところと正反對に働く。即ち宗族制度は乾隆の末年から下り坂に入つたものと認めざるを得ない。此の下り坂に當つて第一に壓迫を感じるものが無産者であることは云ふに及ばない。曾ては無産者の憑依であつたと思はれる宗族制度も、今日では寧ろ彼等を苦めるところの桎梏に過ぎない。民國八年の初夏に起つて引續き今日に及ぶところの所謂解放運動の中から「宗法社會」に對する呪の聲が盛んに放たれるのであるが、之れを叫ぶものは學生・婦人及び勞働者である。學生即ち青年は家族及び宗族組織内に於ける卑幼者であり、尊長者から被る壓迫に對して反抗の叫びを擧げるのは個人思想に醒めた彼等として當然のことである。徹底的に尊長權から解放される爲には、其の理論的事實的根據なる所謂宗法を顛覆せねばならない。但し學生は多く中産以上の家に屬するところから、彼等が後日其の郷里で郷紳の仲間入りをする

場合は勿論、都市で生活の機会を求める場合でも、其の宗族乃至郷黨關係を辿ることが普通である。かゝる生活に入込んで學生達が時の経過につれて家族制度呪咀の感情を失ふに至るは當然であらう。女性の家族生活に於ける境遇は最も悲惨なものである。北京大學文學部で採集した民謡の中から、娘の家族内部に於ける地位の低卑をうたつたもの二首を擧ぐれば左の如くである。

一、男子去書房、女子去厨房、男子食鷄臂、女子食猪屎。——廣東省東莞縣

二、青石頭、鸚噹、我豈賣我不商量。賣約銀錢還了賬、不與小奴做賠裝。——陝西省

(一)は男の子が鶏のさしみを食ふ時に女の子は豚の糞を食はされると云つて、男女の待遇の著しい相違を訴へたものである。(二)は父親が其の借財を支拂ふ爲に娘を賣ることを歌つたもので、娘又は妻を財産の一種と觀念する風習は後に婚姻習慣を述べる機會に詳述する豫定である。娘時代は未だ親の愛情が其の待遇を和らげて居るが、一度嫁となると其の生活は全く奴隸のそれと選むところがない。中以下の家族にあつては一般に賣買婚の行はれる結果として、夫又はその家族が經濟的事情に迫られて妻を賣り、又は質入れする習慣がある。妻又は嫁は、夫又は家の財産たる性質を多分に持つて居るところから、其の待遇が自然に奴隸的となるのである。斯様なわけだから女性の家族制度に對する呪咀には最も深刻なる理由があるわけで、彼等の呪咀を表現する最後の方法は自殺である。支那では嫁の自殺ばかりでなく、娘の自殺も他の國々に比べて著しく多い様である。親戚の娘は、其の嫁入支度に金の腕環を買つて貰つたのに、自分は家が貧しくて銀環しか嵌められないと云ひ聞かされると、彼女は忽ち思ひつめて井戸に身を投げる。斯様な出來事は漢字新聞紙の社會面に尋常茶飯事として十把一からげに報

道される。それ程女性の自殺が盛んに行はれるのである。今一つの表現法はアーサー・スミス氏の *The Village Life in China* に紹介したところのもので、有名な廣東省順德縣の拒婚同盟である。ミス氏は娘が結婚後の恐ろしい生活を嫌ふあまりに、幾人かの同志を誘ひあはせて同棲生活を営み、若し其中の一人が嫁入りを強ひられて拒むことの出來ない時には枕を並べて自殺を遂げると云ふことを、其の當時の官報の記事に基いて報告した。廣東人なる胡漢民氏が民國九年に國民黨の機關雜誌『建設』に發表した「經濟的基礎より見たる家族制度」には、此の驚くべき習慣に對する一層深い觀察が述べられて居る。それに依れば「廣東省の順德・香山・番禺各縣の女性間には不落家なる習慣がある。彼等は桑を摘んだり蠶蠶をしたりして獨立の生計を営み得る故に結婚を望まない。彼等の力では父母主婚の慣例を破ることも出來なければ家族倫理の傳統的勢力に抵抗することも出來ないので、婚姻を欲せざる娘達が結束して之れを避けるのである。申す迄もなく家族專制に對する反動であるが、併し此の習慣は經濟事情に沿うて現はれたものであることに注意せねばならぬ。何となれば若し彼等にして勞働の機會を求めて經濟的に獨立し得るのでなければ家族制度に對する惡感をあの様な形で表現することは出來ないからである」。胡氏の此の觀察は正しいと思ふ。従つて今日の様に資本主義的企業が支那にも發達して來ると、そこに獨立生活の機關を得た多數女性の家族制度に反抗する力は急激に増進し來るであらう。

無産者の現行家族制度に對する利害及び態度は學生や女性のそれと違つて餘程複雑な内容を持つ。支那の家族制度が宗及び家なる二つの要素から成立つて居ることは前に述べたが、無産者の家族制度に對する關係を明かにする爲にも、矢張り此の二つの要素の一々に就いて考察する必要がある。先づ宗に就いてあるが、封建及び貴

族時代には宗が必然的に固定せる官職又は社會的地位を伴つて居たが、官僚支配の時代となつてその客觀的要素が著しく稀薄となり、主として共同祖先に對する崇拜或ひは雍正帝の強調した様な共同の血脈と云ふが如き主觀的抽象的要素に頼らねばならぬことゝなつた。尤も人口の稀薄であつた時代には、宗族制度の抱擁力が大きかつた爲に、その社會政策的効果の著しいものがあつたが、乾隆以後には之れを維持することが出来なくなつた。従つて今日では宗なる要素は純粹に主觀的且つ抽象的なる觀念以外の存在ではなくなつたのである。斯くの如き要素が少くとも無産者の生活に取つて無意味なものに過ぎないことは多言を要すまい。一層悪いことは宗族制度が其の構成員に對して要求するところのものを、無産者は其の經濟的境遇から満足に履行することが出来ない。宗族制度にはそれに附帶した煩瑣な儀禮があり、或る宗族の構成員が此の儀禮を亂すことは他の宗族に對して「面子」を喪失することゝなる。「面子」とは日本の一部社會で「顔」と云はれるものに似通つた一種の社會的感情であるが、支那人は殊の外之れを尊重し、面子を保持する爲に一命をなげうつたことは決して珍らしくない。支配階級の要求から起つた保守的な宗族制度であるから、宗族の面子が一層重大に取扱はれることは申すに及ばない。従つて宗族の面子を傷つけた構成員は、其の原因の何たるに論なく仲間から制裁又は壓迫を受けなくてはならない。之れは構成員の生活に取つて此上もない脅威であるから、彼等はどうにかして免れようと苦心する。而して宗族制度の要求する儀禮には、多くは物質的犠牲の伴ふものであるから、斯くの如き習慣から第一に苦められるものは無産者である。而して重大なる面子の侵犯は彼等の退身を餘儀なくせしめ、茲に彼等は單に經濟的能力の乏しいことの爲に、家郷を離れて所謂流民の群に入らねばならぬことゝなる。農業労働者が多くは自己の

居村で働くことを避けて近隣部落に雇はれる習慣のあるのも、恐らく前記の様な習慣が一原因となつて居るものと考へられる。即ち彼等の生活に取つて全く無意味なる宗が却つて彼等に經濟的犠牲を要求し、甚だしきは退身を要求する。彼等は家族制度に於ける宗なる要素の存在を呪はざるを得ない。次には家であるが、家は血統の維持なる主觀的要素と經濟生活の安定なる客觀的要素との結合とされてゐる。然るに血統の維持なる觀念は宗の要求するところ、即ち彼等の呪ふところである。又血統の維持は財産を基礎とする場合に初めて可能なものだから、無産者の血統は大體に於いて短命なるを免れない。生活の安定を計る爲には妻を持ち子供を養ふことが先づ要求されるのであるが、宗族の面子を維持しつゝ妻を迎へる爲には纏まつた「金額を財禮」として用意しなくてはならない。之れは中産以下に取つて重大な負擔であり、出稼者の少からぬ部分が専ら「財禮」を稼ぎ溜めることを目的としてゐると云ふ事實に徴し、如何に家族制度の要求が貧しい人々を壓迫して居るかを知らべきである。家族制度は又多く子供を生むことを要求するが、生活に餘裕あるものばかりでなく、貧しいものも子供を生むことに對しては同じ程度の強い要求を持つて居る。之れは一見不思議な様であるが、生活費用の極めて低いこと及び家族相互間の扶養義務が強い威力を持つて現在の支那に在つては、打算の見地からしても子供を育てることは案外有利な仕事であると一般に考へられて居る。即ち富裕なものは血統の繁榮を冀ふ爲に、貧しいものは老後の扶養をあてこみとして、何れも子供を生むことに熱中するわけである。無産者の現行家族制度に對する關係を要約すれば、彼等は一般に宗族制度に興味を持たず、或ひは之れを呪ふ立場にある。第二に彼等は血筋又は家系の存續に興味を持たず、假令之れを望んでも彼等の家系は一般に短命なるを免れない。妻を娶ふことは生活の安定上

彼等にとつても望ましいことに相違ないが、現行家族制度の要求する儀禮は甚だしく彼等を困惑せしめる。此の矛盾から形式をさけて實質をつかまうとする種々なる變則的慣習が生れた。此種の習慣のなかには傳統的貞操觀念を嘲笑する如きものさへある。子を生むことは富裕なるものと同じく彼等の希望するところであるが、元來が血統維持の爲でなく、單に老後の扶養を期待するに過ぎないのだから、養子に關しても亦變則的慣習を生ぜざるを得ない。此種の習慣の殆んど總てが宗法の傳統に對する明白な叛逆であることは特に注意に値する。

(四)

支那の家族制度は祖先崇拜を其の心理的根據とし、而して此のプリンスブルは普く下層社會に迄も行渡つて居る様に見える。水呑百姓の小屋を訪れて見ても、屋内の最も神聖な場所なる土間の正面に神壇を設け、そこには系圖、殊に自身の屬する宗族の祖先及び其後の死亡者の名を書込んだ一枚の紙片が恭しく貼りつけられて居る。工場労働者などの出稼先の假住居にさへ此種の過去帳を發見することは決して珍らしい例でない。過去帳の宗族制度に對して持つ意味を明かにする爲に、『中國民事習慣大全』親屬の中から次の一習慣を引用しよう。此の書は司法部が全國の司法機關を通じて採集した民事習慣を分類摘要したもので、相當に信用の置ける文獻の一つである。順昌縣では家族主義が重んぜられる。一姓の中、直系から流れてた尊卑の字派を家派と云ひ、傍系から流れた分房の字派を房派と云ふ。宗族が如何に大きく其の人口が如何に多くとも、家派及び房派を遡るときは其の續きが直ちに明白となる(福建省順昌縣習慣)。

茲に所謂家派は一般的に大宗、房派は小宗と呼ばれるものに當る。前に述べた過去帳はそれに依つて其の所持者が何れの宗族中に如何なる字派を占むるかを明かにするものである。字派は所謂昭穆の俗語で、血筋に於ける尊卑の順序を意味する。血統に對して格別の利益を感じない無産者の間にも祖先崇拜の習慣がまだ其の命脈を保つて居ることは、前記の事實に徴して之れを知るのであるが、併し彼等に向つて「諸君は何故に祖先を崇拜するか」と質問したならば、彼等の多くは唯呆然として答ふるところを知らぬであらう。私共の經驗に依れば、彼等が祖先崇拜の習慣を維持して居る理由は、主として(一)之れに背反すれば社會的制裁を免れないこと、(二)道教信仰及びそれから發生した種々なる迷信に強制されることの二つを出でないもの、様である。若し此の觀察に幾分の眞理があるならば、無産者の祖先崇拜は外來的消極的要求に基くところの形式的行爲に過ぎず、内在的積極的要求に出るものでない。之れは蓋し當然のことで、彼等自身は祖先を崇拜し、又はそれに愛着する何等の理由をも有しないものである。右の如き事情から無産者の血統維持に對する觀察は自然に稀薄ならざるを得ない。血統觀念の稀薄は、第一に養子に關する習慣の上に現はれ、第二に財産相續の上に現はれる。但し後者に關する習慣は中産者の社會を中心として發生するもので、無産者の生活とは交渉が少いから、茲では記事の冗漫を避ける爲に専ら養子習慣のみを取扱ふこととする。養子は其の目的に従つて二種に區別することが出来る。(一)嗣子及び(二)義子である。嗣子とは宗祧を承繼する養男である。義子とは宗祧を承繼せざる異性又は同姓異宗の養子である。嗣子は當然男子に限られるが、養子の場合には男女を問はない。尙ほ此外に「養子」なるものがあるが、それは三歳以下の捨子及び便宜上同宗の子を引きとつて撫養するものを意味し、茲では特に區別する必要があるを認めな

い。何となれば「養子」はゆく／＼嗣子又は養子に直されるか、然らざれば一時的の扶養關係に止まるものだからである。右の中で日本の意味での養子に相當するものは唯嗣子のみで、養子は養家との間に親族關係を生ずることなく、此の目的は唯相互に生活の安定を謀るに在り、若し養親に財産あれば養子は其の分前に與ることを得る（『臺灣私法』第二卷第四章第三節）。嗣子なる養子縁組に於いて、養親子の要求さるゝ資格として『臺灣私法』に列擧されたものゝ中重要なものは、養親にあつては實男子孫なきこと及び男子なることであり、養子にあつては獨兒ならざる男子なること及び養父と同姓なることである。以上は大清律令の要求する條件で、宗法精神の嚴格なる維持を期待するところのものである。宗法精神からすれば、養子は養父と同宗の者でなくてはならないが、此の法則に絶對的の拘束力を附與するときは、宗族の小さいのにあつては合法的な繼承者を得ることが出来ない場合を屢々生ずる。此の不便を緩和する爲に遠い過去に於ける同宗關係の存在と云ふ小傳統的觀念から養子の範圍を同姓にまで擴張したものであらう。而して舊法及び舊判例では異性のものを嗣子とすることを絶對に禁止して居た。然るに清末に立案された『民律草案』では之れに例外を設けて、若き子なきものが同宗兄弟の子を立つることを欲せざるときは、左記各人中から嗣子を選定することが出来る。

1. 姉妹の子
2. 婿
3. 妻の兄弟姉妹の子(千三百九十一條)

此の規定は右理由書にも記された通り支那の傳統を破つたもので、草案が其の當時評判の悪かつた原因の一つ

をなしたものである。姉妹の子は申すに及ばず、婿も其の妻が家附の娘である以上、血統繼承の目的は達せられるわけであるが、妾の兄弟の子を嗣子とすることは、支那家族制度に對する叛逆であるとの批難を免れない。立案者は此の理由書の中に情誼關係から其の妥當を主張して居るが、之れは寧ろ傳統的なる法律的及び文化的要求に背いて民間に發達した習慣に順應したものととして、全然新しい立場から批評さるべきものだと思ふ。かゝる立場から云へば前掲の例外的規定は充分に成立し得るものであり、殊に民國以後此の草案を條理として司法官の有力なる根據とされて居るものであるから、今日では最早嗣子の場合に於ける宗法固守の傳統は大いなる破綻を生じたものと云ふべきであらう。今『中國民事習慣大全』及び『臺灣私法』の記すところに依り、養子に關する民間殊に無産者間の習慣を考察し、それが如何なる程度に傳統的家族制度と背馳して居るかを考察しよう。

(一) 獨子出繼。大清律例が獨子の出繼を禁じてゐることは前に擧げたが、『民律草案』にも「獨子は出で、嗣子となることを得ず。但し兼祧するものは此の限りにあらず」(千三百九十三條)とある。然るに民間の習慣では、貧困なる親は獨子でも之れを養子に出すことが出来る。例へば『湖北省穀城縣の習慣では家計の貧苦なるものは、其の子が獨子であつても出で、他人の嗣子となることを得る』(『民事習慣大全』親屬)とあり、同省五峰縣の習慣も同様である(同書雜錄)。又『臺灣私法』に依れば「臺灣に於いては同宗又は外親に承繼者なきときは生家と親族の家とを兼承するを以て獨子が生家を棄て、他の養子となる場合なし。然れども貧窮自贍する能はざる者は屢々獨子を他に賣斷して「螟蛉子となすことあり」とある。右の擧例は楊子江以南に限られて居るが、北支那では經濟上の理由から同じ習慣が成立し得ることは容易に想像されるところである。因に兼祧とは『臺灣私法』に所謂

「獨子は生家と親族の家とを兼承」するの意味である。

(二) 異姓養子。異姓の養子は大清律例の絶対に禁制するところであり、『民律草案』の立案者は條理と習慣とを斟酌して緩和を求めたが、而も其の範圍は前掲の如く狹隘なものに止まつた。然るに『民事習慣大全』に記されたところを見るに、異姓養子の例は全國を通じて枚擧に遑ない。子なき者が異姓を入れて嗣子とする習慣は特に例を擧げて立證する必要もない程で、實子ある上に異姓の子を迎へて嗣子とする習慣や二人以上の嗣子を迎へる習慣さへある。例へば「湖北省五峰縣では實子のある上に嗣子を入れたり、一人の嗣子を定めた後、更に多數の嗣子を立てることも出来る。竹谿・麻城・鄖の三縣では、實子あるものは更に嗣子を入れることが出来ないが、既に一人の嗣子を入れたものが引續いて多數の嗣子を入れることを許される。其の數は、麻城縣では三人、鄖縣では二人を限りとし、竹谿縣では無制限である」(『民事習慣大全』親屬)。類似の習慣は同省興山・京山・潛江・竹山の諸縣にも行はれる(同書)。民間に血統觀念の廢れて居ることを證據立てる資料として、陝西省の司法官は同省鳳翔縣の習慣を左の如く報告した。四十歳以上にして子なきものは嗣子を迎へなくてはならない。それには宗族中から選ぶものもあり、更に他人の寡婦が孕んで居る場合に出生後嗣子とすることを豫約し、女が生れるとそれに婚養子をして自身の姓を繼がせるものさへある。之れは民間の無智なるもの、間に血統を重んずる習慣が早くから廢れて居ることを示すものである(同上)。

異姓嗣子及び多數の嗣子を迎へることに關して其の理由を述べたものがある。前者に關しては安徽省感德縣では長髮賊の亂後人口が消耗して子のないものが同宗中から嗣子を選ぶことの出来ない爲に、多く異姓の者を以て之れを補充した。此の習慣が久しく行はれた爲に、同族中に候補者のある場合でも、族人の承認さへ得れば異姓の子を嗣子とすることが許される。又天長縣では子のないものが善堂から男の嬰兒を貰ひ受けて跡取りとし、或ひは實娘又は養女に婿を取つて老後の生活の安定を計り、且つ宗祧を繼承せしむる(同上)。後者に關しては福建省司法官の報告に左の如きものがある。漳平縣の下游一帯では家族觀念が至つて重く、各宗族は其の規模の大きいことに依つて郷里に勢力を振ふことが出来る。又宗族内の各家族に就いて云へば、大きな家族は小さい家族よりも勢力がある。故に子なきものは申す迄もなく、子のある者でも數人の嗣子を取つて勢力の擴張を圖る(同上)。福建省の此の例は前に述べた湖北省のそれと共通したものであるが、若し勢力を張る爲に起つた習慣であるとすれば、それは寧ろ中産以上の家族又は宗族の間に主として行はれるものであらう。血統觀念の廢れて居ることを立證するに適した今一つの特例が河南省開封縣に行はれる。それは生み落した子供が一月未滿で死んだ場合に、貧家の嬰子を私かに買ひ受けて實子と冒稱するもので、俗に之れを買血姓と呼ぶとのことである(同上)。異姓養子と關聯ある今一つの特例な習慣は「死帶」と名付けらるゝものである。「死帶」に關して『民事習慣大全』の採録した例が二つある。それは山西省及び陝西省で行はれる習慣であるが、其の内容は大體同一である。寡婦が再嫁する場合、若し前夫との間に生れた子供が幼くて之れを養育するものゝない時には、連子をしなくてはならない。其の場合には結婚契約書の中に必ず「死帶」又は「活帶」なる條件を記入する。「活帶」とは後夫の支出すべき財禮の中から子供の養育費を引去り、其の生長後に本姓に復歸せしむるものを云ふ。又死帶とは子供を後夫の姓に改めて永久に其の家に歸入せしむるものを云ふ。後夫に子供のない場合は死帶の行はれることが多い。故に死帶

の男子は後夫の一切の権利義務を相続し、死帯の女子は後夫が其の配偶を撰む（陝西省渭南・鎮巴・柵邑各縣習慣）。山西省嵐縣の習慣では後夫に男子ある場合でも、死帯の男子は其の實子と同等の財産相続権を附與せられ、又後夫に實男子なき場合には、死帯の男子が其の宗祧を相続することが出来るとなつて居る。

(三) 嗣子と養子。嗣子は日本の養子。養子は遺産の分配に與ふことはあるが、養家との間に家族關係を生じないことが原則となつて居る。例へば河南省の黄河以北の各縣に行はれる習慣に就いて次の如き報告がある。

河北地方の諺に「養子あるも養孫なし」と云ふことがある。其の意味は「養子は異姓から來たものであるから親子關係を生じない。即ち養子なる言葉には「我族類に非ず」といふ意味を含んでゐる。然るに養孫は自身の家に生れたものであるから養子の血筋とは云ひながら情誼上親身の孫と變りはない（『民事習慣大全』雜錄）。嗣子と養子との間には宗法精神から見て斯くの如き嚴重な差別がつけられて居るのではあるが、中産以下の社會では、斯くの如き觀念を逆用して養子選擇の範圍を擴張する傾向がある。即ち習慣を異姓のものから迎へることは宗族内部の反對を受け易いので、先づ自身の望むものを養子として引入れた後に何時の間にか嗣子に直して了ふのである。例へば養子は情誼の結合に依つて親子の關係を生ずる。義親となるものは多く宗族中に嗣子として迎ふべき男子を持たないものであり、且つ養子を愛して之れとの間に長年の相互扶助關係を保つてゐるところから、兩者間の情誼は實の親子と變りがない。従つて義親に財産ある場合には養老及び埋葬の費用を除いて此の餘は養子に相続させる（熱河特別區凌源縣習慣）。右は記述が不完全の爲に、嗣子に直すものであるか否かは明白でない。唯實の親子と變らない程度の情誼關係が発生すること及び全財産を養子に繼承せしむることから、それが實質上の

嗣子となつて居るものと推察し得るに止まる。然るに次の一例の如きは明かに異姓の養子を嗣子に直す習慣の存在を立證するものである。民間では老いて子なく扶養者を缺くところから往々自己の意志を以て族人の了解を求め、異姓の養子を立て、嗣と爲し、全財産を之れに繼承せしむる（陝西省郿陽・華陽・洋各縣習慣）。單に養子ばかりでなく異姓の「養子」をも嗣子に直して習慣及び財産を相続せしむる習慣がある。例へば男女が三十歳以上となつて子がいない場合は、異姓の幼兒を抱養して之れに財産及び宗祧を相続せしむる。故に此の身分は嗣子と同一である。其後實子が生れても、抱養子は財産の分配を受けることが出来る（綏遠特別區歸綏縣習慣）。

又熱河特別區凌源縣には「代養子」なる習慣がある。代養子は「孤兒が其の母の再嫁に従ふものを云ふ」とあり、且つ此の子供が後夫の家に入籍するものであるから、其の性質は死帯と同一である。但し「襁褓の中にある幼兒」を後夫が收養すると解釋する時は、捨子を收養する場合と其の性質同じく、即ち支那の習慣に於ける「異姓の養子」となる。而して代養子は其の屬する宗族の同意を得た上で、後夫の宗祧を相続させることが出来るのである。

(四) 女子の相続権。支那では宗祧の相続と財産の相続とが嚴格に區別される。宗祧の相続権には必ず財産の相続は宗祧の相続と獨立して行はれ得る。宗祧相続は「男系主義・直系主義・嫡長主義にして宗子たる者は必ず其の父祖の直系男卑屬にして嫡長の地位にあるものならざるべからず」（『臺灣私法』第二卷第六章第一節）と云ふを原則としたが、今日では此の古傳統の維持されて居るのは極めて僅少な貴族的生活者の間に止まり、宗祧の相続とは單に嫡長子孫に限らず、庶子及び嗣子も亦「繼子」即ち宗祧繼承権の所有者であると觀念される（同上）。宗祧相続権の内容に於ける此の著しい變化は何を意味するかと云ふに、屢々指摘した通り宗祧が宋代以來重要な實質

的利益を伴はなくなつたことに其の主要原因を持つ。それ以前には嫡長の地位に在る者は血統に附随した政治的又は社會的特權の繼承を保證されて居たから、宗祧の一子相傳制が確定不動の原則とされて居たのであるが、此の實質的特權を失喪すると共に、前記の如き制度は意味をなさなくなり、實質的利益たる財産相續の衆子均分制が宗祧相續に反映して、後の場合に於いても衆子均分の原則が前の一子相傳を排斥して全國的習慣たるに至つたのである。而して此の變遷過程は、又將來に於いて宗祧相續なる行事の全然滅亡し去るべき運命にあることを豫示するものであり、大家族制度の根幹たる血統觀念又は親子關係の重視が小家族制度の根幹たる夫婦關係の重視に代位される運命を豫示するものであると思ふ。斯くの如き傾向は必然的に女子の家族内に於ける地位の向上を誘ふものであらねばならぬ。舊時の律例は勿論女子の宗祧相續權を認めず、財産相續權に關しては妻及び女子が例外的に相續者たり得ることを規定する。妻の相續權は被繼承人に實男子孫及び嗣子なき場合を限りて發生し、女子相續の順位は妻又は姦生子に次ぐこととなつて居る（『臺灣私法』第二卷第六章第二節）。『民律草案』には特に宗祧相續に關する規定なく、財産相續權に於いて正當の相續人なき場合には左の順序に依つて之れを定むべきことを規定する（千四百六十八條）。

一、夫或妻

二、直系卑屬

三、親兄弟

四、家長

五、親女

同理由書に依れば、相續には財産の相續と宗祧の相續とがある。宗祧相續は唯被相續人の直系卑屬に限られるもので、若し被相續人に子孫がない場合は宗祧は茲に絶えるのであるから、唯遺產相續のみあつて宗祧相續とは無關係であると斷つて居る。之れは宗法精神から見て當然のことと云はねばならぬ。然るに『民事習慣大全』に依れば、湖北省内には女子に宗祧相續權を與へる習慣がある。

一、湖北省漢陽・竹谿・興山の三縣では子女なく且つ宗族内に昭穆に相當する男子なきものは、宗族内の昭穆相當の女子を嗣子とすることが出来る（『民事習慣大全』親屬）。

二、同省潛江縣では子女及び昭穆相當男子なきものは、女子を嗣子として之れに婿を配することが出来る。竹山縣も大體同様である（同上）。之れは珍しい例であるが、前記の如き一般的傾向から見ると、それに合致した習慣として注意に價すると思ふ。

附言。支那の家族制度、従つて其の動搖しつゝある姿を觀察する爲には宗及び家なる二要素の一々に就いて吟味しなくてはならない。以上は養子に關する習慣を通じて宗の亡び行く過程を眺めたものに過ぎない。私の豫定では婚姻に關して發生した下層社會の諸習慣を通じて、家なる觀念及び其の組織が何れの方向に向つて變化しつゝあるかを考察しようと考へて居たが、此方は養子習慣とは比較にならぬ程複雑な内容を持ち、斯くの如き一小文中に併論することはまことに便利が悪い。依つて他日「無産者の家族生活」の諸相を考察する場合に改めて取扱ふこととした。

（昭和二年一月『我等』第九卷第一號）

第二節 支那婦人の環境及び問題

一 序 説

支那婦人の與へられたる環境は一言に盡きる。曰く大家族組織。昨日まで同じ組織の鐵桶の中に女性を閉込めて居た我々日本人は、比較的容易に支那婦人の苦しい境遇を理解し得る道理である。勿論同じく大家族組織とは云つても、支那と日本との間には著しい相違がある。大雑把に云へば此の相違に該當する分量だけ、日本の婦人よりも支那婦人の方が餘計に苦しい立場に置かれて居る道理である。但しそれにも二つの重要な例外のあることを見逃してはならない。其の第一は凡ゆる階級を通しての母殊に寡婦たる母（家母）の家族組織内に占める地位あり、第二は傳統的な家族制度を維持し得ないところの社會層即ち下層庶民家族に於ける女性の地位である。

支那に婦人問題の起つたのは、抽象的に云へば日本と同じく西洋の個人主義思想に刺戟された爲であり、具體的に云へば一九一九年（民國八年）の五四運動に刺戟されたものである。五四運動の性質は日本の壓迫に對抗する單純な民族運動に過ぎなかつたけれども、それは同時に支那青年の心の奥深く潜んで居た「解放の要求」の一部分的表現であつた。五四運動が開展して打倒軍閥運動となり、反帝國主義運動となり、更に平民教育運動や労働運動や婦人運動となつたのは其の爲である。従つて支那の婦人運動も亦他の國々の初期婦女運動と等しく、男性

及び男性本位社會の偏頗な拘束から女性を解放することを其の主旨とするものである。支那に個人主義思想に立脚した婦人解放運動の歴史が始まると、數年にして共產主義者の社會主義思想に立脚した婦人運動が起つた。共產主義者達は支那に對して二重の革命が必要だと認めて居る。即ち第一次に資本家的民主主義革命、然る後に共產主義革命と云ふ順序を豫定して居る。従つて彼等の婦人運動に關するプログラムにも亦二段の備へがある。第一次革命のプログラムが國民黨や自由民主主義者のそれと同一範疇に屬するものなることは前記の理由に照らして當然であり、第二次革命のそののみが彼等に獨得なものである。

二 婦人と奴隸（女子と小人）

先づ環境の方面から考察を始めよう。支那社會では有史以來、男性のみが完全人格を備へるものと觀念されて來た。然らば社會構成の一半を占むる女性は何であるかと云ふと、第一に生殖、第二に家事の爲に勤勞する道具たるに止まる。婦人は娘時代から妻たる時代を通じて嚴重に家族組織の中に封じ込まれ、綠日やお寺詣りは申す迄もなく、門口に立つて往來を眺めることさへも不謹慎な行爲として非難される。僅かに家族外との交渉の許されるのは家母となつてからのことであるが、それすら僅かに親戚故舊間の儀禮又は經濟關係を處理し得るに過ぎない。即ち支那の女性の中で完全人格を認められるのは家母のみであるが、併し公務即ち部落統制に關する問題は申すに及ばず、自身の手又は名に於いて企業することも許されない。婦人の地位が斯くの如く低いところから、婦人教育は有害無益だと云ふ意見を生ずる。甚だしきは「婦人の學問は家計に必要な計算及び記録が辛うじて出

来る程度に止むべきである。詩文は淫亂の媒介であるから、之れを教へることは罪惡である」と云つた様な驚くべき偏見が起る。

昔し孔丘は「女子と小人とは養ひ難し」と云つたと傳へられる。之れは恐らく折に觸れての激語であらうし、殊に封建時代の出来事であるから、後世には通用しないと考へるのが常識であるが、併し支那に於ける事實は常識と正反對に開展して居る。茲で少し許り字句の講釋をして置く必要があると思ふが、小人とは身分の卑いもの即ち當時の庶民——奴隸・農奴・家奴及び少數の自由民——であり、養ひ難しと云ふ意味は「可愛がれば附け上り叱れば拗ね叩けば泣く」ところの始末に悪い動物と云ふ意味であらう。實際今日の支那の男性が押しなべて持つ女性観も全く此の通りである。單に支那ばかりでなく、日本は之れと大同小異であり、英國の男性でも女性の取扱には内心持て剩し氣味である。何故女性は男性に取つて斯く迄手数のかゝる代物であるか。其の理由は至つて簡明である。それは男性が單に性の相違の故に久しい間不當に同類たる女性を壓迫し、且つ其の優越權の無條件拋棄を肯んじようとしなからである。家族制度の今尚ほ殘存する支那や日本で女性解放の叫ばれることは何の不思議でもなく、女性尊重の傳統を有し殊に最大限度の選舉權まで許して仕舞つた英國に於いて、尚ほ男性が女性難に惱まされて居ると云ふ事實は、個人主義乃至資本主義社會では、婦人問題は永久に解決されず、少くも天に登ると同じほどに困難な問題であることを示すものではあるまいか。思ふに婦人問題の根本的解決は、婦人問題なるものを一切此の世の中から拭ひ去つて仕舞ふことではなくてはならぬ。其の爲には兩性の中に蹣る一切の差別を排除することが先決問題であらう。人爲的の差別は人間の力で排除し得るとしても、生理上の差別はどう

することも出来ない。生理的條件中の他の相違は兩性間の分業によりて遺憾なく埋め盡し得るとしても、妊娠中・分娩後に起る女性側のハンディキャップだけは永久に残らざるを得ない。ところで生殖は女性だけの責任でもなければ、又彼等のみの利益に歸するわけでもない。責任は相手方たる男性と甲乙なしに分擔すべき性質のものであり、又生殖の利益は兩親よりも寧ろ主として社會に歸する。男性の責任と社會の利益とを、女性が生理的のハンディキャップとして單獨に引受けるのであるから、男性も社會も女性の此の犠牲に對して賠償の義務を負はねばならない。然るに既に爛熟期に入つたと云はれる個人主義即ち資本主義社會では、女性の此の犠牲に對して何等明確なる賠償又は保障を規定しようとしな。それは併しながら當然のことかも知れない。何となれば個人主義社會は各自の責任に於いて生活することを原則とし、資本主義社會は經濟的利益の前に人間の生存權を否定する社會だからである。右の議論に若し半面の眞理があるとなれば、支那の婦人達はたとへ自由主義者や國民黨の援助を得て大家族主義の地獄の中から救ひ出されても、其の瞬間更に個人主義又は資本主義社會と云ふ男性本位の第二の地獄に繋がる道理である。併し支那婦人の現在の苦惱に就いて見れば、彼等の焦眉の問題は何を措いても家族組織の重圍の中から抜け出すことであつて、將來起り得べき煩悶などを顧慮する暇がない。それ程支那婦人の現在の境遇は悲惨なのであるから、私は次に之れに關して簡単な考察を加へて見よう。

三 支那婦人の環境

若しイギリスを個人主義社會の、ロシアを社會主義社會の典型と云ひ得べくば、支那は正に典型的なる家族主

義社會と云ふことが出来る。家族主義社會の組織單位は個人に非ずして家族である。斯様な社會に於ける家族構成は、少くも有史以後にあつては一つの例外もなく男系的大家族組織であり、各家族は男性の家長權によりて統制される。大家族制度に於いて最も尊重せられるものが二つある。第一は家系、第二は家産である。家系の尊重は、家が純粹な血筋に於いて永續することの願望を其の心理的基礎とするものである。何故に此の階段に於ける社會が血筋の純粹と家の永久性とを望むかと云ふに、人類の文化が或る程度に發達すると、それに伴つて自我の觀念が發達する。個人の生命の短促なるに不満を感じるものは自身の血を受けたものを時間的及び空間的に擴大することによりて、自らの不満足を補はむとする。此の欲求が宗教心と結び附けばそこに所謂祖先崇拜の情操が起る。生命延長の利己的欲求と祖先崇拜の半宗教的情操、大家族社會に於ける家系尊重の心理は、右の二つの心的要素の化合物である。家産の尊重は經濟的要求に基づくもので、別に説明の必要もあるまい。家系及び家産の尊重は恐らく母系家族時代に既に其の萌芽の認められたものであらうが、その成熟及び固定は父系家族制の成立を待つて行はれたと見るべきであらう。右に述べたところによりても、男系大家族制度の正しい型が凡そ如何なるものであるかは容易に推定し得られる。即ち先づ第一に女性に對する男性の優越である。女性は家長權を有せず又家系相續の權利を奪はれて居る。家長と家系相續者とは原則上同一人でなくてはならぬが、併し家長の地位は家族統制と云ふ實務上の責任を負はされるものであるから、家系相續者に其の能力を缺く場合には他の者が家長權を代行せねばならない。女性は又祖先祭祀の儀禮から除外せられ、婚資以外には家産に對して容喙の權利を持たない。之れを要するに正統的大家族制にあつては家系相續權・家長權・祖先祭祀權・家産權と云ふ最も重

要な權利の總てを剝奪されて居る。然るに男性中の或者は右四種の權利の總てを享有し、又他の者は少くも二種の權利を現實に享有するのみならず、一切の男性が總ての權利を享有し得る可能性を持つて居る。個人主義社會にあつては家族組織なるものは何れの方面から觀察しても重要性を持たないから、其の内部に於ける權利の分配がどうあらうと社會的には格別の意味を持たぬが、併し大家族制の國家社會では、各人に取つて之れ以上重大な社會的事實はないと云つても過言でない。ヘンリー・メーンは其の名著『古代法論』の中に古羅馬の家族制度を考察してその國家性を指摘した。支那の家長權が古羅馬のバトリア・ボテスタス程強大なものでないとしても、而も現代支那の大家族内部に或る程度の國家機能の今尚ほ殘存して居ることは疑ひ難き事實である。此の觀點から男女の立場を見ると、男性は此の小國家に於ける統治機能の一切を掌握し或ひは二、三を享有し、然らざるものと雖も總てが享有の可能性を持つと正反對に、總ての婦人は其の一切から除外された被治者の地位に釘付けされて居る。

四 死を急ぐ支那婦人

右に述べたところは男系大家族制の發生理由から其の組織内容及び權利分配の状態を演繹したもので、従つて凡ゆる時代及び凡ゆる民族の持つ正統的大家族制一般に妥當するものであるが、支那の家族制は略々完全に之れと一致して居る。日本の社會は家族主義制から個人主義制への過渡期にあり、従つて大審院が個人主義制の鼓吹に努める一方に、文部省及び或る時代の内務省は家族主義制擁護の宣傳に浮き身を尙すと云ふ奇觀を呈して居る。

又社會的に之れを觀察すれば、上層及び中層の半ばには家族主義が勢力を張り、中層の残る一半及び下層では個人主義が常識とされて居る。故に支那及び日本の家族制並びにそれに附着した諸傳統を比較對照しつゝ、支那家族制並びに其中に押込められた支那女性の境遇を明かにすることは頗る興味ある企てでなくてはならない。

日本の家族組織にも封建末期まで稀薄ながら國家性——殊に家長の族員に對する司法權——の殘滓を認めることが出來たが、明治革命の成果たる近世國家は比較的容易に之れを克服し盡した。大家族統制の第一標語は子弟に對する孝行の強制にある。此事は支那では實によく行はれ、通俗道德を宣傳する所謂善書に「凡百の善行は、孝を以て第一となす」と特筆大書し、現行法たる大清律には尊族親に對する刑罰が苛酷に失する程度に規定されてある。之れを社會の日常行事に徴して見ても、動機の如何は別として、支那人の親孝行及び支那社會の親不孝に對する制裁は、到底日本のそれと日と同じくして語り難いものがある。親孝行と關聯して、支那家族制の顯著なる例外を爲す一つの事實がある。それは家族内に於ける家母の極めて高い地位である。家母と雖も女性には相違ないから家族内に於ける一切の權利から排斥されねばならぬ筈であるのに、事實は其の正反對で、彼女は一切の權利を掌握するところの獨裁權者である。形式的には驚くべき矛盾だが、併し此の矛盾はたま／＼「孝道」が大家族制の支那社會で如何なる程度に尊重されて居るかを立證する一現象に過ぎない。家母は此の場合女性として觀念される存在でなくして、家系相續者又は家長の「親」として觀念される。女ではなくて親なのであるから、家の族員は申す迄もなく家の主長たる男子までが、母の法律的及び傳統的親權に絶對服従を要求されるのである。歴史上に名高い「垂簾の政」は外國人にこそ異様な現象だが、大家族制殊に孝道を無上のものとして尊重する支那社會

では、極めて有り觸れた市井の瑣事に外ならぬ。家母の權威に比べると、其他の一切の女性の地位はお咄しにならない。恰も專制國家の被治者の如く、支那の女性は家族組織内にあつて凡そ想像の及ぶ限りの壓迫を受ける。それは前に述べた孔丘の言葉通り奴隸と異るところはない。我々が斯う云ふと、中流以上の家庭に於ける婦人達の表面自由にして整潔な生活狀態を引用して反對するものもあらうが、それ等の人々は古へのギリシヤ、ローマに於ける藝妓や家庭教師としての奴隸乃至は應接間の窓に置かれた鸚鵡の生活に就いて一考せられたい。彼等の或者は奴隸たること不幸を自ら意識し得ないかも知れない。併し多數は表面の華やかさに似ず、内心には深い物足りなさを感じて居るに相違ない。之れには山程の證據がある。單に自由主義者や國民黨員に影響されたフェミニストの群ればかりでなく、北京の漢字紙を讀んで居ると、此の大都市の自殺者の多數が年老いた滿洲旗人及び妙齡の支那女性で占められて居ることを知るであらう。實際支那の女性は、我々から見ると其の總てが病的ではないかと思はれる程昂奮し易く且つ死に易い。支那婦人の病的反抗性を最も鋭く具體化したものは廣東デルタの處女の間に行はるゝ「拒婚同盟」であらう。アーサー・スミス氏は『支那の村落生活』中に支那政府の公文書を根據として此の奇習を紹介し、同盟員の一人が兩親の命令に背きかねて自殺したところから他の同盟員が擧つて之れに殉じたと云ふ驚くべき事實を傳へて居る。現に國民黨政權の最高權威者たる胡漢民氏も、彼が上海に浪居中國民黨機關雜誌『建設』に發表した「經濟的基礎より見たる家族制度」の中に同じ問題に觸れて次の如く述べて居る。

廣東省の順德・香山・番禺各縣の女性間には不落家なる習慣がある。彼等は桑を摘んだり、養蠶をしたりして、獨立の生計を營み得るが故に結婚を望まない。彼等の力では父母主婚の慣例を破ることも出來なければ、

家族倫理の傳統的勢力に抵抗することも出来ないで、婚姻を欲せざる娘達が結束して、之れを避けるのである。云ふ迄もなく、家族専制に對する反動であるが、併し此の習慣は經濟事情に沿うて現はれたものであることに注意せねばならぬ。何となれば彼等にして勞働の機會を求めて經濟的に獨立し得るのでなければ、家族制度に對する惡感を、あの様な形で表現することは出来ないからである。

「不落家」とは家族生活に入らず、換言すれば嫁に行かないと云ふ意味であらう。又「父母主婚」とは親が其の子女の爲に婚姻の相手方を選定し且つ之れを強制する權利が、大清律で規定されてある。此の法律上の權利は同時に當然「家族倫理の傳統的勢力」であり、子弟に對しては不可抗力として作用するものである。殊に胡氏が廣東デルタの拒婚同盟なる習慣を經濟問題と關聯せしめて考へたことは、現在の支那の婦人運動が如何なる方向に向つて進みつゝあるか、少くとも進み得るかの問題に關して好個の指針を與へるものだと思ふ。此事に就いては更に後に説及ぶことがあらう。

五 支那婦人一代記

支那の女性が其の一代に與へられた運命を、成るべく簡單に且つ打碎いて記録して見よう。支那の女性は生れ落ちた瞬間から其の生存自體を彼女の家族から咒はれて居る、と云つたら本當にしない讀者が多いだらうが、併し之れは明々白々の事實であり従つて鐵の如き證據がある。「福惠全書」は專制時代に於ける縣知事の心得を書き連ねた權威ある書物だが、其中に「溺女」の惡習慣を消滅させるやう努力することが記されてある。通俗道教の

宣傳冊子中にも「溺女戒」又は「戒溺女文」と題したものが澤山にあり、之れに關して幾種かの歌さへ出來て居る。溺女とは女の嬰兒を人知れず水に沈めることである。尤も此の風習にはその行はるゝ地理的範圍が大體に定まつて居り、北支那では餘り見受けられない現象であるが、それとて水葬をしないと云ふだけのことで、女性の生存權の薄弱なことは、北方と雖も溺女の行はれる南方と五十歩百歩の差に過ぎない。之れに反して男子の出生の如何に熱望されるかは、子供を愛護すると信ぜられる神々（主として女神）の繁昌が、都鄙を通じて他の一切の神々を壓倒することによつて容易に推知される。何故男女の價値が斯くも極端に離れたかと云ふと、第一は男子は家を繼いで祖先の祭を營み得るが、女子は絶対に其の資格を持たぬ。實は女子が持たぬのでなくて、男性の側から資格を與へないのである。與へない資格を女子が持たぬからと云つて、其の生命をまで輕視する。此點では日本の家族制度は支那に比べては餘程寛大であり、それだけ女性の地位が家族内で高い道理である。第二の理由は男子なら官吏となつたり農業其他の職業に携はつて家族の名譽又は收入の泉源となり得るが、女性は其の反對に養育費を注ぎ込んだ揚句嫁入仕度まで調べて異姓家族に與へねばならぬ。支那は佛蘭西と同様に多子相續制であり、佛蘭西の人口停滞は此の風習が主なる一つの原因となつて居るのに、支那では單に富者のみならず貧者迄も多くの男子を擧げようとして觀世音菩薩に祈願をこめる。之れは一見不思議な現象であるが、アメリカの社會學者ロツス氏は其の支那視察記中に此の不思議を解釋して、一種の養老年金設定の努力であるとした。之れは正しい斷案であると私も考へて居る。女性とても娘時代には家事を手傳つたり内職を稼いだりするし、嫁入の場合には數十元乃至數百元の身代金を生むし、嫁入後でさへも親子共謀で嫁入先の財物を掠めることが貧富に論な